

## はじめに

本市では、平成19年3月に平成28年度までの10年間の計画期間とする第四次筑後市総合計画を策定し、基本構想に掲げた「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」の実現へ向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

前期基本計画の5か年が終了した今、わが国の現状を見つめ直してみますと、少子高齢化による労働力人口の減少や経済・産業活動のグローバル化の進行による国内産業の空洞化など様々な課題を抱えています。

地方自治に目を移しますと、国における地方分権の推進により、地方のことは地方の責任で判断し、実行するという自主・自立の行政運営が求められております。

このように国や地方の情勢が新たな時代へ向かって変化し、様々な課題が生まれてくる中で、市民ニーズを十分に把握するとともに、創意と工夫に満ちた市政運営に取り組み、市民の皆さんが明るく元気になれる未来を切り開いていかなければならないと考えております。

こうした中、筑後市の今後5年間を見据えた行政課題を整理し、課題を解決するために取り組む施策をまとめた「後期基本計画」を策定いたしました。

この計画をもとに、子育て支援や教育の充実、産業振興や良好な生活環境の整備など様々な分野で、元気な50,000人の筑後市をめざすための行政運営を進めてまいります。

そして、「筑後市に住みたい」、「筑後市に住み続けたい」と誰もが思う、そんな誇りを持つまちを創ってまいります。

最後になりましたが、今回の後期基本計画策定にあたり、市民アンケート等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ多くの関係者各位に心より感謝を申し上げます。

平成24年3月



筑後市長 中村 征一

# 第四次筑後市総合計画 後期基本計画 目次

序 論	1	政策4 いきいきと健康なまちづくり	
1 総合計画の構成	2		54
2 後期基本計画の策定方針	4	子育て支援の充実	
3 行政評価システムの活用	5	健康づくりの推進	
4 時代潮流	7	高齢者福祉の充実	
5 産業別動向	9	障害児・者福祉の充実	
6 財政状況	11	低所得者福祉の充実	
7 市民意識	13	地域福祉体制の整備	
8 定住促進	16		
9 土地利用構想	19	政策5 創造性と豊かな心を育むまちづくり	
			70
基本計画	21	学校教育の充実	
基本計画の見方	22	青少年の健全育成	
		生涯学習・スポーツの推進	
政策1 安全で快適な生活を支えるまちづくり		伝統文化・郷土文化の継承	
	24	男女共同参画社会の推進	
安全な水道水の安定供給		人権・同和教育の推進	
下排水処理施設などの整備			
消防・救急体制の整備		政策6 協働によるまちづくり	
秩序ある市域の整備			82
公共交通の確保と駅の利便性向上		市民協働の推進	
道路整備による利便性の向上		積極的な広報・広聴の展開	
		市民との協働による防災体制の充実	
政策2 資源・環境にやさしいまちづくり		市民との協働による犯罪が起りにくいまちづくり	
	38	市民との協働による交通安全体制の充実	
自然環境の保護と環境意識の醸成		衛生的で安らげる生活環境づくり	
循環型社会の形成			
河川・水路などの維持管理		政策7 新たな社会の形成へ向けて	
政策3 豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり			96
	44	情報化の推進と管理	
農業の振興		効率的な行財政運営の推進	
工業の振興		市民から信頼される職員・組織づくり	
商業・観光の振興		広域行政の推進	
勤労者福祉の向上			
		資 料	105
		1 施策別成果の方向性	106
		2 総合計画審議会	107

第四次筑後市総合計画 — 後期基本計画 —



# 序論

1	総合計画の構成	2
2	後期基本計画の策定方針	4
3	行政評価システムの活用	5
4	時代潮流	7
5	産業別動向	9
6	財政状況	11
7	市民意識	13
8	定住促進	16
9	土地利用構想	19

# 1 総合計画の構成

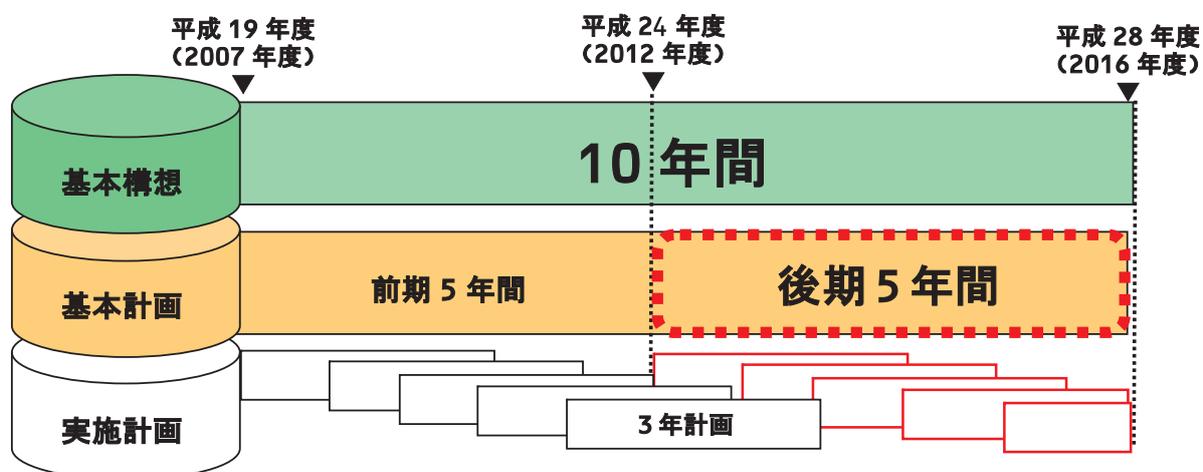
総合計画は、私たちのまち筑後市の長期的なまちづくりの方向を示す最も基本となるものです。市がめざすまちの姿を実現するために、福祉や教育などの分野ごとに作られる計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市民の皆さんとともに取り組んでいく指針ともなるものです。

本市では、平成19年度に「緑に恵まれ、活力と笑顔あふれる協働のまち 筑後市」を将来像とする「第四次筑後市総合計画」を策定しました。総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

基本構想は、めざす市の将来像とそれを実現するための政策を定めるものです。期間は、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間です。

基本計画は、基本構想に基づき、政策実現の手段となる施策を定め、各施策には、めざす姿とその達成手段となる基本事業を設定しています。平成19年度から平成23年度を前期基本計画、平成24年度から平成28年度までを後期基本計画としています。

実施計画は、基本計画の目標を達成するため実施する具体的な事務事業の向こう3年間の計画を示しており、毎年度の予算編成の指針となるものです。



総合計画の施策体系

基本構想		基本計画
将来像	政策	施策
<b>緑に恵まれ、 活力と笑顔あふれる 協働のまち 筑後市</b>	1 安全で快適な生活を 支えるまちづくり	1 安全な水道水の安定供給 2 下排水処理施設などの整備 3 消防・救急体制の整備 4 秩序ある市域の整備 5 公共交通の確保と駅の利便性向上 6 道路整備による利便性の向上
	2 資源・環境にやさし いまちづくり	1 自然環境の保護と環境意識の醸成 2 循環型社会の形成 3 河川・水路などの維持管理
	3 豊かな暮らしを支え 活力を生み出すまち づくり	1 農業の振興 2 工業の振興 3 商業・観光の振興 4 勤労者福祉の向上
	4 いきいきと健康な まちづくり	1 子育て支援の充実 2 健康づくりの推進 3 高齢者福祉の充実 4 障害児・者福祉の充実 5 低所得者福祉の充実 6 地域福祉体制の整備
	5 創造性と豊かな心を 育むまちづくり	1 学校教育の充実 2 青少年の健全育成 3 生涯学習・スポーツの推進 4 伝統文化・郷土文化の継承 5 男女共同参画社会の推進 6 人権・同和教育の推進
	6 協働によるまちづくり	1 市民協働の推進 2 積極的な広報・広聴の展開 3 市民との協働による防災体制の充実 4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり 5 市民との協働による交通安全体制の充実 6 衛生的で安らげる生活環境づくり
	7 新たな社会の形成へ 向けて	1 情報化の推進と管理 2 効率的な行財政運営の推進 3 市民から信頼される職員・組織づくり 4 広域行政の推進

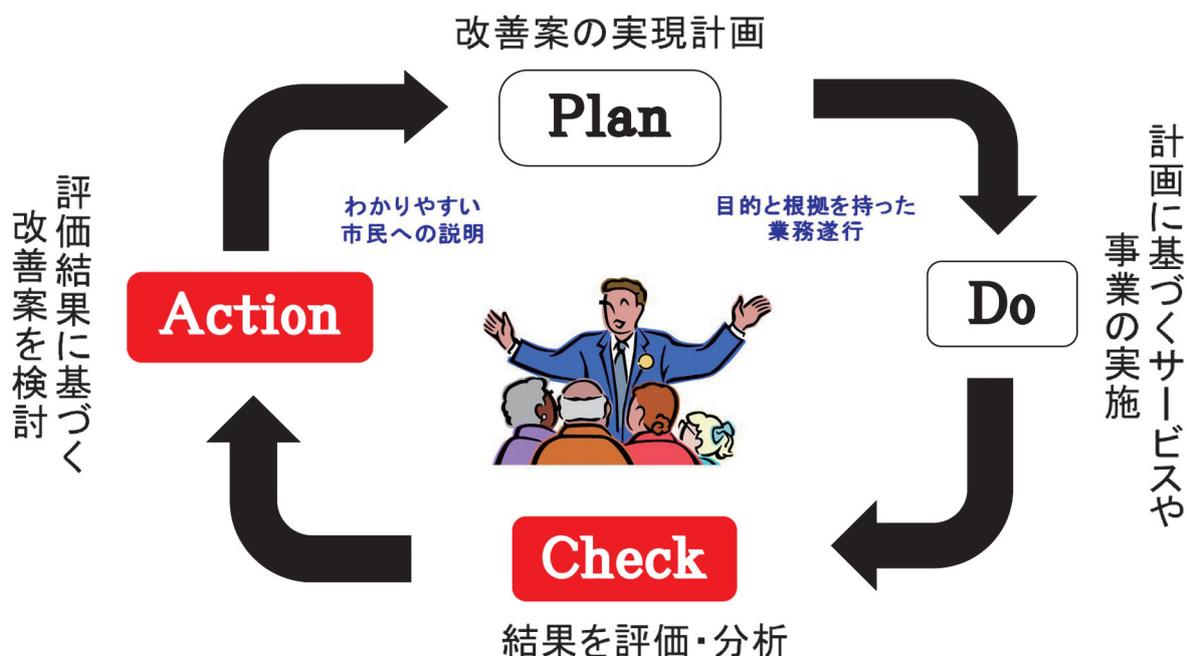


### 3 行政評価システムの活用

筑後市では、市民満足度の高いまちづくりをめざして、様々な事業やサービスに取り組んでいます。しかし、事業やサービスを行うための財源、人、施設といった行政資源は限られています。そこで、これらの行政資源を有効に活用するとともに、総合計画の進捗状況を市民にわかりやすく示すための方法として「行政評価システム」を導入しています。

行政評価システムでは、健康・教育・福祉・環境などの各分野で筑後市がめざす姿を定め、その達成度を測るものさしの役割をする「成果指標」を設定しています。成果指標には目標数値を定め、目標達成の手段として様々な事業やサービスを計画します（Plan）。事業やサービスを実行し（Do）、その結果を成果指標の現状数値として把握し、目標に向かって順調に成果が上がっているのかを評価します（Check）。そして、評価の結果から、より目標に近づくための改善に取り組めます（Action）。このPlan、Do、Check、Actionの活動を繰り返していくこと（PDCAサイクルと言います）で行政活動を改善し、市民満足度の向上をめざします。目標や結果をできる限り数値を使って表すことで、計画の進捗状況のわかりやすさと行政活動の成果を重視した市政運営を推進します。

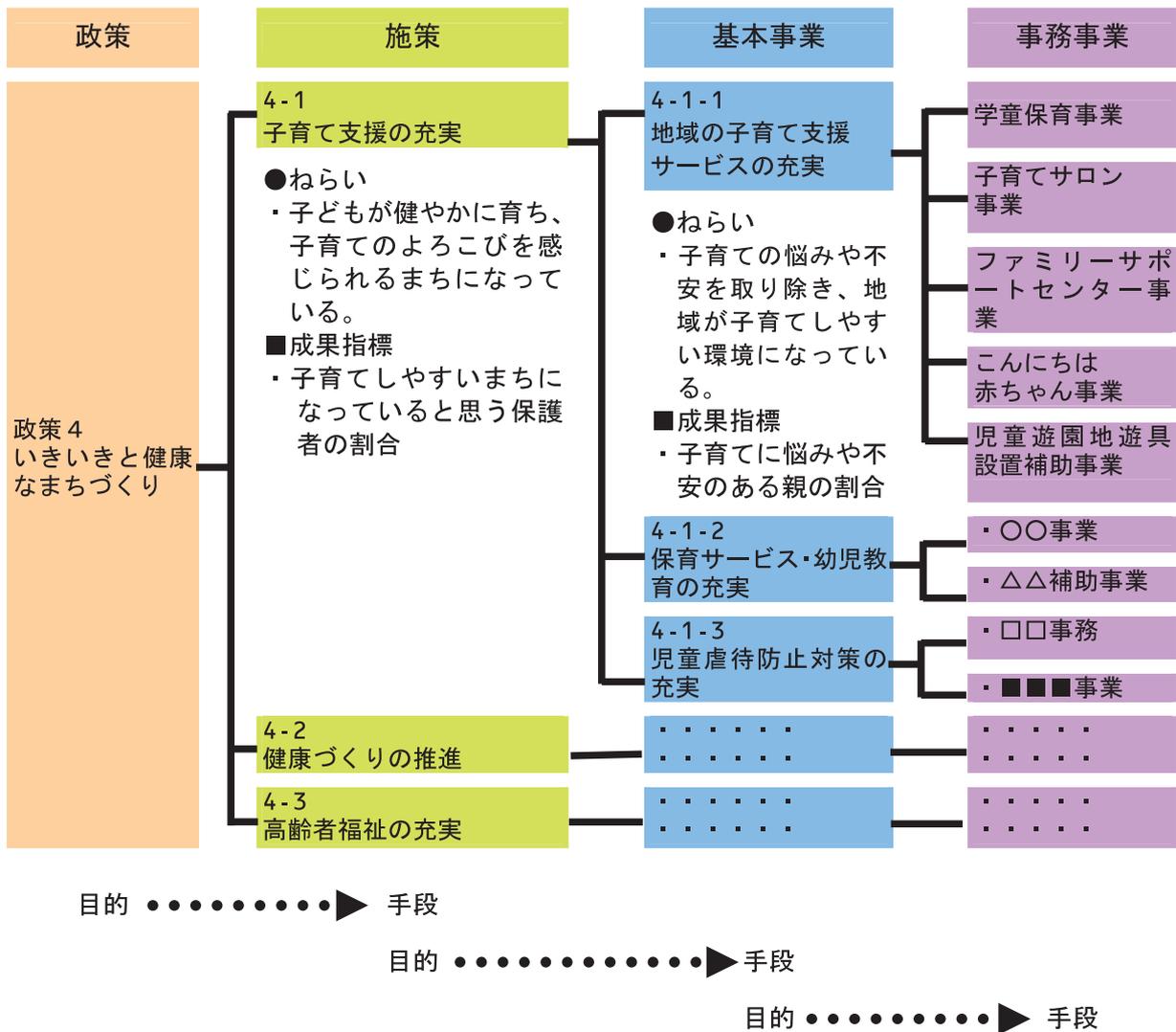
#### <行政評価システムのPDCAサイクルのイメージ>



## 施策体系と成果指標の例

施策や基本事業や事務事業には、それぞれの「ねらい（めざす姿）」と、その達成度合いを測る基準となる「成果指標」を設定しています。成果指標の現状値を定期的に調査・把握し、事業内容の改善や実施方法の効率化などに役立てていきます。

[例]



政策、施策、基本事業、事務事業は、それぞれが目的と手段の関係にあります。

## 4 時代潮流

### (1) 少子化、高齢化、人口減少社会の到来

わが国では、平均寿命の伸びによる高齢化が進む一方で、出生率の低下による少子化が進行し人口減少の時代を迎えました。特に、生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少が進めば、経済や産業をはじめとする社会全般の活力の低下が懸念されます。また、2013年（平成25年）には高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は25%に達し、4人に1人が高齢者になると予測されており、年金や医療などの社会保障制度や地域コミュニティのあり方など私たちの日常生活の様々な場面に影響が出てくると考えられます。

このような状況の中で、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らすことができるまちづくりが求められています。

### (2) 環境問題の深刻化

私たちの行う生産・消費活動は、資源採取、温室効果ガスや廃棄物の排出などを通じて、環境に負荷を与えています。地球環境は、現在を生きる私たちだけのものではなく、過去から引き継ぎ、未来へ渡していかなくてはならない共有財産です。大気汚染、水質汚濁など直接的な環境問題への対応だけではなく、地球温暖化のような、私たちの日常生活による環境負荷に起因する問題にも、しっかりと目を向けていく必要があります。

また、2011年に発生した東日本大震災以降、一層の省エネルギー、省資源が求められているところです。

今後も、地域の豊かな自然を守るとともに、資源の循環利用など低炭素社会（※1）づくりを一層進めていく必要があります。

### (3) 高度情報化社会の進展

わが国の情報通信技術（ICT）基盤は世界最高水準と評価されており、インターネットの普及率も8割近くに達しています。また、パソコンや携帯電話をはじめとする情報通信機器の普及により、いつでも、どこでも必要な情報が得られる環境になっています。

その一方で、個人情報保護や犯罪対策など安全・安心の確保やインターネット等による情報を得にくい世代があるなどの情報格差（※2）といった課題もあります。

これらの課題に対応しながら、これまでの行政情報の発信、手続きのオンライン化（※3）にとどまらず、防災や観光など様々な分野で、地域振興の手段としてもICTを積極的に活用することが求められています。

### (4) 経済・産業活動のグローバル化（※4）の進展

人・物・情報・資金などの国際的な移動や交流が活発化するなど経済・産業活動のグローバル化が進みつつあります。その影響により企業間の競争が激化し、製造業では生産拠点の海外移転などによる国内産業の空洞化といった現象がみられます。

今後は、規制緩和や各種制度の見直しが進み、国境・国籍を越えた企業・地域の競争がさらに

激しくなるものと考えられます。

これからの地域は、良好な環境や独自の文化など、他の地域と異なる魅力を発信することや、競争力を持つ新産業の創出など産業構造の転換に的確に対応するとともに、既存の産業についても経営体制の強化などを進め産業の活性化を図ることが求められています。

## (5) 地方分権と行財政改革の推進

地方分権一括法(※5)の施行後、地方自治体は、地方のことは地方自らの主体性と責任で判断し、実行するという地方分権社会の実現へ向けて、様々な取り組みを行っています。

また、限られた財源でより有効な施策を展開するために、各自治体では予算制度や行政と民間との役割分担の見直しなどの行財政改革の動きがみられます。

地方分権社会は時代が求める変革であり、市には、自己決定、自己責任の理念に基づく分権時代にふさわしい、地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営が求められています。

## (6) 協働によるまちづくり

人々の価値観やニーズの多様化が進み、公平性・公正性を重視する行政サービスだけではきめ細かな対応が困難となってきています。一方では、公益的な活動への市民の意識の高まりを背景に、NPO(※6)をはじめとする公共サービスを担う新たな主体が成長してきています。中でも、地域のコミュニティ組織には、環境、安全・安心、福祉、防災など市民の生活に身近な課題に対応する中心的な役割が期待されています。

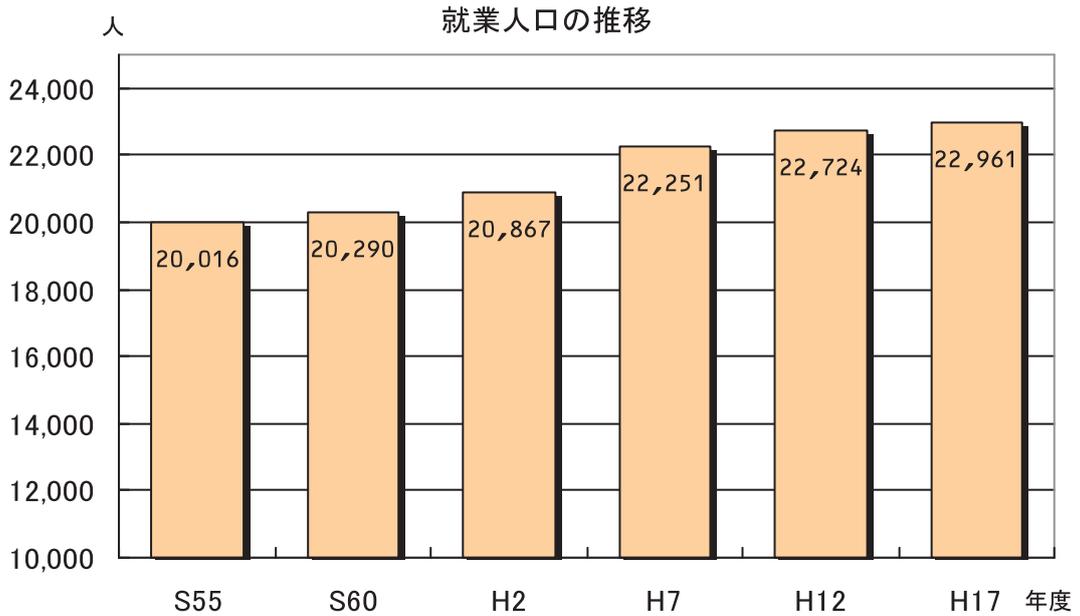
今後は、このような新たな主体による公益的な活動を促すための行政からの適切な支援がますます重要になってくるとともに、地域を構成するあらゆる主体が共に考え、行動する協働の仕組みづくりが必要です。

- ※1 **低炭素社会** 地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。
- ※2 **情報格差** 情報通信機器を使える人と使えない人の間に格差が生じていることをいいます。
- ※3 **手続きのオンライン化** インターネットを使って手続きができるようになることです。
- ※4 **グローバル化** 国や地域の境を越えて世界規模に広がることです。
- ※5 **地方分権一括法** 正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。国と地方の関係を、これまでの上下・主従関係から対等な関係へと改め、地域のことは地域が決めるという民主主義の原点にかえろうとするものです。
- ※6 **NPO** 英語のNon-Profit Organization(ノンプロフィット・オーガナイゼーション)の略で、民間の「非営利組織」や「非営利団体」といった意味です。

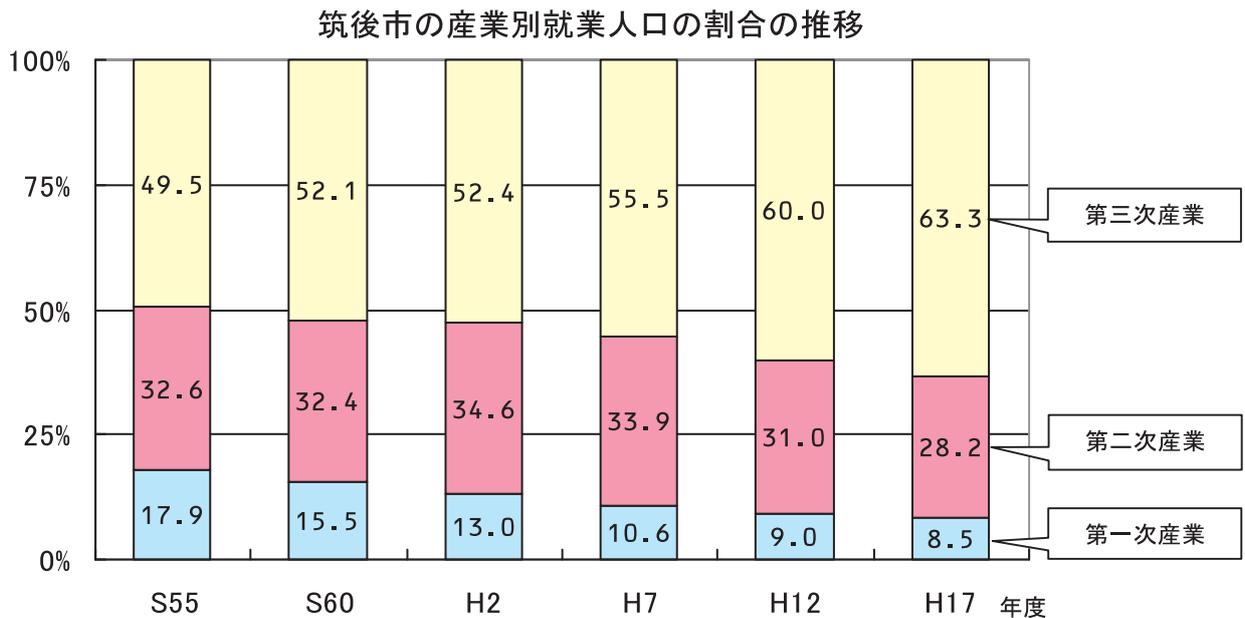
# 5 産業別動向

## (1) 就業人口

筑後市の就業人口は、人口とともに増加していますが、産業別就業人口の割合を見ると、第一次、第二次産業の割合は減少し、第三次産業の割合は大きく増加しています。



資料:国勢調査



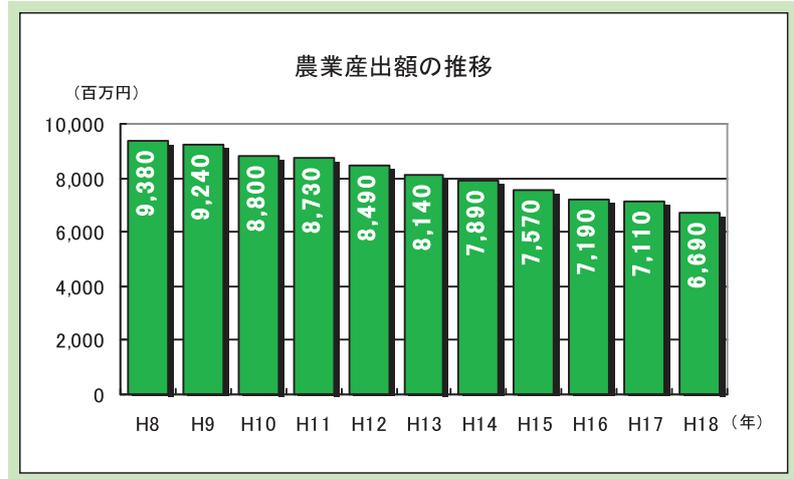
資料:国勢調査

## (2) 産出額等

### ① 農業産出額の推移

農業産出額については、平成8年に93億8000万円であったものが、平成18年には66億9000万円となっており、10年間で約3割減少しています。

※平成19年度以降、市町村別農業産出額は統計分析が行われていません。

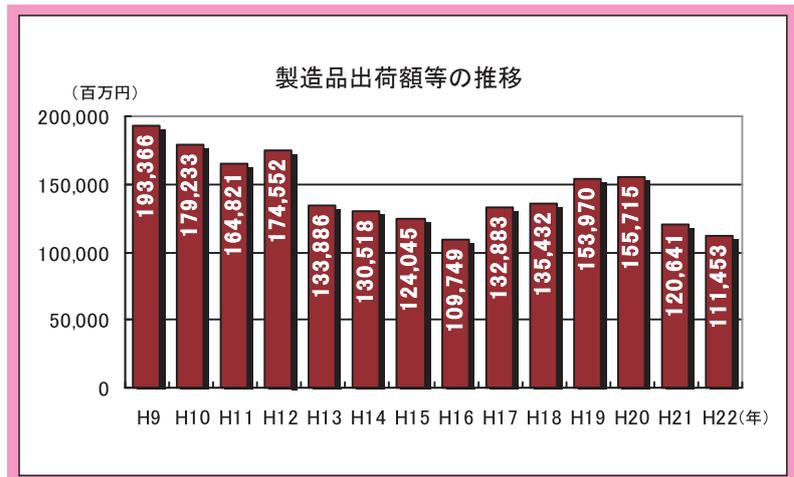


資料：福岡農林水産統計年報

### ② 製造品出荷額の推移

製造品出荷額については、平成9年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成17年からは増加に転じました。

しかし、コスト軽減を目的とする企業の生産部門の海外移転が進めば、その影響が本市に波及することも考えられます。

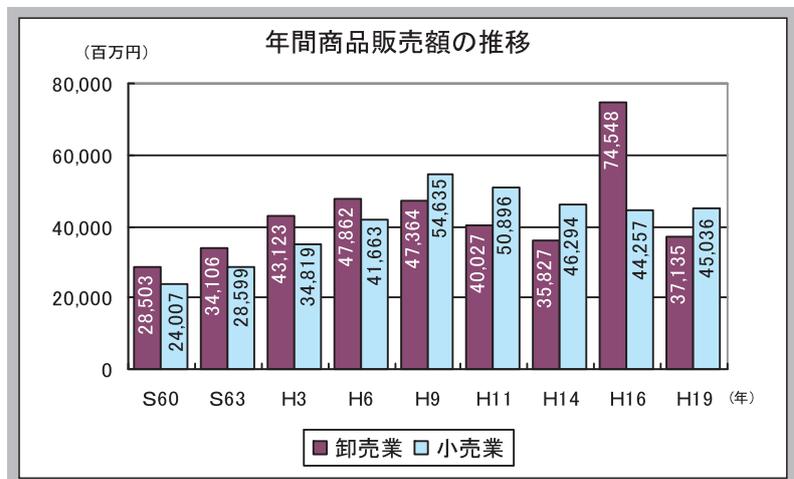


資料：工業統計調査

### ③ 商品販売額の推移

商品販売額については、不景気の影響を受け減少傾向にあります。平成16年には卸売業が大幅な増加となりました。

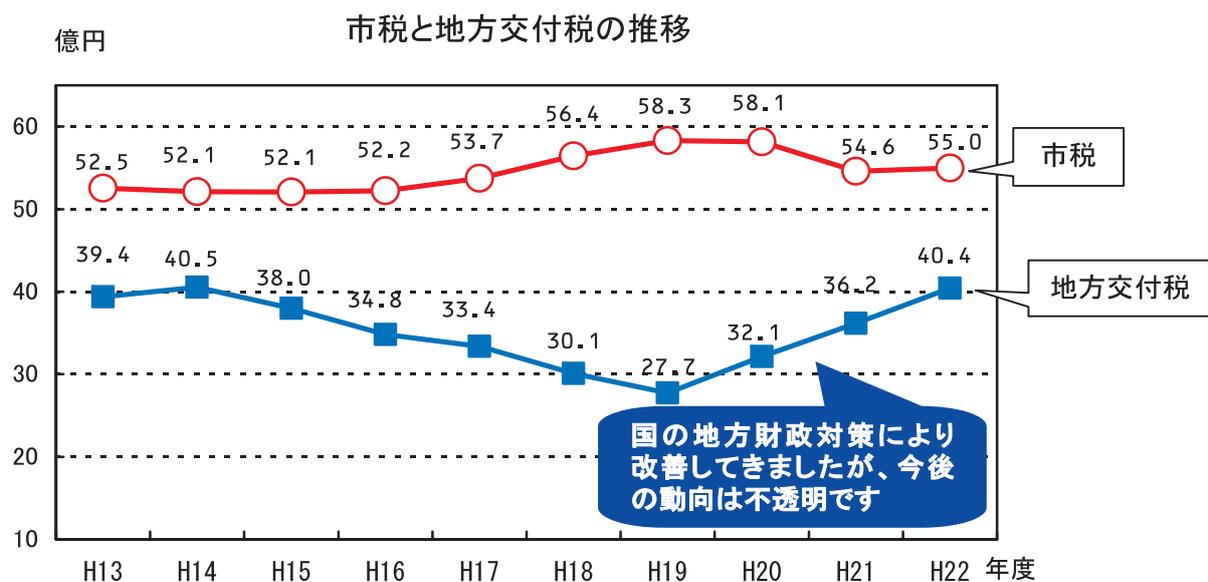
※商業統計調査は、平成9年までは3年毎、それ以降は5年毎に調査を実施されており、中間年（本調査の2年後）に簡易調査があります。ただし、平成21年は経済センサス実施のため簡易調査は実施されていません。



資料：商業統計調査

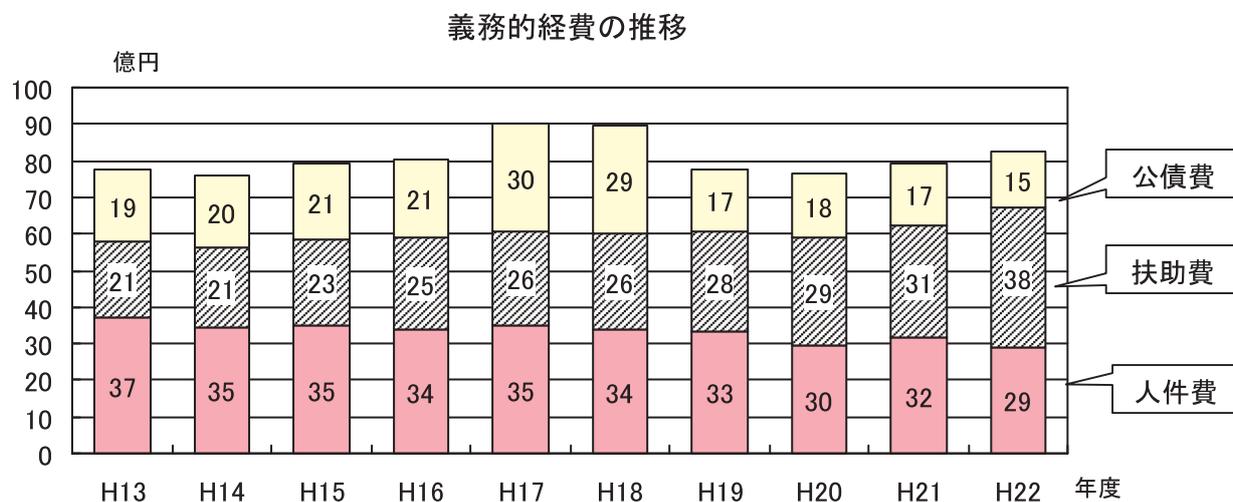
## 6 財政状況

過去10年間の市税収入は、平成19年度までは順調に増加してきました。しかし、その後はリーマンショック（※1）による世界的な景気後退の影響で法人市民税を中心に減少しました。地方交付税（※2）は平成20年度から増額に転じていますが、これは国の地方財政対策（※3）により地方の一般財源総額が確保されたためであり、今後、国の財政が厳しさを増す中ではいつまで継続されるかわかりません。



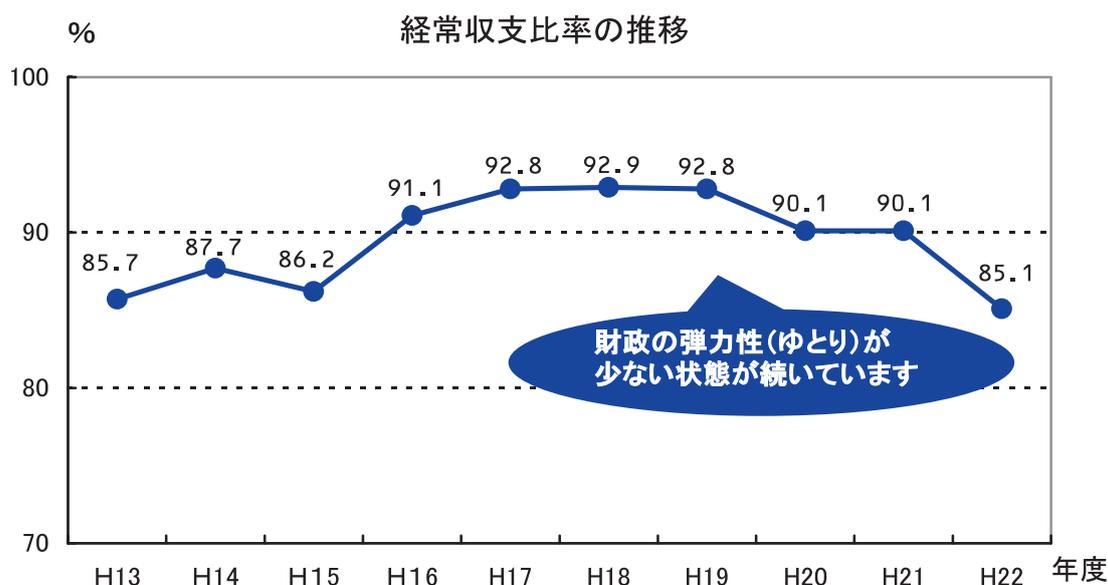
過去の歳出を性質別にみると、義務的経費（※4）は、近年、増加傾向にあります。人件費については職員数の削減などにより、また、公債費（※5）については繰上償還（※6）などにより減少傾向にありますが、社会福祉、児童福祉、生活保護などの扶助費（※7）は毎年増加しています。

分野別では、少子高齢化の進行から保健・医療・福祉分野での支出が増加しており、今後もこの傾向が続くものと予測されます。



財政健全化の動向を見る経常収支比率（※8）は、この割合が低いほど投資的経費や補助金、積立金などに活用できる財源は多くなり、様々な状況の変化に柔軟に対応できるといえます。これまでの動向を見ると、上昇傾向で推移し平成18年度には92.9%まで悪化しました。その後、平成20年度からは地方財政対策により改善してきましたが、適正とされている水準までは回復していないのが現状です。

今後の地方財政対策の動向は、国の財政がより厳しくなっていく状況を考えると、同様に厳しくなることが予測されます。そのため、今後も引き続き財政健全化への取り組みを強化するとともに柔軟な財政構造への転換が必要になっています。



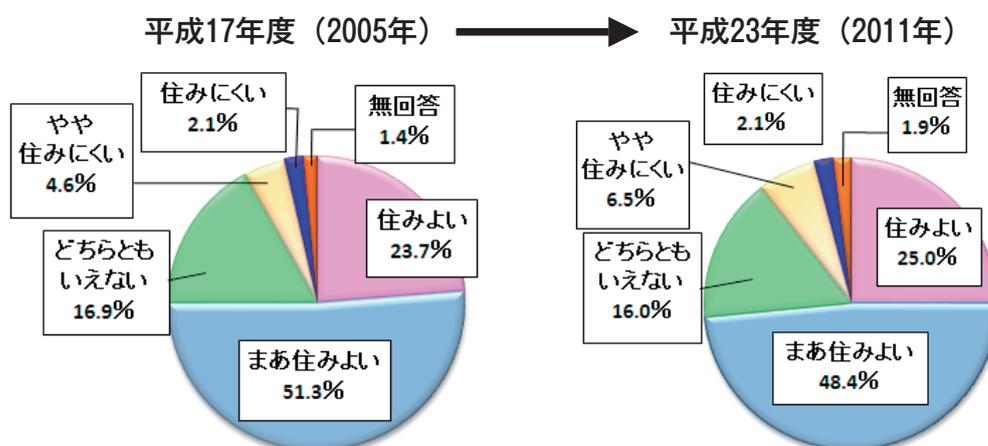
- ※1 **リーマンショック** 2008年（平成20年）9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことによる世界的な金融危機や不況などを意味する表現です。
- ※2 **地方交付税** 国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を財源として、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定基準により市に交付するものです。
- ※3 **地方財政対策** 通常、地方公共団体の収支を見込むと歳入が不足するため、国により予算編成に先立ち地方財政収支の均衡を達成するためにいろいろな措置がとられます。この財源確保のための措置のことを地方財政対策といいます。
- ※4 **義務的経費** 義務的性格の強い経費で、具体的には、経常的に支出せざるを得ない人件費、生活扶助をはじめ法令によって支出が義務づけられている扶助費、負債の償還に充てる公債費のことです。
- ※5 **公債費** 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。
- ※6 **繰上償還** 市債（借金）を返済期限が来る前に返すことです。
- ※7 **扶助費** 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- ※8 **経常収支比率** 使い道を制限されない地方税、普通交付税などによる収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合で、自治体の財政の弾力性（ゆとり）を判断するための指標です。一般的には70～80%が適正で、80%を超えると財政が硬直化しているとされています。

## 7 市民意識

後期基本計画の策定にあたり、定住意識や施策への満足度・重要度について平成23年6月に市民アンケートを実施しました。アンケートは、満18歳以上の市民から無作為抽出した3,000人に郵送し、1,452人から回答をいただきました。（回収率48.4%）

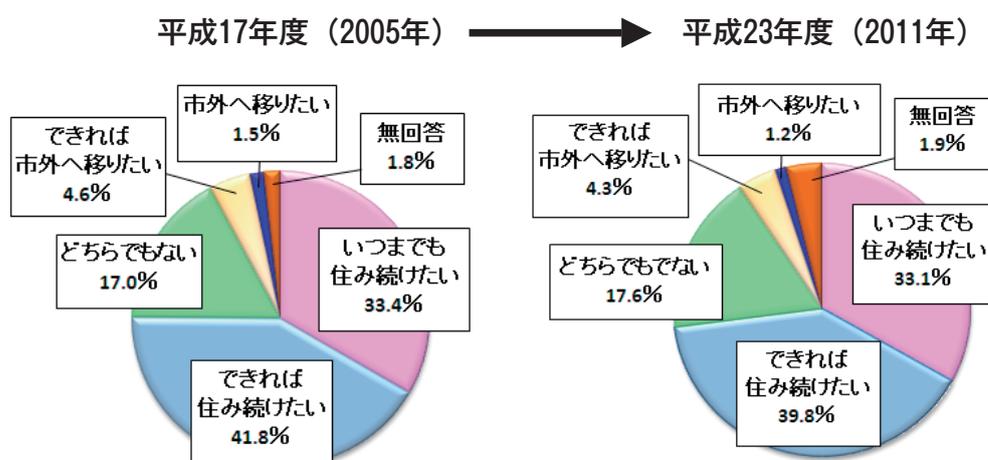
### (1) 定住意識

筑後市はあなたにとって住みよいまちであると思いますか



「住みよい」と「まあ住みよい」の合計は平成17年度で75.0%、平成23年度で73.4%とやや減少し、「やや住みにくい」と「住みにくい」の合計は平成17年度で6.7%、平成23年度で8.6%とやや増加しました。

あなたは、これからも筑後市に住んでいたいと思いますか



「いつまでも住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計は、平成17年度で75.2%、平成23年度で72.9%とやや減少し、「できれば市外へ移りたい」と「市外へ移りたい」の合計は平成17年度で6.1%、平成23年度で5.5%とやや減少しました。

## (2) 施策の満足度・重要度（市民アンケート結果）

第四次総合計画で示している35の施策について、「満足しているもの」、「不満なもの」、「今後力を入れてほしいと思うもの」について回答していただきました。それぞれの上位10施策が下記となります。

満足度が高い施策		不満度が高い施策	
順位	施策名	順位	施策名
1	安全な水道水の安定供給	1	商業・観光の振興
2	消防・救急体制の整備	2	下排水処理施設などの整備
3	健康づくりの推進	3	公共交通の確保と駅の利便性向上
4	自然環境の保護と環境意識の醸成	4	勤労者福祉の向上
5	人権・同和教育の推進	5	市民から信頼される職員・組織づくり
6	市民との協働による交通安全体制の充実	6	効率的な行財政運営の推進
7	学校教育の充実	7	低所得者福祉の充実
8	積極的な広報・広聴の展開	8	工業の振興
9	子育て支援の充実	9	広域行政の推進
10	伝統文化・郷土文化の継承	10	河川・水路などの維持管理

今後の重要度が高い施策	
順位	施策名
1	市民から信頼される職員・組織づくり
2	商業・観光の振興
3	効率的な行財政運営の推進
4	市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり
5	公共交通の確保と駅の利便性向上
6	勤労者福祉の向上
7	高齢者福祉の充実
8	学校教育の充実
9	子育て支援の充実
10	衛生的で安らげる生活環境づくり

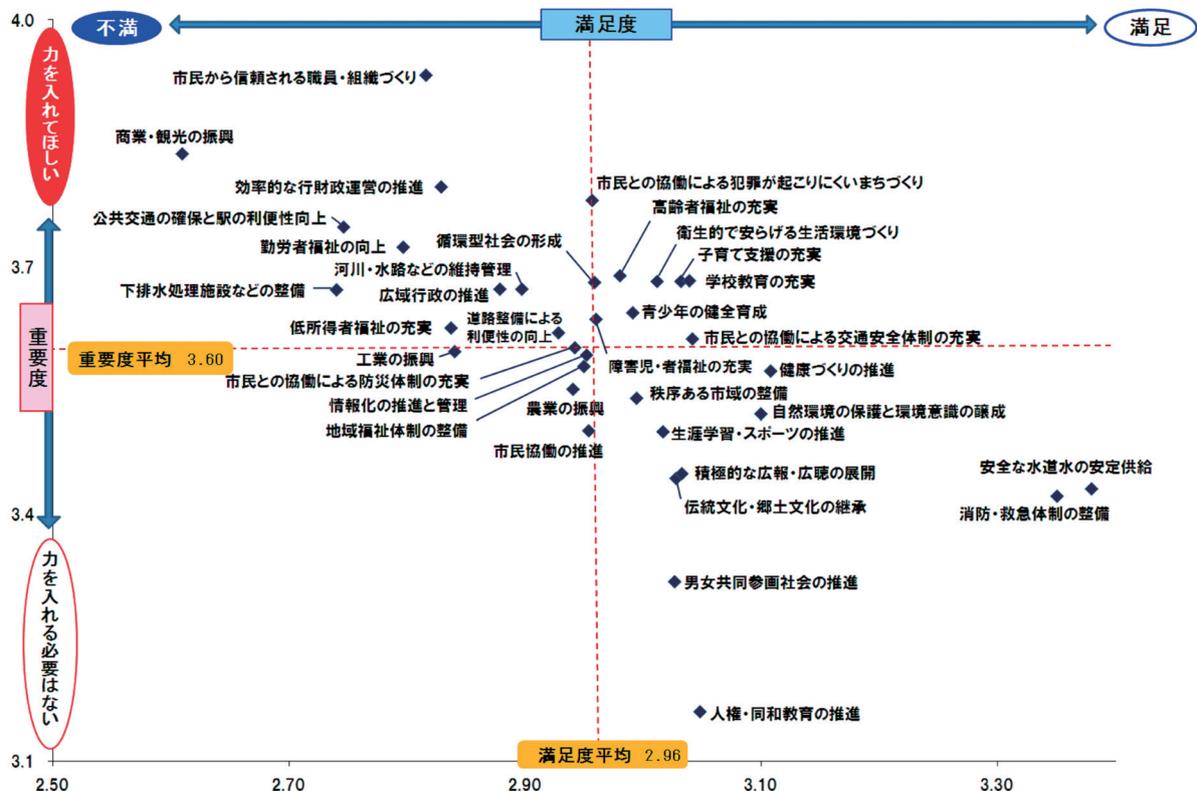
■施策の満足度・重要度の散布図

各施策の重要度の平均値を縦軸に、満足度の平均値を横軸にしてあらわしたものです。

【平均値の算出方法】

回答の選択肢により下記のとおり点数化して、各選択肢の回答者数をかけた数を合計し、回答者総数で割った値としています。

満足度についての選択肢	重要度についての選択肢	
満足である	力を入れてほしい	5点
どちらかといえば満足である	できれば力を入れてほしい	4点
普通	今のままでよい	3点
どちらかといえば不満である	あまり力を入れる必要はない	2点
不満である	力を入れる必要はない	1点



## 8 定住促進

### (1) 取り組みの背景

近隣自治体の人口が減少している中で、筑後市の人口は、前期基本計画期間中は微増を続けてきました。しかし、筑後市でも少子高齢化は進んできており、近い将来、人口が減少すると推計されます。

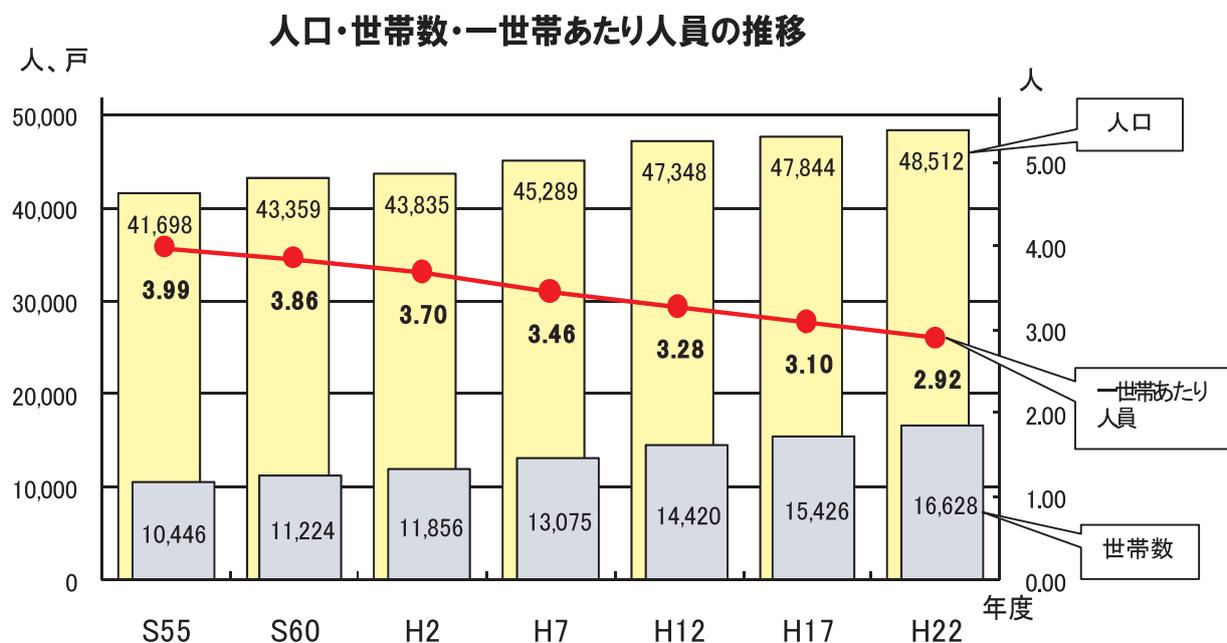
市ではこれまで少子高齢化に対応して、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）や学童保育等の多様なサービスによる子育て支援の充実を図るとともに、高齢者がいきいきと健康に過ごせるよう地域デイサービス事業等を推進するほか、平成23年には「筑後市高齢者憲章」を定めるなど、誰もが住み良いまちづくりに力を入れてきました。

また、従来からの筑後市の特性である交通の利便性をさらに高める九州新幹線筑後船小屋駅や、豊かな自然環境に親しみながら心と体を癒せる筑後広域公園と同公園内の温泉施設の開業など、人を惹きつける筑後市独自の要素が整ってきています。

このような状況の中で、定住促進を後期基本計画の重要な取り組みとして推進し、人口の維持・増加を図ります。

### (2) 人口・世帯数等の推移

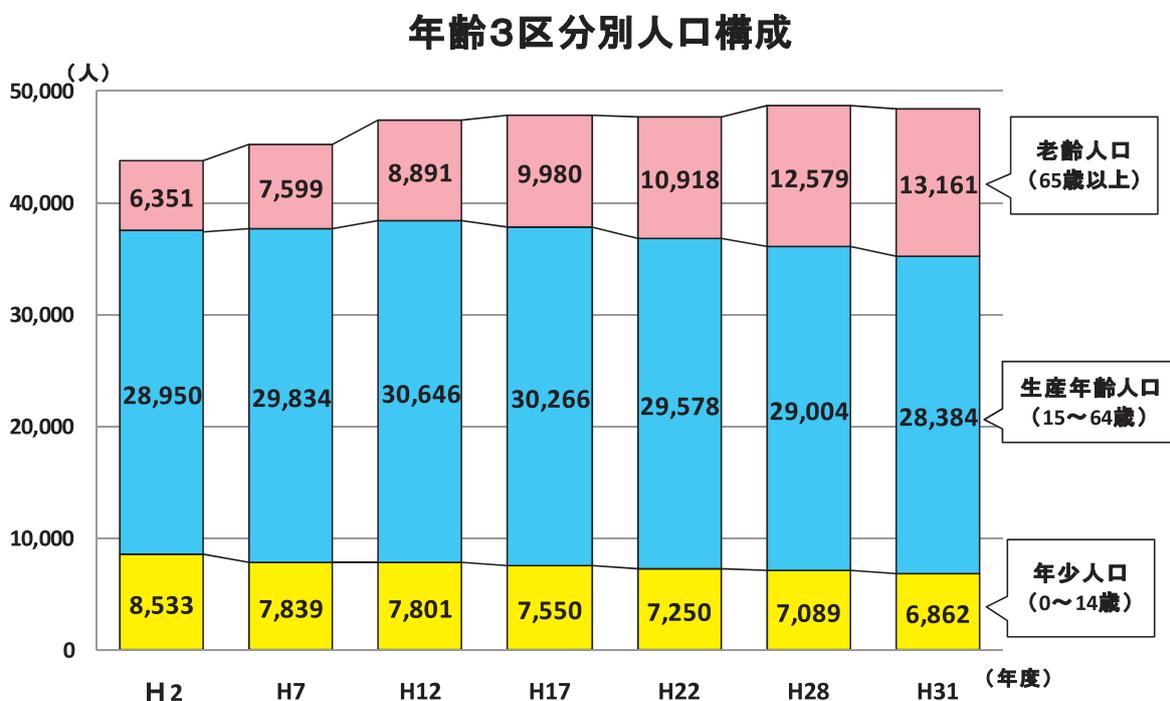
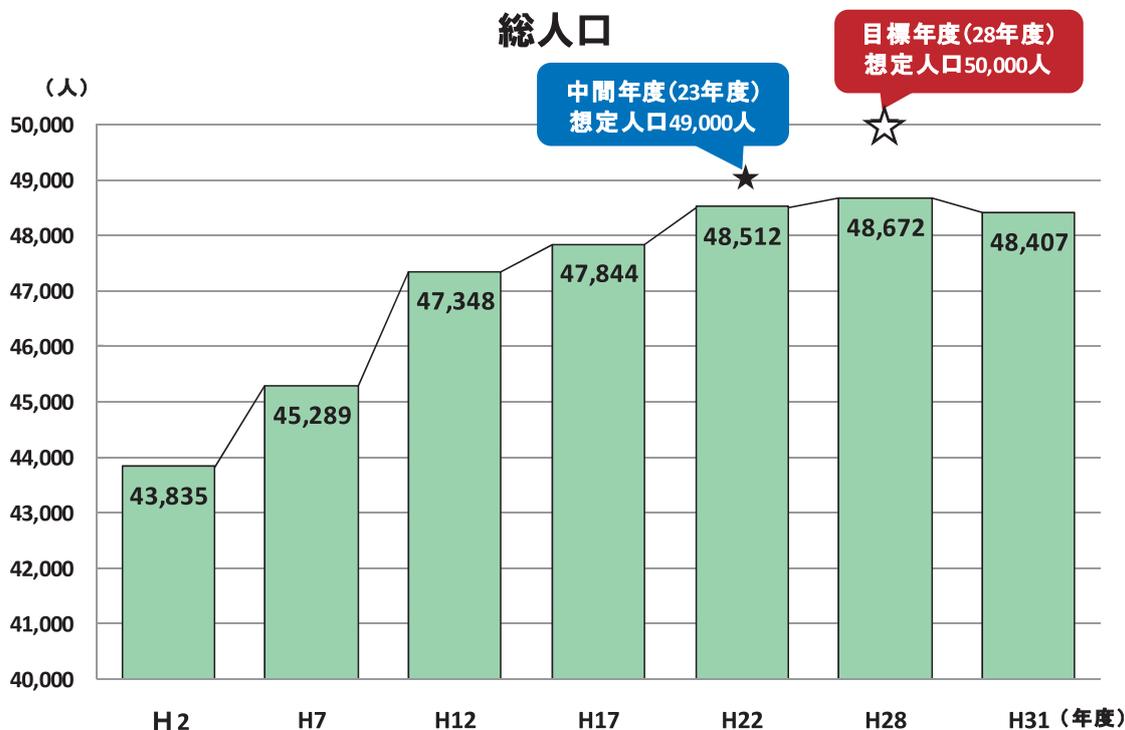
これまでの推移を見ると、人口、世帯数ともに増加していますが、一世帯あたり人員は年々減少しています。



資料：国勢調査

### (3) 今後の人口推計

人口の推移をみると、平成22年度末までは増加してきたものの、少子高齢化は進行しており、今後は、減少傾向になることが予測されます。めざすまちの規模として基本構想で想定した総人口50,000人（平成28年度）に変更はありませんが、推計による将来人口は次のようになります。

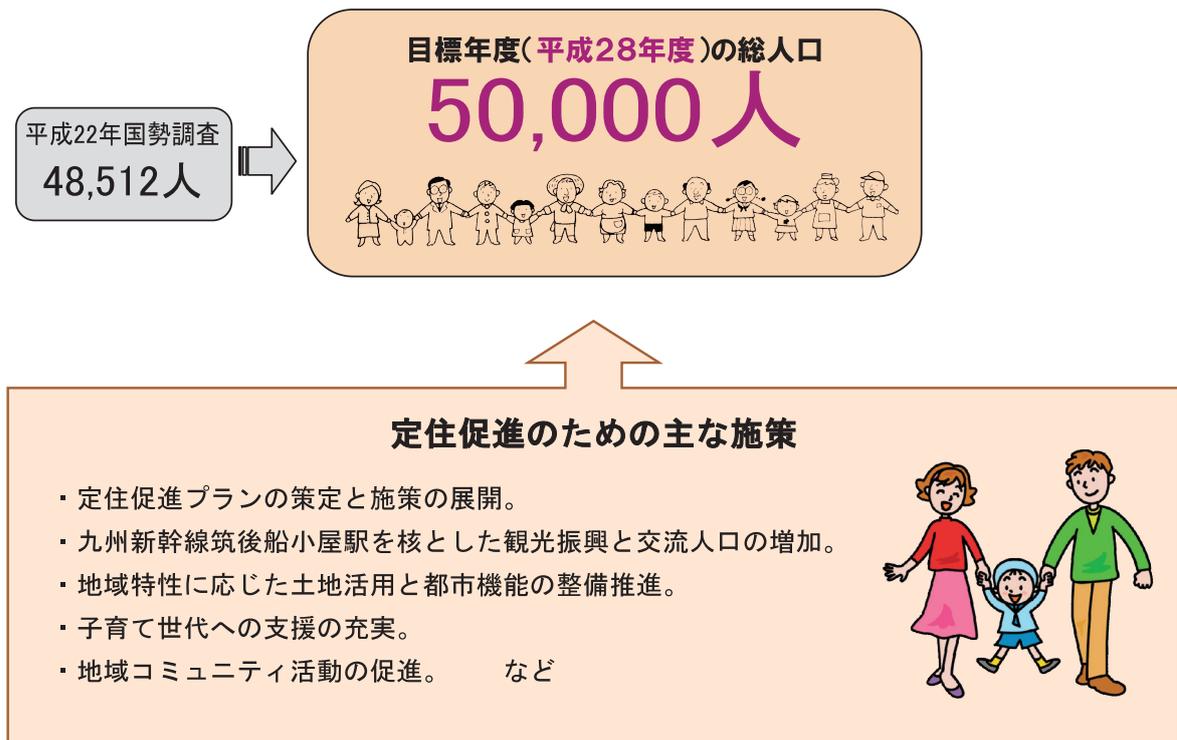


資料: 国勢調査

※推計値は、平成22年度末の住民基本台帳の数値を使って、1年コーホート法により算出したものです。  
 ※上段「総人口」の平成22年度までの実績値には、年齢不評を含むため、下段「年齢3区分別人口構成」の合計と一致しません。

#### (4) 定住人口増加へ向けた取り組み

筑後市が取り組む7つの政策を基盤として、魅力あふれる地域資源を活用しながら、筑後市の特徴である「交通の利便性」「ゆとりのある暮らし」「地域の支え合い」の要素にさらに磨きをかけていくことで、多くの人たちに「筑後市に住みたい」、「筑後市に住み続けたい」と思ってもらえるような定住促進策を進めていきます。



<p>ポイント <b>1</b></p> <p><b>交通の利便性</b></p>  <p>九州新幹線、JR鹿児島本線、九州自動車道、縦横に走る国道など</p>	<p>ポイント <b>2</b></p> <p><b>ゆとりのある暮らし</b></p>  <p>豊かな自然、美味しく豊富な農産物、船小屋温泉、筑後広域公園など</p>	<p>ポイント <b>3</b></p> <p><b>地域の支え合い</b></p>  <p>子育てサロン、コミュニティバス、デイサービス、通学の見守りなど</p>
---	--	---

## 9 土地利用構想

### 土地利用の方針

筑後市の持つ地勢的特性、また、交通の要衝としての地理的な特性を十分ふまえ、無秩序な開発や用途の混在化を防ぎ、生活環境の豊かさを保つよう、また、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用を図ります。

#### (1) 都市的土地利用（※1）を行う地域

都市計画用途地域（※2）を含む都市計画用途ゾーンや市域軸（※3）上の地域は都市的土地利用を図ります。

都市計画用途ゾーン以外の地域であっても筑後市の置かれている地理的な特性などを生かす視点に立ち、九州新幹線筑後船小屋駅周辺地域、国道209号、国道442号、国道442号バイパス沿線地域あるいは周辺市町との連絡道である県道主要地方道の沿線地域については都市的な土地利用を視野に入れ、効果的で適切な土地利用を図ります。

#### (2) 農業的土地利用を行う地域

農業振興地域内農用地やその周辺地域は、都市的土地利用を行う地域を除き、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。

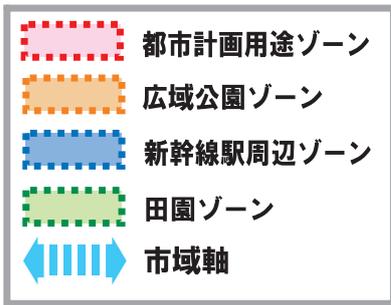
食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場、自然や農業を介した人々の交流の場として、特に営農環境の整備・改善を進める視点に立った土地利用を図ります。

一方、集落内では、水や緑に囲まれた各地区の特性を多彩に生かし、生活の場としての快適性、利便性などを高め、集落機能の維持向上に必要な施設機能などの整備に努めることにより、多世代にわたって定住できる環境を整えていきます。

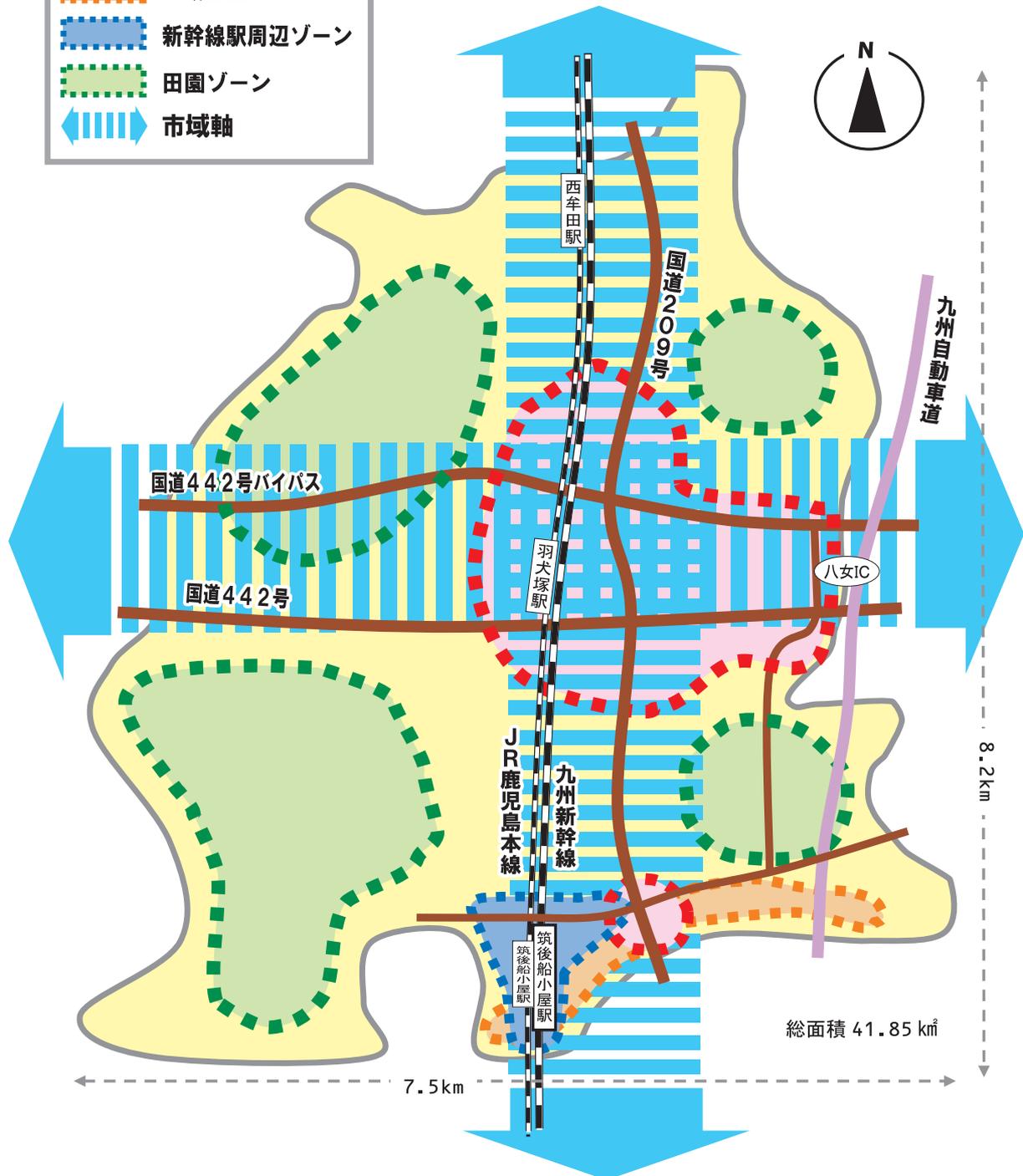
- ※1 **都市的土地利用** 住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用のこと。
- ※2 **都市計画用途地域** 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分です。
- ※3 **市域軸** 市民の生活を支える住居・商業・業務などの都市的機能の集積地区や、それらをつなぐ道路・交通の有機的なつながりのこと。

## <土地利用構想図>

### 凡例



基本構想で示した土地利用構想について、後期基本計画策定にあたり環境変化をふまえて見直しました。国道442号バイパスの前津地区沿線や九州新幹線筑後船小屋駅周辺は、今後、都市的発展が望まれる地域として都市計画用途ゾーン、新幹線駅周辺ゾーンを拡大しました。



第四次筑後市総合計画 ー 後期基本計画 ー

# 基本計画

# 基本計画の見方

政策4 ~いきいきと健康なまちづくり~

## 施策4-1 子育て支援の充実

この「施策」の名称です。

施策のねらい（めざす姿）

この「施策」がめざす筑後市の将来のすがたです。

子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合 (%)	68.9	80.2	

市民アンケートで「筑後市は、子育てしやすい環境が整っていると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。

前期基本計画の取組結果

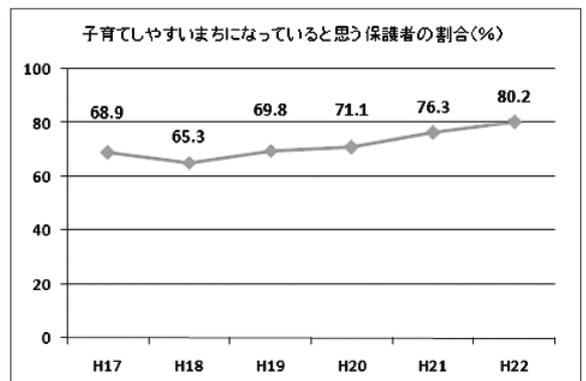
前期基本計画で施策の成果を見ていく基準となった数値です。

次世代を担う子どもたちが健やかに生み育てられる社会環境の整備に向け、「筑後市次世代育成支援行動計画（ちっご子育てみらいプラン）」に沿って子育て支援拠点施設の活動の充実、学童保育及び保育サービスの充実に取り組んできました。

平成20年7月に子育て支援拠点施設（おひさまハウス）をオープンし、就学前の子どもを持つ親子に対する子育て支援事業が充実しました。また、市内全11小学校区中、平成23年度までに10小学校区で学童保育所が開所しました。

施策の成果指標である「子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合」は、平成17年度の68.9%から平成22年度は80.2%と11.3ポイント増加しました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



前期基本計画の実績と後期基本計画における課題や課題への取り組みの方向性を示しています。

後期基本計画の課題と方向性

核家族の増加や都市化による子育ての孤立化や育児不安を解消し、また児童虐待を防ぐため、今後も子育て支援拠点施設の活動の拡充や地域子育てサロン、ファミリー・サポート・センター事業などの地域や市民の活力を活かした子育て支援を進めていきます。

また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、一時保育・休日保育等の保育サービスを拡充します。学童保育所については、未設置校区での早期開所、大規模学童保育所の分割、適正な保育スペースの確保、施設の老朽化への対応など計画的な施設整備を行います。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

「基本事業」の名称です。

基本事業のねらいの実現に向けた取り組みを進める中心となる担い手です。

1

### 地域の子育て支援サービスの充実（4-1-1）

●ねらい（めざす姿）

子育ての悩みや不安を取り除き、地域が子育てしやすい環境になっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
子育てに悩みや不安のある親の割合（%）	29.9	➡	市民 地域 事業者 行政
子育てについて相談できる相手がいる保護者割合（%）	—	➡	

「基本事業」の成果指標です。

2

### 保育サービス・幼児教育の充実（4-1-2）

●ねらい（めざす姿）

保育園、幼稚園などのサービスが充実することで、安心して働きながら子育てができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
保育所待機者数（人）	0	0	市民 地域 事業者 行政
学童保育所入所者数（人）	382	500	
ファミリー・サポート・センター援助活動の需要対応率（%）	100.0	100.0	
延長保育・一時保育・休日保育・病児保育の利用延べ人数（人）	17,976	—	

後期基本計画の平成28年度目標値です。次の3つのパターンで示しています。

- ① 数値で示すもの。
- ② 方向性を矢印で示すもの。  
「➡」＝ 数値の増加を目指します。  
「➡」＝ 数値の維持を目指します。  
「➡」＝ 数値の減少を目指します。
- ③ 「—」で表すもの。

景気の動向や国の政策などの影響度合が大きく目標値の設定が困難なもの、又は目標値を設定することが不適當であるが、推移を把握していくことが望ましいもの。

を充実し、児童虐待が防止されることで、子

	平成22年度	後期目標値（平成28年度）	担い手
	1	—	市民 地域 行政

4

### ひとり親世帯への各種支援（4-1-4）

●ねらい（めざす姿）

経済面や生活面で支援を行うことで、子育てを安心して継続することができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
ひとり親家庭への各種支援の延べ利用者数（人）	530	—	行政

## 政策1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

# 施策1-1 安全な水道水の安定供給

### 施策のねらい（めざす姿）

安価で安全な水道水を安定供給することで、多くの市民が利用している。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

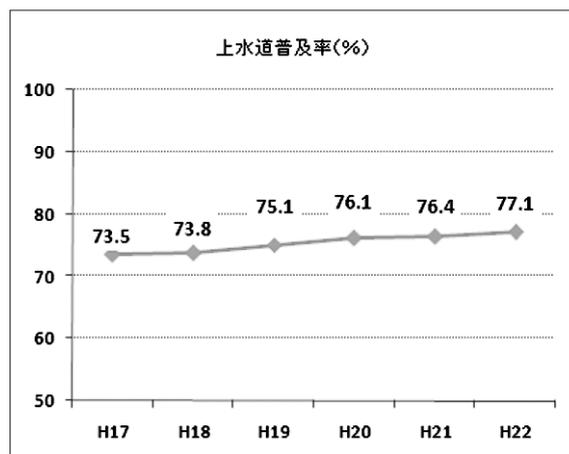
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
上水道普及率 (%)	73.5	77.1	80.0	給水人口（上水道を利用している人口）を給水区域内人口で割って算出した数値です。

### 前期基本計画の取組結果

多くの市民の皆さんが、安価で安全な飲用水を利用できるよう、管網整備※1、適切な施設の維持管理などに取り組みました。管網整備については、平成19年度から平成22年度までの間に、市内13地区で行い、整備した長さは全体で約8,700mとなりました。

施策の成果指標である「上水道普及率」は、管網整備や住宅及び集合住宅の新築等による上水道利用者の増加に伴い、順調に伸びており、平成17年度の73.5%が平成22年度では77.1%となりました。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

すべての水道施設は耐震基準改正前につくられているため、耐震診断及び診断結果による補強工事が必要となっています。北牟田配水場、久恵浄水場、老朽化した配水管の更新計画を作成し、計画に基づいた更新事業を実施していきます。そのために必要なコストが増加しますが、できる限り事業の効率化を図り、受益者負担の増加を抑制します。

管網整備により上水道を利用しやすくすることで、上水道普及率のさらなる向上をめざします。

また、市民の皆さんや事業者が水資源の大切さを理解し、有効に活用してもらえるように啓発活動を推進していきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

### 管網の整備（1-1-1）

●ねらい（めざす姿）

管網が整備され、水圧不足の解消や、水量の確保ができています。また新規給水加入戸数が増えています。

成果指標	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
新規加入の戸数（戸）	141	200	行政

2

### 経営の安定化（1-1-2）

●ねらい（めざす姿）

効率的な経営をすることで、浄水・給水コストの上昇が抑制されている。

成果指標	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
有収率（%）※2	89.6	90.0	行政
給水原価（円/㎡）	137	150	

3

### 浄水・配水施設の維持管理（1-1-3）

●ねらい（めざす姿）

施設が適切に維持管理され、故障や事故を防ぎ安定した給水がされている。

成果指標	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
浄水・配水施設の維持管理上トラブル数（件）	1	0	行政
水質基準適合率（%）※3	100	100	

4

### 水資源の有効利用（1-1-4）

●ねらい（めざす姿）

市民や事業所などが水資源の大切さを理解し、有効に水が使われている。

成果指標	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
節水活動をしている市民割合（%）	71.6	➡	市民 事業者 行政
1人1日平均給水量（ℓ）	279	270	

## 用語解説

- ※1 **管網整備** 水圧・水質の安全確保や断水区域の縮小などのために、行き止まりとなっている配水管と配水管を接続する工事のことです。
- ※2 **有収率** 給水量全体に占める料金徴収の基礎となる使用水量の割合をいいます。この割合が高いほど効率的で望ましい状態といえます。
- ※3 **水質基準適合率** 年間を通じて行った水質検査で、検査項目すべて適合する結果を得た割合です。

政策 1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

施策 1-2 下排水処理施設などの整備

施策のねらい（めざす姿）

公共用水域の水質が改善され、快適で衛生的な生活環境になっている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

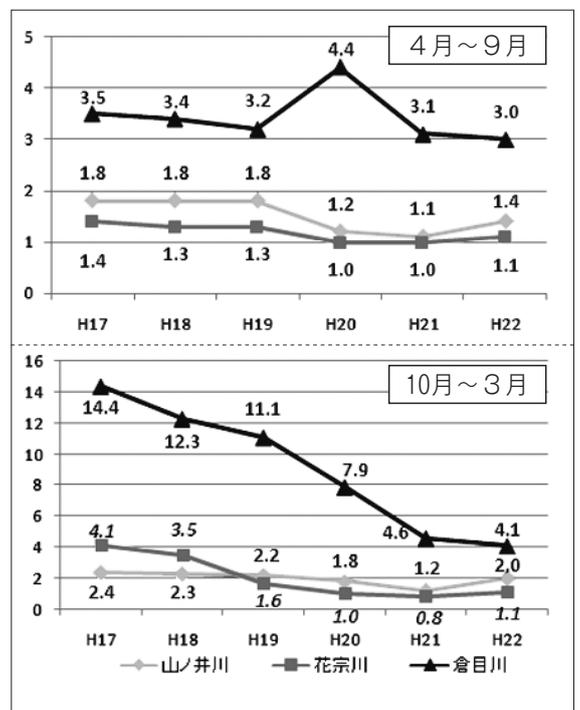
河川水質の環境基準適合度 (mg/ℓ) ※水系別での過去3年間平均 BOD値※1		基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	BOD値	生物の状況
山ノ井川	5月～9月	1.8	1.4	1.2	5以下	魚がすめる水質
	10月～4月	2.4	2.0	2.0	5超過 10以下	一部の魚が すめる水質
花宗川	5月～9月	1.4	1.1	1.0	10超過	魚が すめない水質
	10月～4月	4.1	1.1	1.1		
倉目川	5月～9月	3.5	3.0	3.0		
	10月～4月	14.4	4.1	4.1		

前期基本計画の取組結果

公共用水域の水質改善、衛生的で快適な生活環境へ向けて下水道事業に取り組みました。

施策の成果指標である「河川水質の環境基準適合度」は、市内主要3河川の水質を指標としました。平成18年10月から各河川の上流に位置する八女市と本市の下水道が供用開始され、家庭排水、工場排水が下水道へ接続されたことにより河川等へ放流されないため、各河川とも平成17年度に比べ順調に水質が改善されてきました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆  
河川水質の環境基準適合度（BOD値）



後期基本計画の課題と方向性

快適で清潔な生活環境、自然環境の改善及び河川等の水質保全を確保するため、さらに水洗化のスピードアップに努めます。今後もコストの低減や事業効率の向上に有効な計画・整備方法を検討し、事業を進めるとともに、下水道接続率（水洗化率）向上へ向けた様々な取り組みを進めます。

平成21年度には、将来人口予測等を見直し、集合処理（下水道）・個別処理（合併浄化槽）区域の再検証を行い、下水道全体計画区域の計画変更を行いました（全体面積1,334ha⇒1,029ha）。現在、全体計画1,029haのうち424haの事業認可を取得していますが、平成24年度には認可区域の整備が完了予定です。今後の整備を途切れることなく進捗するため、新たに約79haの区域について認可を取得する予定です。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 公共下水道整備推進（1-2-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

下水道施設が整備され、生活雑排水や事業所排水が適切に処理される環境が整っている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
下水道整備進捗率（%）	35.6	43.0	行政
下水道普及率（%）	27.7	33.0	

### 2 汚水処理施設の維持管理（1-2-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

下水道施設が適切に管理され、汚水処理機能が維持されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
下水道施設の維持管理上のトラブル件数（件）	0	0	行政
矢部川浄化センターの放流水の水質（BOD値）（mg/ℓ）	0.6	基準値8.0以下	

### 3 水洗化の普及促進（1-2-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

下水道への接続が促進され、家庭や事業所排水の水質が改善し放流されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
水洗化率（%）	61.4	72.5	市民 事業者 行政



## 用語解説

- ※ 1 **BOD値** 水の汚濁指標として用いられ、工場排水などの規制項目の一つとして重要なものです。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、この値が大きいほど、水の汚れの度合いがひどいことになります。

政策1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

施策1-3 消防・救急体制の整備

施策のねらい（めざす姿）

生命・身体・財産を守り、被害を最小限にする。また、十分な体制づくりにより市民が安心感を持っている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

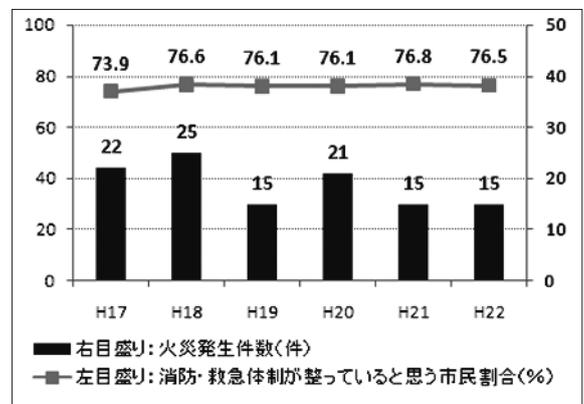
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
火災発生件数(件)	22	15	—	火災統計による市内での火災発生件数です。
消防・救急体制が整っていると思う市民の割合(%)	73.9	76.5	→	市民アンケートで筑後市の消防や救急体制について「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

筑後市北部に消防団車庫と消防車を配備し、防災体制の整備・強化を図りました。また、初期消火率の向上や被害の軽減を図るため住宅用火災警報器の設置を推進しました。

施策の成果指標である「火災発生件数」は減少傾向にあり、平成22年度は15件でした。出火原因としては「コンロ」によるものが最も多くなっています。「消防・救急体制が整っていると思う市民の割合」は、平成17年度の73.9%が平成22年度76.5%とほぼ横ばいとなりました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

福岡県消防広域化推進計画に沿って、他消防と連携して広域消防体制を構築するとともに、通信指令業務の共同運用化を推進し、現場への到着時間の短縮や応援出動体制の充実など消防力の強化を図ります。また、平成28年5月末が期限である消防救急無線のデジタル化へ対応するための準備を進めます。

平成23年度からの住宅用火災警報器設置の完全義務化に合わせ、一般住宅のさらなる設置率向上のため啓発活動を行います。また、消防施設計画に基づき、消防水利の充足率向上を目指します。

救急救命業務については、救急救命士※1のさらなる知識・技術の向上に努めるとともに、緊急時には、現場での速やかで適切な応急処置が救命率向上につながることから、AEDや心肺蘇生術に関する市民向けの講習会を積極的に開催します。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

**防火対象物などの立入検査指導・違反処理の徹底（1-3-1）**

●ねらい（めざす姿）

検査、指導などの徹底により、消防法令に違反している防火対象物が減少している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
消防法違反対象物発生率（%）	52.9	40.0	市民 事業者 行政

2

**防火意識の高揚（1-3-2）**

●ねらい（めざす姿）

啓発などの充実により、火災の発生が低減され、火災発生時は初期消火活動ができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
1万人あたりの出火率（%）	3.2	3.0	市民 事業者 行政
初期消火率（%）	72.7	85.0	
消火訓練の受講者数（人）	5,573	6,000	
火災による損害額（千円）	15,314	—	

3

**危険物施設などの安全確保、自主保安体制の推進（1-3-3）**

●ねらい（めざす姿）

事業所などの危険物施設の安全確保などを促すことで、火災、漏えい事故の発生が低減している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
火災、漏えい事故の発生件数（許可施設）（件）	0	0	市民 事業者 行政
火災、漏えい事故の発生件数（許可施設以外）（件）	0	0	

4

**救急救命体制の充実（1-3-4）**

●ねらい（めざす姿）

- ・市民の救急救命方法習得を促すことで、事故時に適切な応急処置がとれる。
- ・救急救命士が一定以上配置され、救命士の資質が向上している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民による心肺停止患者への蘇生術の実施率（%）	49	50	市民 事業者 行政
救急法の受講者数（人）	2,190	2,500	
実働救急救命士数（人）	7	8	



# 5

## 消防水利の充足 (1-3-5)

●ねらい (めざす姿)

消火栓や防火水槽が適正に設置され、迅速な消火活動を行うことができる。

	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	担い手
消防水利数 (箇所) ※2 (消防水利充足率 (%))	895 (50.7)	903 (51.0)	市民 行政

### 用語解説

- ※1 **救急救命士** 平成3年に「救急救命士法」が制定されました。救急患者に対して医療機関収容前に現場などで高度救命処置を行う資格を有する救急隊員のことです。
- ※2 **消防水利** 火災時に利用する消火栓・防火水槽・濠水・プール等のことです。(消防水利充足率：消防施設整備計画の算定基準は市街地または準市街地を半径100mの円で埋めて重なる部分を線でつないで一辺が140mのマスをつくり、どれだけ埋まったかで充足率を計ります。)





## 政策 1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

### 施策 1-4 秩序ある市域の整備

#### 施策のねらい（めざす姿）

乱開発されず、秩序ある市域が構成され、市全体が調和の取れた発展をしている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

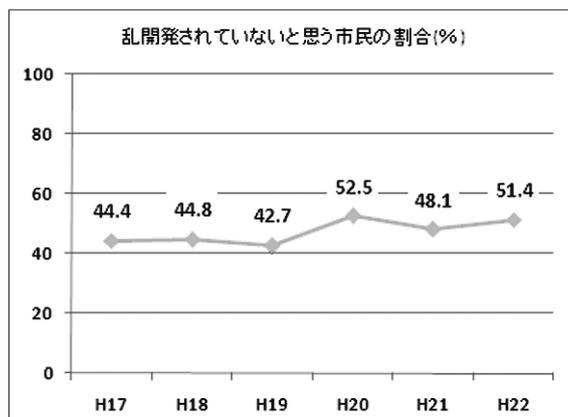
	基準値 （平成17年度）	現状値 （平成22年度）	後期目標値 （平成28年度）	
住宅、商業、農地、工場、公園などが計画的に開発・配置されている（乱開発されていない）と思う市民の割合（%）	44.4	51.4		市民アンケートで「筑後市は住宅、商業、農地、工場、公園などが計画的に開発・配置された土地利用がされている（乱開発されていない）と思いますか」という質問に「されている」「されている部分が多い」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

平成20年度に策定した筑後市都市計画マスタープランに基づく用途地域や都市計画道路の見直し、農業振興地域整備計画に基づく優良農地※1の保全・確保などにより、秩序ある土地利用を推進してきました。

施策の成果指標である「乱開発されていないと思う市民の割合」は、平成17年度の44.4%から、平成20年度より増加し、平成22年度は51.4%となりました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

平成21年度に農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）が改正され、より厳格な農地保全が求められているという状況にあるものの、平成23年3月には九州新幹線筑後船小屋駅が開業し、駅周辺地域の土地利用と新幹線を活かしたまちづくりが強く求められています。

今後も筑後市都市計画マスタープランに基づき、北部、中央、南西部、南東部それぞれの地域の実情に応じたバランスのとれた市域の整備を図るとともに、新幹線筑後船小屋駅周辺地域の土地利用や、JR羽犬塚駅西側地域の民間活力による開発等を推進していきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 計画的な土地利用と市街地整備の推進（1-4-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・土地利用を環境変化にあわせ変更し、用途にあった開発がされている。
- ・農業振興地域内の無秩序な宅地開発を規制し、優良農地※1が保全されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
全建築申請中に占める都市計画用途地域内の申請割合（%）※2	33.8	35.0	市民 事業者 行政
都市計画用途地域※3内農地率（%）	21.4	20.5	
優良農地率（%）	80.2	78.9	

### 2 公園の整備・維持管理（1-4-2）

●ねらい（めざす姿）

- ・筑後広域公園などの効果的整備により、市民が安らげる公園施設が充足している。
- ・市民協働での維持管理が充実することで、公園が安全に利用できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民1人あたり公園面積（㎡/人）	7.4	11.0	市民 行政
公園の量・設備に満足している市民の割合（%）	79.6	➡	
市民協働で管理されている公園数（箇所）	8	8	

### 3 バリアフリーの推進（1-4-3）

●ねらい（めざす姿）

公共施設などのバリアフリー※4化に努め、高齢者や身体障害者などにとって生活しやすいまちになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
歩道の点字ブロック設置総延長（km）	5	6	市民 事業者 行政
公共施設バリアフリー化率（%）	68.3	70.0	行政

## 用語解説

- ※1 **優良農地** 農業水利施設が整備されるなど生産性が高く良好な営農条件を備えており、保全が必要とされる農地です。
- ※2 **全建築申請中に占める都市計画用途地域内の申請割合** 建物を建てる際に必要な建築確認申請の件数に占める、用途地域内の申請件数割合です。この割合が高いほど都市計画に基づいた建設が進んでいることとなります。
- ※3 **都市計画用途地域** 住居、商業、工業などの建築物を機能的に配置し、建築物の用途や高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりを行うための区分です。
- ※4 **バリアフリー** もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く、障害のある人や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

## 政策 1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

# 施策 1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上

### 施策のねらい（めざす姿）

鉄道会社、バス会社などによる公共交通が確保され、市民の利便性が高まっている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

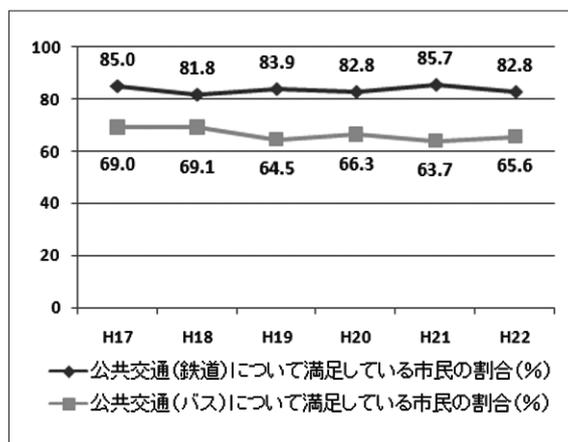
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
公共交通（鉄道） について満足して いる市民の割合 (%)	85.0	82.8	→	市民アンケートで公共交通（鉄道、バス）について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。
公共交通（バス） について満足して いる市民の割合 (%)	69.0	65.6	→	

### 前期基本計画の取組結果

新幹線筑後船小屋駅周辺の関連整備事業を進め、平成23年3月の九州新幹線全線開通を迎えました。また、JR羽犬塚駅も駅舎の改修に合わせて駐輪場の整備や歩行者用通路への屋根の設置などを行ったことで、鉄道の満足度と駅の利便性の満足度は平成22年度で80%を超えました。

路線バスについては、運営費用の一部を助成しながら維持してきた4路線に加え、筑後船小屋駅への乗り入れとして1路線の新規運行と1路線の延長を行いました。バスへの満足度は平成22年度で65.6%にとどまりました。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

広域的な視点での新幹線の利用促進策を推進します。また、新幹線やJR在来線と連携した路線バスの利用を促進するとともに、路線バスの利便性が低い地域にはコミュニティ自動車※1の運行への支援等を行うなど、筑後市の公共交通体系におけるそれぞれの役割に応じた施策を推進します。

また、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保や環境問題への配慮などの観点からも、公共交通手段の確保・利用促進に取り組んでいきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

### バスによる地域交通の確保（1-5-1）

●ねらい（めざす姿）

バスによる市民の移動手段が確保されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市内のバス路線数（コミュニティバス含む）について満足している市民の割合（%）	71.5	➡	事業者 行政
コミュニティ自動車を運行している地域数（箇所）	2	4	

2

### 鉄道（在来線）の利便性向上（1-5-2）

●ねらい（めざす姿）

鉄道の本数や駅・周辺施設が充実することにより、市民がスムーズに移動することができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市内JR駅の快速・特急列車1日停車本数（平日）（本）	150	140	市民 事業者 行政
市内JR駅の普通列車1日停車本数（平日）（本）	221	170	
駅の利便性について満足している市民の割合（%）	81.5	➡	
JR羽犬塚駅1日乗降客数（人）	6,135	6,300	
JR西牟田駅1日乗降客数（人）	921	1,150	
JR筑後船小屋駅1日乗降客数（在来線）（人）	432	750	

3

### 新幹線の利用促進（1-5-3）

●ねらい（めざす姿）

新幹線をより多くの人々が利用する。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
JR新幹線筑後船小屋駅の1日乗降客数（人）	—	➡	市民 事業者 行政



## 用語解説

※1 **コミュニティ自動車** 小学校区などの地域共同体、または、市町村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する乗合自動車のことです。筑後市では、市がリースした自動車を無償で貸与し、小学校区の協議会が運営主体となっている「コミュニティ自動車貸与事業」を実施しています。

政策 1 ～安全で快適な生活を支えるまちづくり～

## 施策 1-6 道路整備による利便性の向上

施策のねらい（めざす姿）

道路ネットワークの整備と適正な維持管理で、円滑な通行ができています。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

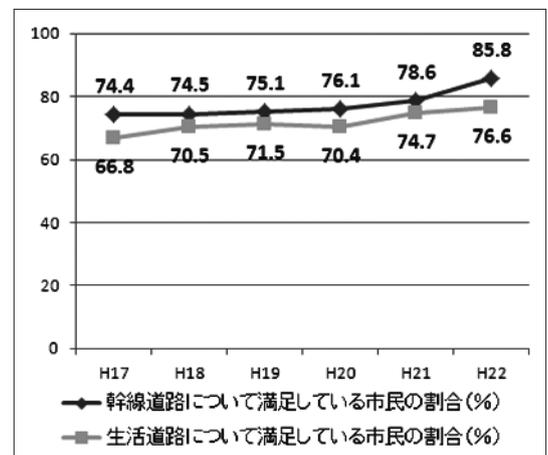
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
幹線道路について満足している市民の割合 (%)	74.4	85.8	→	市民アンケートで久留米、八女、大川などへの都市間道路について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。
生活道路について満足している市民の割合 (%)	66.8	76.6	→	市民アンケートで生活道路の整備状況について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

幹線道路※1については、九州新幹線筑後船小屋駅開業に伴う県道の整備や交差点改良工事、国道442号バイパスが国道3号から大川市まで開通したことなどにより都市間や駅へのアクセス性が向上しました。また、生活道路については、緊急性や危険度を考慮した補修、拡幅、安全施設等の整備により、道路利用者の安全で円滑な通行の確保に努めました。

その結果、成果指標である「幹線道路・生活道路について満足している市民の割合」は向上しました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

九州新幹線筑後船小屋駅の開業に伴うアクセス道路※2の整備や国道442号バイパス整備により、市内の道路利用状況が変化しています。そのため、市の主要な交通施設を結ぶ九州自動車道八女IC（インターチェンジ）へのアクセス道路や羽犬塚駅西側の駅前広場と西部地域とのアクセス道路等の効果的な整備を進めます。

また、地域防災や交通安全面から、道幅の狭い道路の解消、緊急性・危険性を更に考慮した計画的な道路舗装等の維持補修を行い、安心安全な道路空間の確保に努めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

幹線道路の整備促進（1-6-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・道路のネットワーク化などにより渋滞緩和など、幹線道路の利便性が向上している。
- ・歩道や分離帯の設置など安全整備が充実されることで、幹線道路での交通事故が減少している。

1

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
東西の朝の通勤時間の通過所要時間（四ヶ所（界橋）→長浜（八女インター入口交差点））（分）	11	10	関係団体 行政
南北の朝の通勤時間の通過所要時間（船小屋（船小屋温泉大橋北端）→一条（ヤンマー農機入口））（分）	19	15	
幹線道路（国道・県道）での交通人身事故件数（件）	256	➡	

生活道路の整備推進（1-6-2）

●ねらい（めざす姿）

- ・生活道路の効果的な整備により利便性が向上している。
- ・歩道の設置などで生活道路での交通事故が減少している。

2

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生活道路整備（補修、改修）延長（累計）（km）	9.74	14	市民 行政
生活道路（私道など）での交通人身事故件数（件）	125	➡	
生活道路機能の苦情・要望への対応率（%）	85.0	85.0	



用語解説

- ※1 **幹線道路** 道路のうちでも都市間や主要な施設間などの通行に主に利用される道路のことです。災害時の避難路、火災時の延焼遮断などの機能も併せ持っています。
- ※2 **アクセス道路** 目的地へ至るまでの道路のことです。

政策2 ～資源・環境にやさしいまちづくり～

施策2-1 自然環境の保護と環境意識の醸成

施策のねらい（めざす姿）

自然環境保護に関する取り組みや、地球・資源を大切にしている行動が定着化している。

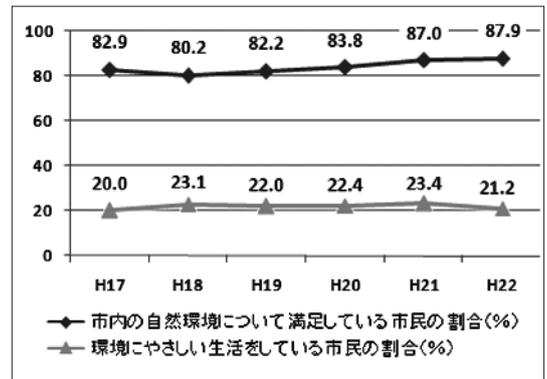
施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

		基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
市内の自然環境について満足している市民の割合 (%)		82.9	87.9	→	市民アンケートで市内の自然環境について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。
環境にやさしい生活をしている市民の割合 (%)		20.0	21.2	→	市民アンケートで環境にやさしい活動を20項目※1のうち9項目以上実践していると回答した市民の割合です。
水質汚濁に関する環境基準をクリアした測定地点の割合 (%)	山ノ井川	91.7	95	100	河川ごとに水質検査を行い、測定地点のうち環境基準に適合している地点の割合です。 環境基準 (BOD値) 5～9月 3mg/ℓ以下 10～4月 5mg/ℓ以下
	花宗川	100	100	100	
	松永川	90.0	91.7	100	
	倉目川	37.5	73.3	80.0	
大気汚染に関する環境基準をクリアした測定地点の割合 (%)		100	100	100	大気検査の結果、環境基準に適合している割合です。 0.04ppm以下

前期基本計画の取組結果

自然環境の保護のため、市民参加による川と水を守る運動※2やクリーン作戦、市と市内店舗が協力したマイバッグ運動※3等の環境保全・美化活動に取り組みました。  
施策の成果指標である「市内の自然環境について満足している市民の割合」は向上していますが、「環境にやさしい生活をしている市民の割合」はほぼ横ばいとなっています。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

豊かな自然環境を次の世代へ継承するために、これからも市民全体での環境保全・美化活動を推進する必要があります。地球温暖化は地球規模の問題ですが、その原因や解決策は市民一人ひとりの生活に関わるものも多くあります。太陽光エネルギーへの転換や緑化、河川等の水質浄化の推進へ向けた市民意識の向上を図るため、学習会や出前講座の活動の活発化、啓発に取り組んでいきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 地球環境にやさしいライフスタイルの実践（もったいない運動の推進）（2-1-1）

●ねらい（めざす姿）

市民や事業所などが、自然環境保全の重要性を理解し、省エネなどの環境にやさしい活動を実践している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
環境にやさしい生活をしている市民割合（%）	21.2	➡	市民 事業者 行政
環境保全のための取り組みを行っている事業所の割合（%）	26.4	30.0	

2 河川などの環境保全（2-1-2）

●ねらい（めざす姿）

市民や事業所などの意識が高まり、河川などの環境保全のための行動を起こしている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
川と水を守る運動、矢部川美化ノーポイ運動※2参加者数（人）	13,014	13,800	市民 事業者 行政

3 みどりの保全・育成（2-1-3）

●ねらい（めざす姿）

市民や事業所などの意識が高まり、みどりの保全や育成のための行動を起こしている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
みどりの保全や育成のために何らかの活動をしている市民割合（%）	47.3	➡	市民 事業者 行政



用語解説

- ※1 「環境にやさしい生活をしている市民の割合」を調査する市民アンケートの選択肢にあげた20項目です。①冷房28℃、暖房は20℃に設定 ②照明やテレビの電源をこまめに切る節電 ③蛇口をこまめに止めるなどの節水 ④風呂の残り湯を洗濯や散水などに使用 ⑤電気製品は省エネルギー設計製品を購入 ⑥花や庭木などの緑を育て、みどりを守っている ⑦近い場所への移動は、自動車を利用しない ⑧環境保全の学習（テレビ、書籍、講習会など） ⑨環境家計簿をつけている ⑩中古品購入、修理、フリーマーケットの活用 ⑪生ごみ処理機やコンポストの利用（ごみ減量化） ⑫生ごみや草、枝葉を庭や畑で処理（堆肥化） ⑬再生品やエコマーク商品の積極購入 ⑭商品購入時に包装紙や袋をもらわない ⑮詰替商品の積極購入 ⑯ごみの分別、集団回収などで資源化 ⑰家庭や職場での紙の裏面使用 ⑱古布の再利用 ⑲太陽光発電設備を設置している ⑳その他環境保護や省エネルギーなどに役立つ活動
- ※2 **川と水を守る運動、矢部川美化ノーポイ運動** 市民、事業所、行政の協働による河川清掃・美化運動です。
- ※3 **マイバッグ運動** 買い物をする際に、店からのビニール袋等の買い物袋の使用量を削減するために、買った物を入れて持ち帰るためのバッグ等を持参することを推進する取り組みです。

## 政策2 ～資源・環境にやさしいまちづくり～

# 施策2-2 循環型社会※1の形成

### 施策のねらい（めざす姿）

ごみの排出が抑制されるとともに、再資源化が進み、最終処分量が減少している。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
最終処分量 (筑後市分) (t)	414	273	250	八女西部クリーンセンターでごみを焼却した後に発生する最終処分場へ持ち込む埋立物の1年間の量です。排ガス処理のための石灰が主成分です。

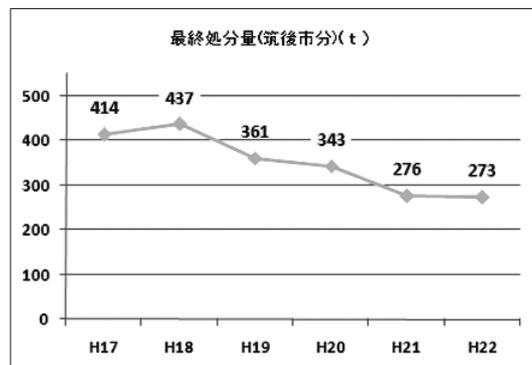
### 前期基本計画の取組結果

かけがえのない環境を子どもたちへ残すために循環型社会の実現へ向けて、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に沿ってごみ減量化やリサイクル推進に取り組みました。

施策の成果指標である「最終処分量」は、平成17年度の414トンが平成22年度では273トンとなり、大幅に減少しました。

平成20年4月に燃やすごみ指定袋の値上げや生ごみ処理容器の購入助成の拡大、また平成22年2月から剪定枝や廃食用油を資源ごみとして分別回収を開始しました。これらにより市民一人あたりの1日のごみ排出量は減少しました。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

私たちの社会を、環境にやさしい資源循環型の地域社会としていくためには、これからもリサイクルを進め、ごみの排出量を減らす必要があります。

後期基本計画でも、廃プラスチックをはじめとした資源ごみ分別の徹底によるごみの資源化や、生ごみの堆肥化など排出量を減らす取り組みを推進します。

ごみ排出量は大きく減少しましたが、今後もごみ減量の定着化をめざし、引き続き適正なごみ処理の啓発・指導を続けていきます。また、ごみ処理の効率化や適正化を進めるとともに、次代を担う子どもたちへの教育や啓発による循環型社会への意識形成にも取り組み、市民・事業者・行政の協働により、ごみ処理が適切に行われるようにします。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 ごみ減量化の推進（2-2-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が見直され、ごみの発生や排出が抑制されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民一人あたりの1日のごみ排出量（g）	858	770	市民 事業者 行政
市民一人あたりの1日の家庭系ごみ排出量（g）	527	470	
事業系ごみ排出量（t）	4,855	4,350	

### 2 資源化の推進（2-2-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

分別収集などの活動が拡充することで、資源の再利用が促進されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
資源化率（%）※2	21.9	28.0	市民 事業者 行政
資源化活動※3を行っている市民の割合（%）	48.4	➡	
耕畜連携※4がなされている畜産農家の割合（%）	100	100	

### 3 不法投棄の防止（2-2-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

野焼きや不法投棄を減らすことによって、廃棄物が適正に処理されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
一般廃棄物の不法投棄や散乱などの通報に対する対応件数（件）	31	25	市民 事業者 行政

## 用語解説

- ※1 **循環型社会** 大量生産、大量消費、大量廃棄を見直し、資源を有効に利用して廃棄物を出さないこと、出てしまった廃棄物は資源として再利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分すること、という考え方が定着した社会のことをいいます。
- ※2 **資源化率** 資源化された量をごみの総排出量で割った割合です。リサイクル率は、集団回収量を加算したものになります。
- ※3 **資源化活動** 生ごみの堆肥化、古紙の分別徹底、中古品・再製品購入、修理、集団回収、裏紙使用、古布再利用など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する活動のことです。
- ※4 **耕畜連携** 米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給したり等、耕種農家と畜産農家の連携を図ることです。

## 政策2 ～資源・環境にやさしいまちづくり～

### 施策2-3 河川・水路などの維持管理

#### 施策のねらい（めざす姿）

河川・水路などが機能し、良好な利水・治水が行われている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 （平成17年度）	現状値 （平成22年度）	後期目標値 （平成28年度）	
河川・水路などの整備状況について満足している市民の割合（％）	72.4	77.7		市民アンケートで河川・水路などの整備状況について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

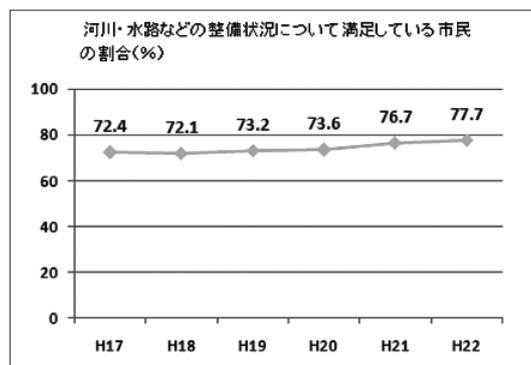
#### 前期基本計画の取組結果

河川や水路は、県営事業や補助事業の活用及び市単独事業により、護岸※1整備等を行うとともに、河川のしゅんせつ※2や水路等の修繕・維持管理により、河川や水路機能を保全し住みよい住環境の整備を行いました。

また、ため池（中ノ堤・大堤・河原池）は、農業用水の安定供給や洪水調節による下流域住民の安全性向上のために、老朽化した堤防や取水施設等の整備を行いました。

施策の成果指標である「河川・水路などの整備状況に満足している市民の割合」は、平成17年度の72.4％が平成22年度には77.7％と向上しました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

河川や水路は、更なる整備促進を図るために、平成24年度より集落基盤整備事業※3の着手やクリーク防災事業※4等の補助事業及び市単独事業で護岸等の整備を推進します。また、近年の短時間集中型豪雨による、新たな浸水や冠水※5被害が懸念されており、より一層の河川や水路の整備を推進していきます。

さらに、ため池も、老朽化により決壊の危険性がある所には、下流域住民の安全性向上や農業用水の安定供給確保のために、堤体※6や取水施設等の整備を進めます。

これらの河川や水路等の整備には、地域住民や水利関係者等からの協力は必要不可欠であり、相互間の連携を取りながら整備促進を図ります。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

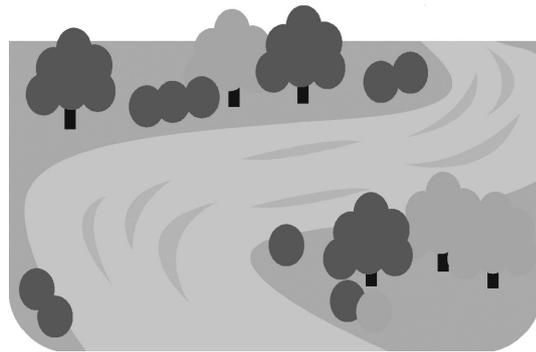
河川・水路などの整備推進と維持管理（2-3-1）

●ねらい（めざす姿）

河川や水路などが適切に維持管理されることで、その機能が保全されている。

1

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
河川・水路などの機能整備要望への対応率（%）	58.0	60.0	市民 関係団体 行政
浸水の不安がない市民の割合（%）	53.2	➡	



用語解説

- ※ 1 **護岸** 堤防などを補強して、洪水や高潮などの水害を防ぐこと。また、そのための施設です。
- ※ 2 **しゅんせつ** 河川や水路などの維持管理手法の1つで、堆積土砂により川底が浅くなることで発生する水害や土砂災害を防ぐために、河川などの底面を浚（さら）って堆積土砂などを除去する土木工事のことです。
- ※ 3 **集落基盤整備事業** 平成24年度から6ヶ年で実施する県営事業です。市内29地区の水路やため池等の整備を計画しています。
- ※ 4 **クリーク防災事業** 平成21年度から7ヶ年で実施する県営事業です。農作物等を洪水の被害から守るために、水を貯留する能力が低下しているクリークの改修・保護を行う事業です。
- ※ 5 **冠水** 河川や水路などの氾濫により田・畑・道路等の土地が水に浸かることです。
- ※ 6 **堤体** ため池の下流側にある堤防本体のことです。

## 政策3 ～豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

### 施策3-1 農業の振興

#### 施策のねらい（めざす姿）

担い手が確保され、活力ある農業が展開されている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

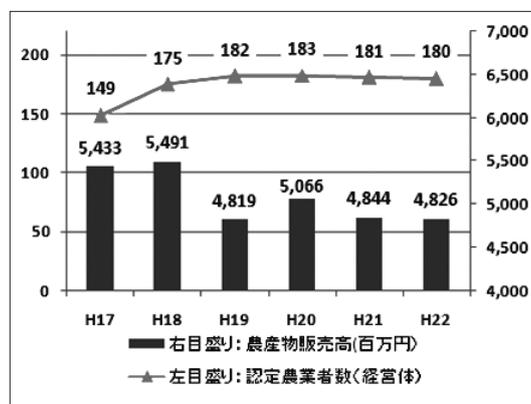
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
農産物販売高 (百万円)	5,433	4,826	➡	農業者団体販売高調査による数値です。
認定農業者数 ※1(経営体)	149	180	180	新規認定及び再認定農業者の数です。

#### 前期基本計画の取組結果

農業者の高齢化に伴い、後継者不足が深刻になっています。こうしたことから地域での営農体制の確立のため、生産組合の農事組合法人※2化を進めました。

施策の成果指標である「農産物販売高」は、担い手の減少、価格の低迷等により、平成17年度54億3,300万円から平成22年度は48億2,600万円と減少しました。また、認定農業者数は平成17年度から平成19年度までは順調に増加しましたが、それ以降は横ばいで推移しています。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

農業者の高齢化に伴い、後継者不足問題が顕在化しており、不耕作地の解消と優良農地の確保が必要です。そのため、その受け手となる生産組織の農事組合法人化により、農地の流動化、集約化を進めるとともに、コスト低減や機械の大型化、水田での水稲と畑作物との輪作を進めます。また、新規就農者への積極的な支援や新規作物の導入による農産物販売高の維持・向上に努めます。

一方、消費者の「食」に対する安全・安心への関心が高まっており、地産地消の取り組みを進めるとともに、JAとの協力・連携を図りながら、付加価値の高い農産物づくりから加工・販売まで行う6次産業化※3と併せて、意欲ある農業者への支援を推進します。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

**1 土地利用型農業※4の展開（3-1-1）**

●ねらい（めざす姿）

水田が担い手に集約され、農作業の効率化が図られ、経営効率が高まっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
担い手に集約されている水田面積率（%）	68.8	70.0	農業者 関係団体 行政

**2 施設園芸・畜産などの農業の展開（3-1-2）**

●ねらい（めざす姿）

栽培面積や飼育頭羽数の減少が抑制され、農業者単位の経営面積が増加している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
園芸作物栽培面積（ha） （イチゴ、トマト、なす、梨、ぶどう、茶の 栽培面積合計）	207.5	200.0	農業者 関係団体 行政
畜産飼養頭数（頭） （乳用牛、肉用牛、豚の飼養頭数合計）	962	1,000	
畜産飼養羽数（千羽） （採卵鶏飼養羽数合計）	142.8	140.0	

**3 農業生産体制の維持強化（3-1-3）**

●ねらい（めざす姿）

農事組合法人、集落営農組織※5や認定農業者など、多様な担い手が確保され、継続的な農業経営が行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
集落営農組織数（団体）	25	23	農業者 関係団体 行政
農事組合法人・生産組織経営面積（ha）	1800.1	1850.0	
新規就農者数（人）	4	5	

**4 農用地と営農環境の保全（3-1-4）**

●ねらい（めざす姿）

優良農用地が確保されるとともに、遊休農地※6が利活用されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
優良農地率（%）	80.2	78.9	農業者 関係団体 行政
遊休農地面積（ha）	50.1	40.0	



# 5

## 地産地消の推進 (3-1-5)

### ●ねらい (めざす姿)

食の安全に関するシステムが確立され、市民が安心して地元の農産物を消費することができる。

	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	担い手
学校給食への地元食材利用率 (%)	15.0	17.0	農業者 関係団体 行政
直売所販売高 (百万円)	99.9	376.8	

# 6

## 付加価値の向上 (3-1-6)

### ●ねらい (めざす姿)

農産物のブランド化と農産加工品の創造が進むことで、市場での競争力が高まっている。

	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	担い手
県によって認証された農産物数 (点)	8	8	農業者 関係団体 行政
農産加工品数 (点)	2	4	



## 用語解説

- ※ 1 **認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営をめざすため作成する「農業経営改善計画 (5年後の経営目標)」を市町村に提出して認定を受けた農業者をいいます。
- ※ 2 **農事組合法人** 農業協同組合法に規定される組合法人で、農業生産活動の協業化や共同利用施設設置により、組合員の共同の利益の増進を図ることを目的とした法人をいいます。
- ※ 3 **6次産業** 生産 (第1次産業) だけでなく、高付加価値を図るため、加工 (第2次産業)、販売 (第3次産業) までを行う経営形態のことを表す言葉です。
- ※ 4 **土地利用型農業** ビニールハウスなどの施設園芸に対し、米・麦・大豆・露地野菜など一定の広さの水田が必要な農作物を栽培する農業をいいます。
- ※ 5 **集落営農組織** 集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織をいいます。
- ※ 6 **遊休農地** 農地が現在耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。また、その農業上の利用の程度がその周辺の農地と比べて、著しく劣っている農地のことをいいます。



## 政策3 ～豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

### 施策3-2 工業の振興

#### 施策のねらい（めざす姿）

製造業事業所数及び雇用者数が維持・拡大されている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
製造品出荷額 (百万円)	132,883	111,453	—	経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の年間工業製品出荷額です。
製造業事業所数 (事業所)	147	117	—	経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の製造業事業所数です。
製造業従業員数 (人)	5,030	5,011	—	経済産業省が国の製造業の実態を明らかにするために毎年行う工業統計調査による筑後市の製造業従業員数です。

#### 前期基本計画の取組結果

平成20年に起きたリーマンショック※1により、製造業を中心に大きな影響を受けた中、企業誘致活動を続けていますが、平成18年度以降に新たに筑後市に進出した企業はありませんでした。

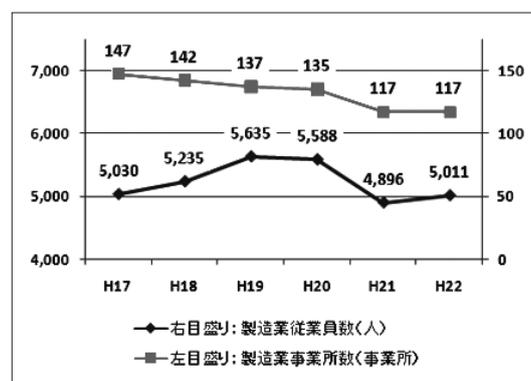
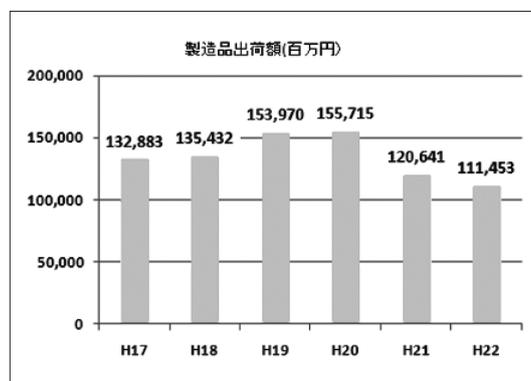
市内中小企業への支援として、平成21年度から事業開始した住宅改修等補助金※2は、企業の受注増につながり、一定の経済対策の効果をもたらしたと判断しています。

施策の成果指標である「製造品出荷額」は平成22年度には1,114億5,300万円と前年度より約1割減少し、「製造業事業所数・従業員数」とも同様に減少しました。

#### 後期基本計画の課題と方向性

東日本大震災の影響で景気低迷が続くとともに、リスク分散の観点から製造拠点の海外移転の傾向も強まり、企業誘致は厳しい状況にあります。企業誘致活動の環境を整えるため、奨励金など優遇措置の改正を行うとともに、既存企業の育成・体質強化を図るため、企業との意見交換会や企業訪問などで各企業との情報交換を行います。また、製造業だけでなくソフト関連事業の誘致や起業支援についても検討を進めます。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 企業誘致の推進（3-2-1）

●ねらい（めざす姿）

積極的に誘致活動を展開することで、市内に企業が進出する。または、進出企業が増えている。

	現状値（前期実績値）	後期目標値（平成28年度）	担い手
企業誘致及び進出企業数累計（事業所）	0	2	行政

### 2 中小企業の支援（3-2-2）

●ねらい（めざす姿）

製造業を営む中小企業が育成され、経営基盤が強化されている。

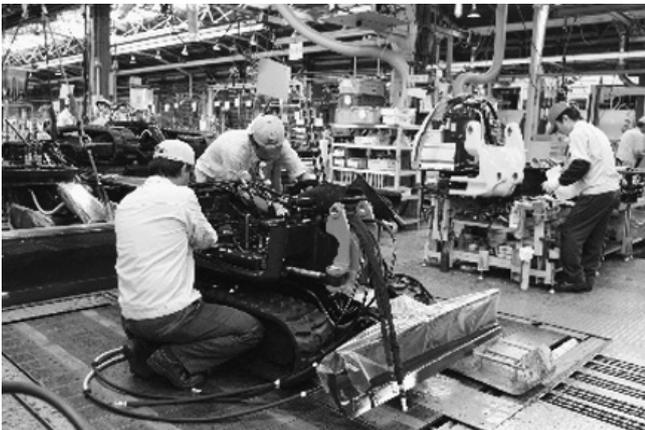
	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
製造業を営む中小企業事業所数（事業所）	— （平成24年4月以降公表予定）	—	行政

### 3 地場産業の育成支援（3-2-3）

●ねらい（めざす姿）

地場産業を支援することで、その活動が維持または活性化している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市内久留米糺事業者数（事業所）	13	15	行政



## 用語解説

- ※1 **リーマンショック** 2008年（平成20年）9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことによる世界的な金融危機や不況などを意味する表現です。
- ※2 **住宅改修等補助金** 市内中小企業者を支援する施策の一つで、市民が市内の施工業者に住宅の改修工事を依頼する場合、工事費の一部を補助する制度です。

## 政策3 ～豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

### 施策3-3 商業・観光の振興

#### 施策のねらい（めざす姿）

商業販売額が増加している。観光客が増加している。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値	現状値	後期目標値 (平成28年度)	
卸小売業販売額 (百万円)	118,804 (平成16年度)	82,171 (平成19年度)	—	経済産業省が5年ごとに実施する商業統計調査による筑後市の卸小売業販売額です。
卸小売業事業所数 (事業所)	633 (平成16年度)	589 (平成19年度)	—	経済産業省が5年ごとに実施する商業統計調査による筑後市の卸小売業事業所数です。
観光入り込み客数 (百人)	6,894 (平成17年度)	7,108 (平成22年度)	→	宿泊施設、祭り・イベントの主催者、各施設などからの聞き取り調査などにより算出した人数です。

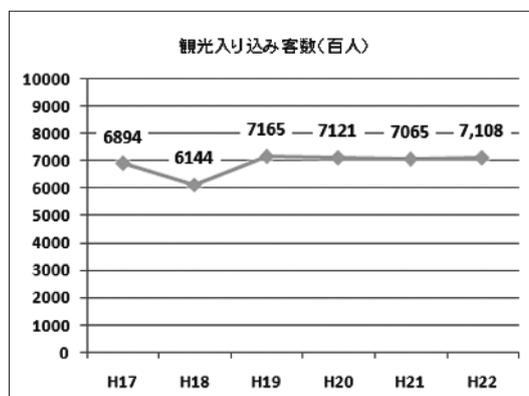
#### 前期基本計画の取組結果

新幹線筑後船小屋駅の開業に伴い、県営筑後広域公園内の温泉施設等の整備、市内の観光資源の活用、筑後七国商工観光推進協議会※1の設立などを行い、観光振興への取り組みをスタートさせました。

また、市内の景気対策として補助金を交付し、平成21年度から商工会議所が行った「プレミアム商品券」発行事業により、市内経済の活性化へ効果があったと判断しています。

施策の成果指標である「卸小売業の販売額・事業者数」は国の商業統計調査が実施されず、平成19年度以降のデータは把握できていませんが、経済低調が続いており、減少傾向と推測されます。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

経済低調が続く中、とりわけ既存商店街を取り巻く環境は厳しいものがありますが、買い物に出かけるのが困難な高齢者などへのサービスと結び付けるなど、活性化に取り組みます。

観光面では、市や商工会議所、市内各種団体で構成する「観光戦略会議」で作成する観光推進実施プランに沿って様々な観光振興施策を実施し、筑後市の観光資源を積極的にPR、発信していきます。また、筑後七国商工観光推進協議会では、構成する7自治体を「筑後七国」※2として、一体的な商工観光振興を図ります。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 商工団体の指導充実と経営力向上（3-3-1）

●ねらい（めざす姿）

商工団体の指導などにより、個々の事業者の経営力が高まることで、市全体の事業活動が活発化している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
商工会議所加入事業所数（事業所）	1,293	1,400	事業者 関係団体 行政
商工会議所による各種経営指導などの参加者数（人）	1,090	1,200	

2 既存商店街機能の活性化（大手スーパー・コンビニを除く）（3-3-2）

●ねらい（めざす姿）

既存商店街の利用者が増え、空店舗がなくなり、にぎわいが創出されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市内店舗数（店舗）	2,138	2,150	市民 事業者 関係団体 行政
大手スーパー・コンビニを除く既存商店街を利用する市民の割合（％）	16.7	➡	

3 観光の魅力強化とPR（3-3-3）

●ねらい（めざす姿）

広域的に観光施策を展開し、既存の観光資源の魅力を高めるとともに、積極的なPRを行い、集客力が高まっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
観光協会ホームページアクセス数（件）	20,597	36,000	事業者 関係団体 行政
メディアで紹介された件数（件）	—	96	



川の駅「船小屋 恋ぼたる」の温泉館

用語解説

- ※1 **筑後七国商工観光推進協議会** 新幹線筑後船小屋駅の誘致を推進してきた7自治体（筑後市、八女市、柳川市、大川市、みやま市、大木町、広川町）の商工観光推進を目的に平成23年10月に設立されました。各自治体の首長、商工会議所の会頭、商工会の会長が協議会の委員となっています。
- ※2 **筑後七国** 筑後七国商工観光推進協議会が、構成する7自治体の商工観光を一体的に推進する取り組みです。「恋のくに」筑後市、「茶のくに」八女市、「水のくに」柳川市、「匠のくに」大川市、「幸のくに」みやま市、「穀のくに」大木町、「果のくに」広川町というキャッチフレーズを設定しています。

### 政策3 ～豊かな暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

## 施策3-4 勤労者福祉の向上

#### 施策のねらい（めざす姿）

雇用が増え、勤労者が安定して働け、家族と安心して暮らしていける環境が整っている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

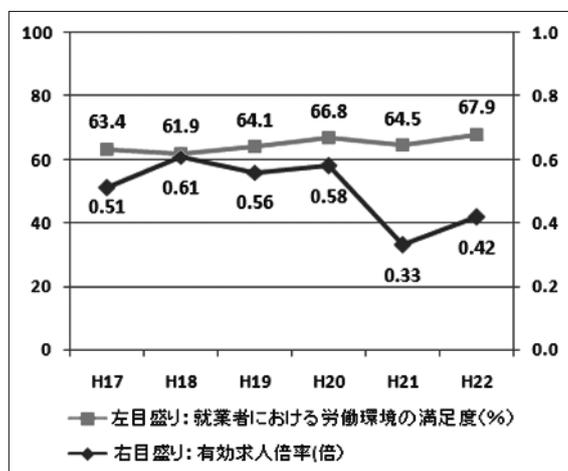
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
有効求人倍率 (倍) ※1	0.51	0.42	➡	八女公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合です。
就業者における労働環境の満足度 (%)	63.4	67.9	➡	市民アンケートで職場の福利厚生制度について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

勤労者が安定して働くことができ、家族と安心して暮らしていくことのできる環境を整えるため、職場の福利厚生制度※2充実への支援や雇用対策などに取り組みました。

施策の成果指標である「有効求人倍率」は、平成17年度の0.51倍から平成22年度は0.42倍と悪化しました。これは、平成20年のリーマンショックにより急速に景気が悪化したため、八女公共職業安定所管内の雇用情勢も影響を受けたものと思われます。「就業者における労働環境の満足度」は平成17年度の63.4%が平成22年度は67.9%と4.5ポイント改善しました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

平成21年春には景気も持ち直し、雇用情勢も最悪期を脱して徐々に改善をしていますが、リーマンショック前の水準には戻りきれいていません。また、未曾有の大震災や欧州での財政破綻、記録的な円高などの影響を考えると先行きは不透明です。雇用の分野は行政の裁量が及びにくい領域ですが、市としても企業誘致・地場企業の育成に努め、就業の場の確保を図っていきます。

また、勤労者福祉の向上のため、商工会議所と連携し、市内事業所へ勤労者福祉サービスセンター※3の周知及び加入促進に取り組むなど、就業者の福利厚生の充実に努めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 労働者福祉対策の充実（3-4-1）

●ねらい（めざす姿）

福利厚生などの働く環境が充実することで、勤労者がゆとりと意欲を持って働ける。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
勤労者福祉サービスセンター加入会員数（人）	114	120	事業者 関係団体 行政
勤労者家庭支援施設の利用者数（人）	140,110	147,000	

2 雇用の安定と確保（3-4-2）

●ねらい（めざす姿）

- ・就業希望者が就業できる能力を身につけている。
- ・企業の進出や企業への支援などにより、求人が増えている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
（市関連の）就業訓練や能力訓練受講者数（人）	194	200	市民 事業者 行政
八女公共職業安定所管内の新規求人数（人）	6,422	7,200	

3 高齢者雇用と生きがい対策の充実（3-4-3）

●ねらい（めざす姿）

高齢者の雇用が増え、生きがいを持って働いている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
シルバー人材センター※4会員数（人）	410	450	市民 事業者 行政
シルバー人材センター受託額（千円）	256,064	290,000	
生きがいを持って仕事をしている高齢者の割合（%）	31.8	➡	

用語解説

- ※1 **有効求人倍率** 公共職業安定所に登録されている求職者数に対する企業等からの求人数の割合です。
- ※2 **福利厚生制度** 従業員の労働意欲向上のための諸政策であり、労働保険・社会保険など法律で実施を定められた法定福利と企業の任意で定める慶弔見舞・レクリエーションなどの法定外福利があります。
- ※3 **勤労者福祉サービスセンター** 中小企業勤労者の福祉の向上と中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とした団体です。会員である中小事業所で働く勤労者や事業主に対する福利厚生事業を行っています。
- ※4 **シルバー人材センター** 高齢者の就業の機会を確保・提供し、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることを目的に設立された公益社団法人です。

## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

### 施策4-1 子育て支援の充実

#### 施策のねらい（めざす姿）

子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合 (%)	68.9	80.2	

市民アンケートで「筑後市は、子育てしやすい環境が整っていると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。

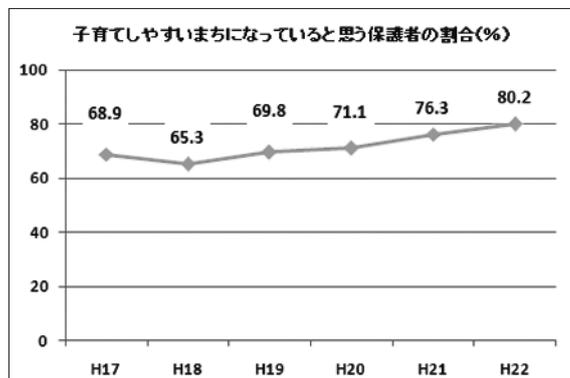
#### 前期基本計画の取組結果

次世代を担う子どもたちが健やかに生み育てられる社会環境の整備に向け、「筑後市次世代育成支援行動計画（ちっご子育てみらいプラン）」に沿って子育て支援拠点施設の活動の充実、学童保育及び保育サービスの充実に取り組んできました。

平成20年7月に子育て支援拠点施設（おひさまハウス）がオープンし、就学前の子どもを持つ親に対する子育て支援事業を充実させました。また、平成23年度までに、市内全11小学校区中10小学校区で学童保育所が開所されました。

施策の成果指標である「子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合」は、平成17年度の68.9%から平成22年度は80.2%と11.3ポイント増加しました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

核家族の増加や都市化による子育ての孤立化や育児不安を解消し、また児童虐待を防ぐため、今後も子育て支援拠点施設の活動の拡充や地域子育てサロン、ちくごファミリー・サポート・センター事業などの地域や市民の活力を活かした子育て支援を進めていきます。

また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、一時保育・休日保育等の保育サービスを拡充します。学童保育所については、未設置校区での早期開所、大規模学童保育所の分割、適正な保育スペースの確保、施設の老朽化への対応など計画的な施設整備を行います。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

**1 地域の子育て支援サービスの充実（4-1-1）**

●ねらい（めざす姿）

子育ての悩みや不安を取り除き、地域が子育てしやすい環境になっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
子育てに悩みや不安のある親の割合（%）	29.9	➡	市民 地域 事業者 行政
子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合（%）	—	➡	

**2 保育サービス・幼児教育の充実（4-1-2）**

●ねらい（めざす姿）

保育園、幼稚園などのサービスが充実することで、安心して働きながら子育てができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
保育所待機者数（人）	0	0	市民 地域 事業者 行政
学童保育所入所者数（人）	382	500	
ちくごファミリー・サポート・センター援助活動の需要対応率（%）	100.0	100.0	
延長保育・一時保育・休日保育・病児保育の利用延べ人数（人）	17,976	—	

**3 児童虐待防止対策の充実（4-1-3）**

●ねらい（めざす姿）

児童虐待の早期発見に努め、また相談機能などを充実し、児童虐待が防止されることで、子どもの人権が守られ健やかに生活できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
児童虐待件数（新規実人数）（人）	1	—	市民 地域 行政

**4 ひとり親世帯への各種支援（4-1-4）**

●ねらい（めざす姿）

経済面や生活面で支援を行うことで、子育てを安心して継続することができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
ひとり親家庭への各種支援の延べ利用者数（人）	530	—	行政

## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

### 施策4-2 健康づくりの推進

#### 施策のねらい（めざす姿）

年代に応じた健康づくりを推進して、健康寿命が延びている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値	現状値	後期目標値 (平成28年度)	
健康寿命※1 (男)(歳)	76.0 (平成16年度)	77.0 (平成21年度)	78.0	福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。
健康寿命 (女)(歳)	80.9 (平成16年度)	80.4 (平成21年度)	82.0	
40歳～59歳までの死亡者の割合(%)	0.28 (平成17年度)	0.24 (平成22年度)	0.20	
3大死因※2の死亡者数(10万人あたり)(人)	—	444.8 (平成22年度)	400.0	

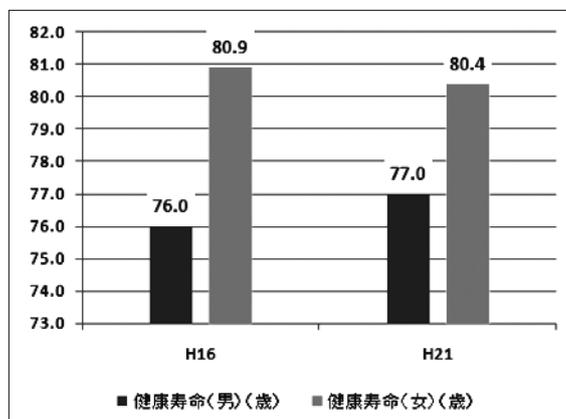
#### 前期基本計画の取組結果

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会をめざし、健康診断などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防などのための健康づくり活動を推進しました。また、親子が心身共に健康に過ごせるよう妊産婦・乳幼児健診を実施してきました。

平成22年度からは、市全体での健康づくり施策として、地域や職場などでのラジオ体操の実施を推進しています。

施策の成果指標である「健康寿命」は、平成16年度では、女性80.9歳、男性76.0歳であったものが、平成21年度では、女性は80.4歳と微減し、男性は77歳と延びています。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



※健康寿命は5年ごとに算出されます。

#### 後期基本計画の課題と方向性

健康で心豊かに生活できる社会をつくるためには、これからも健康づくりを推進していく必要があります。

後期基本計画でも、健全な生活習慣に関する啓発・支援を行うことにより、生活習慣病の予防・悪化防止を図るとともに、病気の早期発見・早期治療のために、検診の受診率の向上に努めます。

また、乳幼児期からの正しい生活習慣習得のために、保護者を通じて、正しい食習慣や生活習慣へ向けた意識形成や取り組みができるように支援を行っていきます。団塊の世代の高齢化が進展することから、要支援や要介護状態になるのを防ぐための高齢期の健康づくりを進めます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

### 健康増進事業の推進（4-2-1）

●ねらい（めざす姿）

健康増進事業の推進により、市民の健康増進に関する意識の高まり、健康づくりに取り組む市民が増える。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
健全な生活習慣をもつ人の割合（0歳～中学生以下）（%）	50.9	➡	市民 医療機関 行政
健全な生活習慣をもつ人の割合（成人）（%）	82.3	➡	

2

### 疾病の早期発見・早期治療の充実（4-2-2）

●ねらい（めざす姿）

疾病を早期に発見・予防、治療できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
1年に1回健康診断を受けている市民割合（%）	69.5	➡	市民 医療機関 行政
1年に1回がん検診を受けている市民割合（%）	—	➡	
一人あたり一般医療費（円）	345,078	390,000	国民健康 保険被保険者 行政
一人あたり退職者医療費（円）	396,392	420,000	

3

### 母子保健の充実（4-2-3）

●ねらい（めざす姿）

母子ともに健やかに生み育ち、健康の管理ができています。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
妊娠、出産時の状況に対し、満足している母親の割合（%）	94.0	96.0	市民 医療機関 行政
乳幼児健康診査での要精密検査受診率（%）	72.2	80.0	
乳幼児健康診断の未受診率（%）	2.3	2.0	
学校健康診断での要精密検査受診率（%）	94.8	95.0	
乳幼児の平均予防接種率（%）	92.2	94.0	

# 4

## 高齢期の健康維持と介護予防の推進（4-2-4）

### ●ねらい（めざす姿）

高齢者（65歳以上）が、健康維持、介護予防に努め、健康状態を悪化させないようにしている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
健康維持に気をつけた生活習慣をもつ高齢者の割合（％）	62.8	➡	市民 医療機関 行政

# 5

## 安全安心な医療体制の充実（4-2-5）

### ●ねらい（めざす姿）

病院と診療所間の連携が強化され、市民がいつでも安心して医療を受けられるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
筑後市及びその周辺の診療所や病院施設に関する充足度（％）	94.7	➡	医療機関 行政
市立病院について満足している市民の割合（％）	64.3	➡	



## 用語解説

- ※1 **健康寿命** 健康寿命とは、一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのことをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。
- ※2 **3大死因** 現在、日本人の3大死因として挙げられているのは、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患という3つの疾患です。これらの疾患は、毎日の食事や睡眠、運動不足などの生活習慣の積み重ねによって起こります。



## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

### 施策4-3 高齢者福祉の充実

#### 施策のねらい（めざす姿）

自立した元気な高齢者が増えている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
85歳以上の自立高齢者の割合（％）	46.0	47.9	48.0	85歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。
要介護認定※1を受けていない人の割合（％）	83.7	84.2	85.0	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。

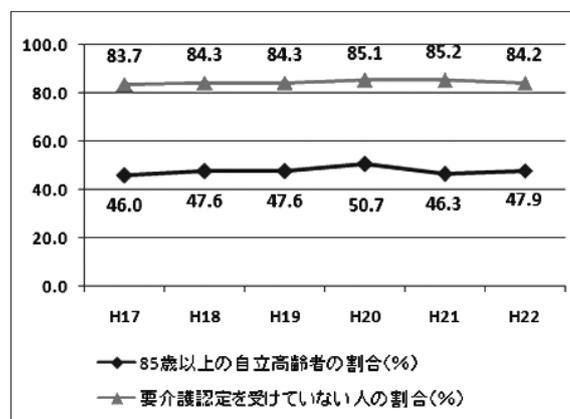
#### 前期基本計画の取組結果

高齢者がいきいきと健康で生活でき、介護が必要な状態にならないために、デイサービス事業や健康トレーニング事業などの様々な介護予防事業を実施してきました。

その結果、施策の成果指標である「要介護認定を受けていない人の割合」は、平成17年度の83.7%が平成22年度84.2%と順調に推移しました。また、「85歳以上の自立高齢者の割合」も、同じように順調に推移しました。

介護保険制度については、介護サービス※2の認知度が上がり、利用者が増えてきました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

高齢者の増加や要介護度の重度化等により、介護保険財政はひっ迫しています。正しい制度理解のための広報活動や介護給付適正化事業を強化するとともに、要介護状態への移行、要介護度の重度化を予防する取り組みを進めます。

高齢者の権利擁護※3（虐待防止・成年後見制度等）に関する相談について、今後も地域や事業所などへの啓発を強化し、高齢者の権利が侵されない安心・安全な社会の構築を図ります。それとともに、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自立した生活を継続するために必要な在宅福祉サービス※4を提供します。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 介護保険制度の充実（4-3-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

高齢者が介護の必要な状態になっても、家庭や施設で安心して生活できるとともに、自立状態への復帰が促されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
介護サービスの満足度（%）	92.1	➡	事業者 行政
要介護認定者のうち、在宅サービスを利用している者の割合（%）	65.4	70.0	
要介護認定者のうち、認定結果が前回と同じか軽くなった者の割合（%）	63.6	65.0	

### 2 介護予防事業の充実（4-3-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

介護予防の取り組みを地域に広げ、高齢者が要介護・要支援状態となることや状態が悪化することを防止し、自立した生活ができるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
介護予防活動※5をしている65歳以上の高齢者の割合（%）	—	➡	市民 地域 事業者 行政
介護予防事業のサービスを受けている人が要介護状態になった割合（%）	3.8	7.0	

### 3 高齢者の相談・支援体制の充実（4-3-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

相談体制の充実と適切かつ迅速な支援により、高齢者が安心した生活が継続できるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
高齢者に関する相談件数（件）	2,855	3,000	事業者 行政
高齢者の権利擁護の相談件数	31	50	

### 4 在宅生活支援の充実（4-3-4）

#### ●ねらい（めざす姿）

適切な在宅福祉サービスを提供することで、高齢者が在宅で安心し、自立した生活を継続できている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
65歳以上の市民のうち在宅生活者の割合（%）	96.8	96.5	市民 地域 事業者 行政
在宅福祉サービス延べ利用者数（人）	306	325	

## 5

## 生きがいくくりと社会参加の推進（4-3-5）

### ●ねらい（めざす姿）

地域との交流や社会参加を促進することで、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生きがいを持っている高齢者の割合（%）	80.9	➡	市民 地域 行政
社会参加をしている高齢者の割合（%）	41.2	➡	



### 用語解説

- ※1 **要介護認定** 日常生活を送るうえで介護や支援が必要か、必要とすればどの程度必要かを認定します。  
要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7つの区分があります。
- ※2 **介護サービス** 介護保険で利用できるサービスのことで、大きく分けて訪問介護や通所介護等の在宅サービスと、介護老人福祉施設等に入所する施設サービスの2つがあります。
- ※3 **高齢者の権利擁護** 高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待防止に向けた施策や成年後見制度等の諸施策を活用して高齢者の権利を守ります。
- ※4 **在宅福祉サービス** 高齢者が自宅で、安心して自立した生活を送るためのサービスで、緊急通報装置貸与事業や配食サービス等を行っています。
- ※5 **介護予防活動** 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、要介護・要支援状態となることの予防や悪化の防止を目的に行う運動です。



## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

### 施策4-4 障害児・者福祉の充実

#### 施策のねらい（めざす姿）

障害児・者が支障を感じることなく生活し、行動範囲が広がり社会参加している。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成23年度)	後期目標値 (平成28年度)	
生活上の支障軽減や社会参加のための障害福祉サービス※1の適正度(%)	46.8	42.7		65歳未満の障害児・者へのアンケート（児童の場合は保護者に聞く）で「筑後市の障害児・者福祉サービスは充実していると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。
昨年より行動範囲が広がった65歳未満の障害児・者の割合(%)	34.1	36.1		65歳未満の障害児・者へのアンケートで「昨年より行動範囲は広がったと思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービスを一元化し、利用者負担が応益負担※2となりました。また障害福祉サービスの内容も見直され、「保護から自立支援」へと大きく変わりました。

また、市独自の施策として、平成23年度から重度障害者タクシー利用助成事業や、障害者の雇用・就労の場の確保のために公園管理業務の運営委託や市役所の総合案内窓口業務への雇用などに取り組みました。

障害福祉サービスの利用者数は増加したものの、「障害福祉サービスは充実している」と感じている人の割合は、ほぼ横ばいで推移しました。

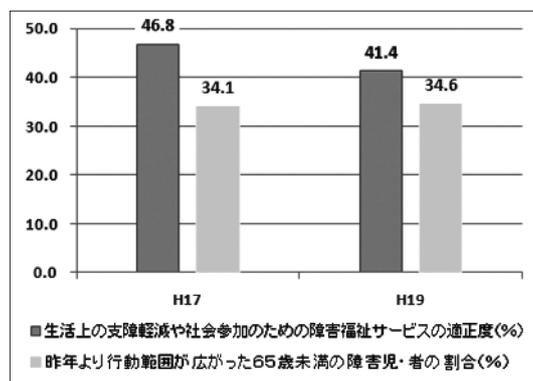
#### 後期基本計画の課題と方向性

障害者自立支援法の施行後、度重なる制度改正が行われ、障害福祉サービスは複雑化しています。

また、平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。あわせて、改正障害者自立支援法が、平成23年10月、翌年4月と相次いで施行されるとともに、平成25年には新法への移行も予定されており、障害児・者施策への市の役割はますます拡大し、その責務も大きくなります。

このように目まぐるしい変化のなかで、障害児・者が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援事業の充実や就労支援の強化をめざしていきます。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

障害児・者福祉サービスの推進（4-4-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・適切な介護サービスを提供することで、障害児・者が家庭や施設で安心して生活ができるようになっている。
- ・適切な訓練サービスを提供することで、障害児・者が地域生活に移行できるようになっている。
- ・障害児・者が気軽に相談できる相談体制が整っている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自立支援給付事業の延べ利用者数（人）	5,217	—	事業者 関係団体 行政
地域生活支援事業の延べ利用者数（人）	4,195	—	

2

社会参加の促進（4-4-2）

●ねらい（めざす姿）

手話通訳などのサービスを提供することで、障害児・者が積極的に社会参加している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
働いている障害者の割合（％）	27.9	➡	市民 事業者 関係団体 行政
障害児・者と交流をしている市民の割合（％）	10.4	➡	



用語解説

- ※1 **障害福祉サービス** 障害者自立支援法で定める各種サービスです。主なサービスには、ホームヘルプ、重度訪問介護など訪問による日常生活のサービス、施設入所やケアホーム、グループホームなど住まいの場のサービス、日中活動の場としての創作的活動、または生産活動の機会の提供や就労に向けた訓練を行うサービスなどがあります。
- ※2 **応益負担** 受けた利益に応じたものを負担することです。医療・介護・福祉サービスの分野では、所得に関係なく受けたサービスの内容に応じて対価を支払うことを意味します。障害者自立支援法での応益負担は、原則1割とされています。

## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

# 施策4-5 低所得者福祉の充実

### 施策のねらい（めざす姿）

生活に困窮している低所得者が、経済的支援などを受けることで生活を維持し、自立が促進されている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
就労可能な保護世帯で自立した世帯の割合（%）	78.9	55.6		就職や就労による収入増または社会保障給付金などの増額により生活保護が廃止された世帯の割合です。

### 前期基本計画の取組結果

平成20年のリーマンショック以降の景気低迷を受けて、就労収入の減少により生活保護率※1は増加してきました。平成22年度から就労支援員を配置し、生活保護世帯の自立を促していますが、生活保護世帯の高齢化や有効求人倍率が低い状態が続いており、自立した世帯数は伸びていません。

市営住宅については、低所得世帯の増加により需要が増加したことや、老朽化した団地を廃止、統合して建替を行ったことにより、入居率は平成17年度の89.6%が平成22年度には94.7%に増加しました。

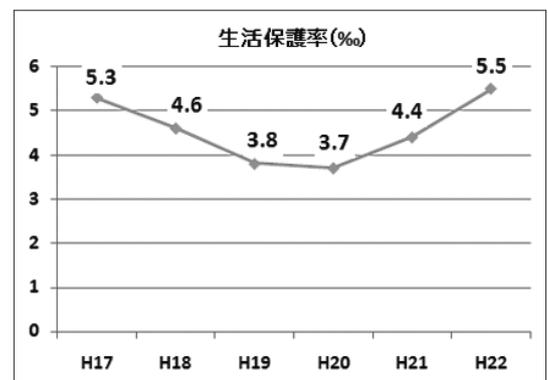
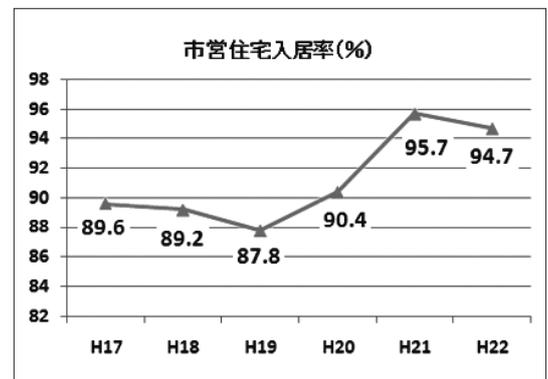
### 後期基本計画の課題と方向性

近年の不景気に伴う有効求人倍率の低迷に加え、東日本大震災による景気への影響もあり、新規就労者数や就労収入の増加に大きな期待はできません。また、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、収入の増加等が期待できず、生活保護は長期化しています。高齢化が進展することで、更なる高齢者保護世帯の増加が見込まれます。

今後も就労支援員によるハローワークからの情報収集や就労可能な生活保護世帯との個別の相談を行い、就労までのきめ細やかな支援に取り組みます。

市営住宅については、「筑後市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行います。また、耐用年数を超過した住宅については、計画的に建て替えを行うなど、住みよい環境を整備していきます。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

### 生活困窮者の自立支援（4-5-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

生活保護法に基づき、生活困窮者の最低限度の生活が保障されるとともに、自立が促されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生活保護率（％）	5.5	—	行政
自立した世帯数（世帯）	15	15	

2

### 市営住宅の整備（4-5-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

市営住宅を適切に整備、維持管理することで、低所得者等が安心して生活できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市営住宅入居率（％）	94.7	96.0	行政
市営住宅の維持管理上の苦情件数（件）	27	24	
耐用年数を経過している市営住宅の割合（％）	12.3	3.0	



## 用語解説

※1 生活保護率（％） 筑後市の人口千人当たりの生活保護受給者の割合です。（単位の％ [パーミル] は千分率のことです。）

## 政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

### 施策4-6 地域福祉体制の整備

#### 施策のねらい（めざす姿）

福祉の担い手が育ち、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 （平成17年度）	現状値 （平成22年度）	後期目標値 （平成28年度）
地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合（%）	30.1	30.7	

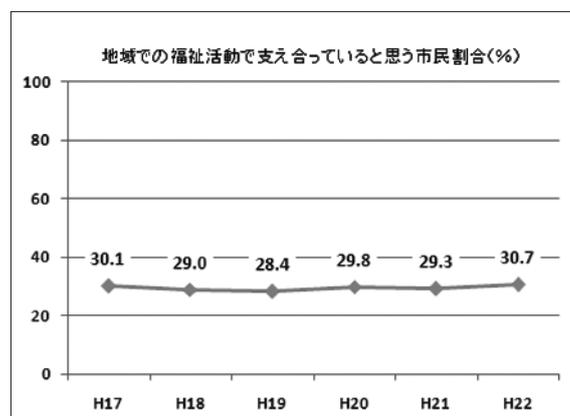
市民アンケートで「地域での福祉活動で支え合っていると思いますか」という質問に「できている」「できているほうである」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

地域福祉の充実に向けて、地域で支え合う仕組み・体制づくりを進めるため、民生委員児童委員活動の支援、社会福祉協議会や地域福祉活動団体等の活動支援に取り組んできました。

施策の成果指標である「地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合」は平成17年度30.1%が平成22年度30.7%と横ばいです。民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動は活発化しており、福祉ボランティアやNPO法人の団体数や構成員数は増加していますが、地域福祉活動にサービスを提供する側として参加している市民の割合は、平成22年度で13.1%と低い状態です。これらのことから地域で支え合う仕組み・体制づくりがまだ十分に進んでいるとは言えません。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

今後、支援を必要とする高齢世帯の増加が見込まれ、また子育て支援策の一層の充実が求められる中で、民生委員児童委員や社会福祉協議会の役割もますます重要になってきます。そのため、地域のコミュニティ等を活用して地域で民生委員児童委員を支援する体制づくりを進める必要があります。

地域福祉の充実のためには民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動の活発化はもちろんですが、ニーズの多様化に伴い適切なサービスの提供が求められているため、サービスの担い手（個人、ボランティアやNPO法人）の育成を図ることも課題です。多くの人が地域福祉活動に関わるためにも、地域住民、社会福祉協議会、行政などが連携し地域の中で支え合う仕組み・体制づくりを進めていきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 民生委員児童委員活動の支援（4-6-1）

●ねらい（めざす姿）

人材の発掘や育成により、民生委員児童委員の活動が活発化している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
民生委員児童委員の一人あたり年間活動日数（日）	193	190	市民 関係団体 行政
民生委員児童委員制度を知っている市民の割合（%）	66.3	➡	

2 社会福祉協議会や市域社会福祉団体などの活動支援（4-6-2）

●ねらい（めざす姿）

社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体などの地域福祉活動が充実し、地域福祉の推進が図られている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能について満足している市民の割合（%）	89.3	➡	市民 関係団体 行政
校区福祉会※1等、地域で運営しているデイサービスの数（件）	57	63	
福祉ボランティア団体、NPO法人数（団体）	9	10	
福祉ボランティア団体、NPO法人の構成員数（人）	712	800	

3 地域福祉の市民の担い手づくり（4-6-3）

●ねらい（めざす姿）

市民が積極的に地域福祉にかかわり、サービスの担い手が増加している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
地域福祉活動に参加している市民の割合（%）	13.1	➡	市民 地域 行政



用語解説

※1 **校区福祉会** 福祉のまちづくりを住民主体ですすめるという考え方のもと、社会福祉協議会が小学校単位で設置している組織です。校区内における福祉活動の推進、向上を図るために、情報交換や交流、地域福祉に関する研究などを行います。行政区長、民生委員児童委員、福祉員などを中心に構成されています。

## 政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

### 施策5-1 学校教育の充実

#### 施策のねらい（めざす姿）

「生きぬく力」を育む教育活動が推進され、保護者や地域から学校が信頼されている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
学校評価における知・徳・体評価の平均点の指数(点)	—	3.1	3.4	市内小中学校全14校の学校評価の平均点の指数(1～4で評価)
学校経営(安全、利用、教育、地域との連携)に満足している保護者の割合(%)	(小学校) —	89.2	➡	保護者へのアンケートで「学校経営に満足している」と回答した人の割合です。
	(中学校) —	—	➡	

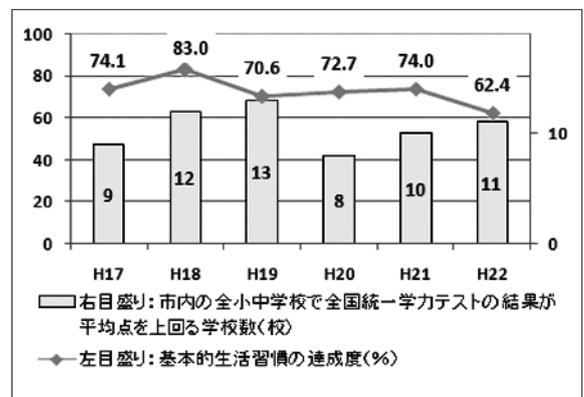
#### 前期基本計画の取組結果

子どもたちに基本的な生活習慣や学力、道徳心を身につけてもらおうと取り組んできました。

施策の成果指標である「基本的な生活習慣の達成度」は、平成17年度の74.1%が平成22年度には62.4%と減少しました。「学力テストの結果が全国平均値を上回る学校」は、平成17年度9校でしたが平成22年度は11校となりました。

学力面では良好な水準を保っていますが、規範意識や生活習慣といった子どもたちの心身面に課題が見られるようになってきました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

後期基本計画を策定するにあたり、教育基本法改正、学習指導要領改訂などを受け、施策のねらいと成果指標を見直しました。

後期基本計画では、子どもたちに「生きぬく力」を身につけてもらうに、「学力」「心」「体」のバランスのとれた育成を柱に据えた教育活動を推進します。具体的には、きめ細やかな学習指導、特別支援教育への対応等による学力水準の維持・向上、不登校をはじめとする問題行動の予防・解消、基礎体力の向上に取り組めます。

また、開かれた学校づくり、安全安心な学校づくりに向けて、地域人材・資源の積極活用、老朽化の進む学校施設の修繕・工事、バリアフリー化などに取り組めます。

学校・家庭・地域が連携し、信頼される学校づくりを進めることにより、子どもたちの「生きぬく力」を育んでいきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 確かな学力の育成（5-1-1）

●ねらい（めざす姿）

基礎基本および活用に関する学力がきちんと身についている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
小学校6年生の全国学力・学習状況調査の平均点の指数【国語、算数、理科】（点）	—	基準値100.0以上	学校
中学校3年生の全国学力・学習状況調査の平均点の指数【国語、数学、理科】（点）	—		
小学校6年生の福岡県学力調査の平均点の指数【社会】（点）	119.8		
中学校3年生の福岡県学力調査の平均点の指数【社会、英語】（点）	106.4		

### 2 豊かな心の育成（5-1-2）

●ねらい（めざす姿）

基本的な生活習慣や規範意識が身についている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
朝食を毎日食べている児童生徒の割合（%）	93.9	➡	学校 市民 関係団体
問題行動発生率（%）	1.0	0.7	

### 3 健やかな体の育成（5-1-3）

●ねらい（めざす姿）

基礎体力が向上している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
小学校5年生の体力・運動能力調査の平均点の指数（点）	97.7	100.0	学校 市民 関係団体
中学校2年生の体力・運動能力調査の平均点の指数（点）	91.1	100.0	

### 4 開かれた学校づくり（5-1-4）

●ねらい（めざす姿）

保護者、地域住民の学校教育活動への協力が得られている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
P T Aや地域の人が学校支援ボランティアとして積極的に関わっている学校数（校）	12	14	学校 地域 関係団体
学校開放校数（小学校）（校）＜年15日以上＞	9	11	
学校開放校数（中学校）（校）＜年8日以上＞	2	3	

### 5 安全安心な学校づくり（5-1-5）

●ねらい（めざす姿）

学校施設や設備が適切に整備または維持管理されることで、安全安心で快適な学習環境になっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
全小中学校の維持管理上の営繕・要望処理率（%）	100.0	100.0	学校

## 政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

### 施策5-2 青少年の健全育成

#### 施策のねらい（めざす姿）

青少年が健全に育成され、豊かな社会を築く一員になっている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
将来の自分の目標を明確に持っている新成人の割合(%)	42.0	44.0	→	成人式に参加した新成人へのアンケートで「あなたは将来、何をしたいか決めていますか」という質問に「はっきり決めている」と回答した人の割合です。
青少年の補導者数(人)	829	1,145	→	筑後警察署管内での青少年(市民)の補導者数です。
青少年の刑法犯数(人)	74	71	→	筑後警察署管内での青少年(市民)の刑法犯数です。

#### 前期基本計画の取組結果

将来の社会を築く一員となる子どもたちを自立した個人として育成するために、野外キャンプや通学合宿などの体験活動事業とあわせて指導者育成に取り組みました。また、青少年育成市民会議※1・子ども会連絡協議会の事業も推進しました。

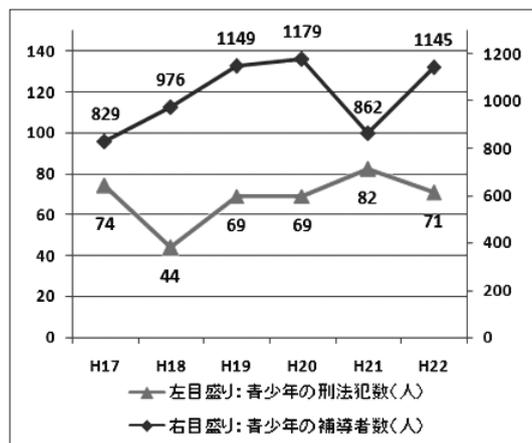
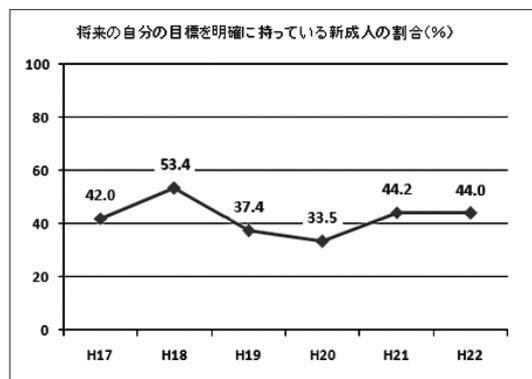
施策の成果指標である「将来の目標を明確に持っている新成人の割合」は、平成17年度42.0%が平成22年度は44.0%とほぼ横ばいですが、「だいたい決めている」を含めると80%になっています。「青少年の補導者数」は、平成17年度の829人が平成22年度には1,145人と増加しています。「青少年の刑法犯数」は、21年度には82件まで増加しましたが、平成22年度は71件となりました。

#### 後期基本計画の課題と方向性

携帯電話やインターネットの普及により青少年が犯罪等に巻き込まれるケースが増えています。また、地域社会とのつながりや人と人との関係の希薄化によって周囲から社会規範を学ぶ機会が減少し、規範意識が育ちにくくなってきていると考えられます。

家庭・学校・地域・行政の連携を推進し、青少年の居場所づくり、指導者の育成などを通じて、社会活動体験の場の充実、相談体制や情報提供の充実を図るとともに、青少年健全育成へ向けた地域の取り組みも誘導していきます。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 家庭や地域の教育力の向上による生活基本習慣の習得（5-2-1）

●ねらい（めざす姿）

青少年が生活の基本習慣を身につけ、健全な社会人に成長する。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
地域の子どもたちが基本的生活習慣を身につけていると思う市民の割合（%）	54.6	➡	学校 市民 地域 行政
地域の子どもや学校教育支援、育成活動にかかわっている市民の割合（%）	18.7	➡	

2 子どもの居場所づくりや体験活動の推進（5-2-2）

●ねらい（めざす姿）

子どもたちの居場所づくりや体験活動を推進することで、多くの子どもたちが参加交流し、自立性が養われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
青少年育成活動・体験活動の延べ参加者数（人）	5,792	8,000	学校 市民 関係団体 行政
青少年育成活動の事業数（件）	18	20	

3 青少年犯罪の抑制（5-2-3）

●ねらい（めざす姿）

関係機関や地域との連携を強めることで、青少年が犯罪被害にあったり罪を犯したりしないようになる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
青少年の補導者数（人）	1,145	➡	学校 市民 関係団体 行政
青少年の刑法犯数（人）	71	➡	



用語解説

※ 1 **青少年育成市民会議** 地域社会での青少年の健全育成活動を支援し、広げていくための組織です。団体（行政区長会など市内の団体が加入）と個人会員で組織されています。キャンプや青少年健全育成のための意見発表会、あいさつ運動などを実施しています。

## 政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

### 施策5-3 生涯学習・スポーツの推進

#### 施策のねらい（めざす姿）

自己表現、自己充実、地域貢献を図るため、市民が継続的に学習やスポーツを行っている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

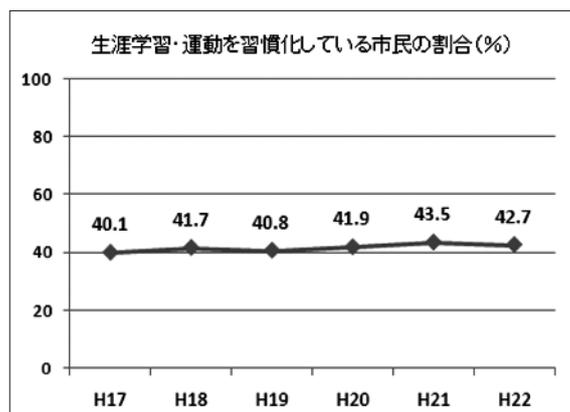
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
生涯学習・運動を習慣化している市民の割合 (%)	40.1	42.7		市民アンケートで「生涯学習として趣味や運動を継続的にしている」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

多くの市民が継続的に学習やスポーツを行うために、市民のニーズに合わせ、パソコン講座や絵画教室、ヨガ教室等様々な事業に取り組みました。また、平成23年には中央公民館図書室を増築し、図書館になりました。

施策の成果指標である「生涯学習・運動を習慣化している市民の割合」は、平成17年度の40.1%が平成22年度は42.7%とほぼ横ばいです。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

第2次生涯学習推進基本計画のキャッチフレーズである「学びあい 育ちあい いかしあうまち ちくご」の推進に向け、生涯にわたりいつでも学ぶことができ、学んだ成果がいかされる生涯学習社会を目指し、引き続き生涯学習・スポーツを推進します。

サザンクス筑後は、芸術文化鑑賞や発表の場としてだけでなく、「話し方、読み方教室」や「こどものための演劇広場」など芸術文化の支え手となる人材育成を目指します。

市民団体と連携し、生涯学習・スポーツ関係の人材の育成や活用、関係団体の育成や自立化に努めます。また、校区コミュニティ協議会の設立も進んでおり、生涯学習人材バンク※1の活用や生涯学習まちづくり出前講座※2など、地域での生涯学習・スポーツの取り組みを支援します。

図書館の利用者、登録者数をさらに増やすため蔵書冊数の増加やアウトリーチ※3サービスの拡充など図書事業を充実させていきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 市民が主体の生涯学習推進体制の強化（5-3-1）

●ねらい（めざす姿）

市民が、生涯学習・スポーツを始めるきっかけや自立して継続的に学習できる環境が整っている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
人材バンク登録者数（人）	88	140	市民 関係団体 行政
自主学习団体登録数（団体）	826	850	

2 生涯学習・スポーツの情報の提供（5-3-2）

●ねらい（めざす姿）

市民が、生涯学習・スポーツの情報を十分に収集することができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
情報提供の量や内容に満足している市民の割合（%）	92.8	➡	関係団体 行政

3 生涯学習・スポーツの機会の提供（5-3-3）

●ねらい（めざす姿）

市民が、様々な生涯学習・スポーツの機会を利用し、活発に活動している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生涯学習参加者数（人）	10,436	12,000	関係団体 行政
市の施設を利用してスポーツを行っている件数（件）	7,823	8,200	
生涯学習やスポーツの機会が十分にあると思う市民の割合（%）	83.2	➡	

4 生涯学習・スポーツの活動拠点の充実（5-3-4）

●ねらい（めざす姿）

生涯学習・スポーツを推進するための施設を充実することで、市民の活動の場が確保されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生涯学習・スポーツ活動をする施設が充足していると思う市民の割合（%）	78.2	➡	市民 関係団体 行政
サザンクス筑後自主事業で行われた芸術文化活動の鑑賞者数（人）	14,380	15,000	
図書館の貸し出し冊数（冊）	244,759	300,000	
サザンクス筑後で芸術鑑賞をした市民の割合（%）	29.5	➡	

用語解説

- ※ 1 **生涯学習人材バンク** 専門知識や技能等を持っている人を紹介し、市民が生涯学習活動に活用できる制度。
- ※ 2 **生涯学習まちづくり出前講座** 市民団体などからの要請に応じて、市職員が講師となり講座を開催する。
- ※ 3 **アウトリーチ** 図書館への来館が困難なためサービスが受けられない人々のために、図書館側が車等で本を運び、貸出しを行うこと。現在、おひさまハウスと筑後市立病院で実施しています。

## 政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

### 施策5-4 伝統文化・郷土文化の継承

#### 施策のねらい（めざす姿）

伝統、郷土文化を知ることによって、市民が郷土に愛着を持っている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

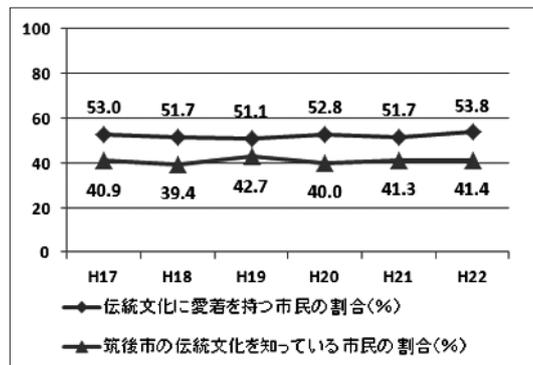
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
伝統文化に愛着を持つ市民の割合(%)	53.0	53.8	→	市民アンケートで「筑後市の伝統文化や風土に愛着を持っていますか」という質問に「持っている」と回答した人の割合です。
筑後市の伝統文化を知っている市民の割合(%)	40.9	41.4	→	市民アンケートで筑後市の伝統文化や文化財について11項目※1のうち6項目以上知っている」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

文化財めぐりなど文化財を活用した市民参加イベントをはじめ、観光分野やNPOとの連携によるイベントや啓発事業に取り組みました。

時代とともに伝統文化、郷土文化への愛着や知識は薄れていく傾向にあると思われませんが、施策の成果指標である「筑後市の伝統文化や風土に愛着を持っている市民の割合」は、平成17年度では53.0%で平成22年度には53.8%とほぼ横ばいでした。「筑後市の伝統文化を知っている市民の割合」についても同じく横ばいとなりました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

市民の郷土に対する愛着心を育み、文化意識を高めるため、楽しみながら郷土の歴史や文化を学べるような事業を行い、伝統文化・郷土文化の継承を推進していきます。

郷土資料館は、講座の開催や蔵書の充実などにより入館者数は増加していますが、企画展の実施、調査・研究活動のさらなる充実、効果的なPR活動などにより、より多くの人に利用され、筑後の歴史・文化に触れてもらえるようにしていきます。

国の重要無形文化財である「久留米餅」や県指定無形民俗文化財である「掛川織」などの伝統技術を継承していく後継者を育成していくことも重要です。また、地域で行われる祭りや伝統行事、地域の文化財を市内外へ広くPRするとともに、観光資源としての活用を検討します。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 伝統行事の保存・継承（5-4-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

後継者の育成などにより、伝統行事・芸能が保存・継承されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
活動を継続している伝統芸能数（件）	4	4	地域 関係団体 行政

※ 平成22年度の4件の内容は、水田天満宮稚児風流、水田天満宮千燈明祭、熊野神社鬼の修正会、久富盆綱曳きです。

### 2 郷土の歴史、文化財の保護・継承（5-4-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

郷土の歴史や文化財の大切さを知ること、市民の文化財や史跡などに対する保護意識が高まっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
新たな建築物などの予定に伴う埋蔵文化財の照会件数（件）	701	800	市民 地域 行政
郷土資料館入館者数及び社会教育課が主催する文化財事業への参加者数（人）	2,560	3,000	

### 3 伝統技術の保存・継承（5-4-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

久留米餅などの後継者を育成することで、伝統技術が継承されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
後継者がいる伝統技術の件数（件）	2	3	地域 関係団体 行政

※ 平成22年度の2件の内容は、手織りの久留米餅です。



## 用語解説

※ 1 「筑後市の伝統文化を知っている市民の割合」を調査する市民アンケートの選択肢にあげた11項目です。

1. 水田天満宮稚児風流
2. 水田天満宮千燈明祭
3. 竈門（かまど）神社千燈明祭
4. 熊野神社鬼の修正会
5. 久富盆綱曳き
6. 久留米餅
7. 手漉（す）き和紙
8. 掛川織
9. 赤坂人形
10. 光明寺石造九重塔
11. 石人山古墳

政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

## 施策5-5 男女共同参画社会の推進

施策のねらい（めざす姿）

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会が実現されている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

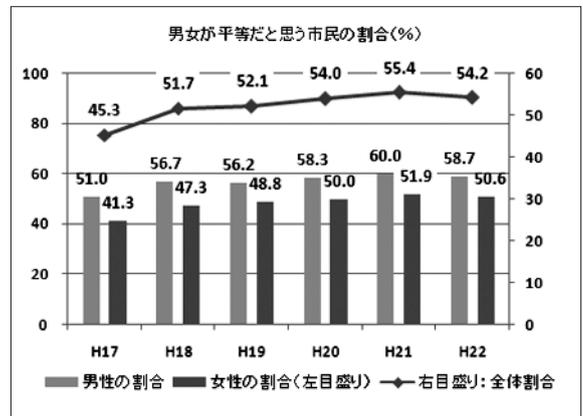
男女が平等だと思う市民の割合（％）	基準値 （平成17年度）	現状値 （平成22年度）	後期目標値 （平成28年度）
全体で見た割合	45.3	54.2	 市民アンケートで「学校・家庭・職場それぞれの分野ごとに男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に「平等になっている」と回答した人の平均割合です。
男性の回答者で見た割合	51.0	58.7	
女性の回答者で見た割合	41.3	50.6	

前期基本計画の取組結果

市民と協働して、男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現をめざしています。平成21年4月には、「筑後市男女共同参画推進条例」を施行しました。また平成23年4月には女性副市長も登用しました。

施策の成果指標である「男女が平等だと思う市民の割合」は、平成17年度では45.3%が平成22年度現在54.2%と10ポイント程度改善しており、市民の男女共同参画に対する意識が高まってきたと言えます。男女を比べると男性のほうが、男女平等になったと思う人が多くなっています。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

男女共同参画社会づくりの環境整備や考え方については、徐々に前進してきたものの、いまだに、性別によって異なった役割が与えられるなど、個人として尊重されていないと感じる市民も多いのが現状です。

このため、平成24年から5年間の方針を定めた「筑後市男女共同参画計画 ひろがり3」を着実に実行し、市民への啓発やまちづくりへの女性の参画など、主体的に責任をもって生き方を選択し能力を十分に発揮することができる環境づくりをすすめていきます。また、配偶者等への暴力など男女間の人権の軽視につながる行為に対する相談体制を充実します。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 男女共同参画社会の実現に向けての市民への啓発（5-5-1）

●ねらい（めざす姿）

様々な啓発活動を行うことで市民が、男女共同参画社会の必要性を認識している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識の解消に賛成する市民の割合（%）	34.6		関係団体 行政
男女共同参画に関する啓発延べ人数（人）	1,917	2,000	

2 まちづくりにおける女性の参画の推進（5-5-2）

●ねらい（めざす姿）

積極的な参画のための環境づくりを行政が行うことで、地域や行政などのまちづくりへの女性の参画が増加する。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
審議会・委員会の女性の登用率（%）	29.4	40.0	市民 関係団体 行政
区長・公民館長の女性の登用率（%）	6.8	8.0	

3 男女に関する人権保護と相談体制の充実（5-5-3）

●ねらい（めざす姿）

DV※1などの虐待の防止や保護とともに、男女に関する人権の相談体制が整っている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
DV発生件数（件）	37	—	関係団体 行政
女性問題などに関する相談件数（件）	124	150	

4 男女共同参画推進の制度・推進体制の整備（5-5-4）

●ねらい（めざす姿）

男女共同参画社会の実現に向け、様々な制度や組織などが整備され、事業計画が着実に実行されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
男女共同参画推進に関する事業実施に対する男女共同参画審議会※2による評価（点）	5.8	7.5	行政

用語解説

※1 DV（ドメスティックバイオレンス） 配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナー間で起きる暴力を指します。

※2 男女共同参画審議会 男女共同参画計画の事業実施状況について審査する諮問機関です。

## 政策5 ～創造性と豊かな心を育むまちづくり～

### 施策5-6 人権・同和教育の推進

#### 施策のねらい（めざす姿）

差別のない、人権が守られる平等な社会がつけられている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

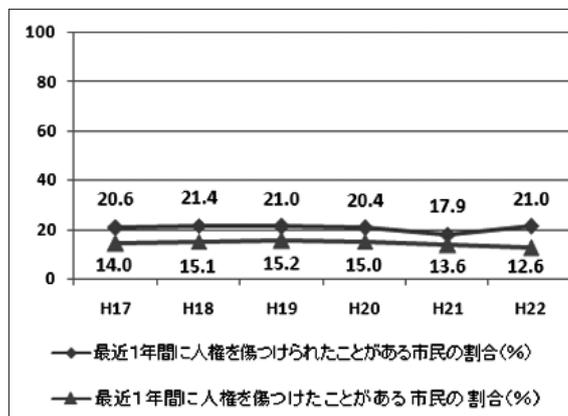
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
最近1年間に人権を傷つけられたことがある市民の割合(%)	20.6	22.2	→	市民アンケートで「あなたはこの1年間に人の言動で人権を傷つけられたことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。
最近1年間に人権を傷つけたことがある市民の割合(%)	14.0	13.3	→	市民アンケートで「あなたはこの1年間にあなたの言動で他の人の人権を傷つけたと思うことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

同和問題、高齢者、障害者、子ども、女性などに関するあらゆる人権問題や差別をなくし、明るく住みよい「人権尊重のまちづくり」をめざして、講演会や人権セミナーなどによる啓発活動に取り組みました。

施策の成果指標である「人権を傷つけられたことがある市民の割合」、「人権を傷つけたことがある市民の割合」は平成17年度から平成22年度までほぼ横ばい状態で推移しています。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

差別のない、人権が守られる平等な社会をつくるためには、偏見や思い込みをなくし、人権に対する正しい知識を身につけることが必要です。そのために、引き続き人権に関する講演会やセミナー、映画会等の事業を実施していきます。実施にあたっては、より多くの市民の皆さん、また、これまで参加したことのない人たちにも参加してもらえそうな内容や周知方法を検討していきます。

学校教育では、人権・同和教育の年間指導計画を作成し、あらゆる分野で人権・同和教育を推進していきます。また学校教育課と連携し、学校訪問を通して人権・同和教育推進への指導・助言も進めていきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 同和問題の解決（5-6-1）

●ねらい（めざす姿）

啓発や相談体制の充実などで、同和問題を解決し、生活実態が改善されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市が主催する人権啓発事業への参加者数（人）	1,272	1,600	市民 関係団体 行政
同和問題に関する相談件数（件）	0	—	

2 市民への啓発の充実（5-6-2）

●ねらい（めざす姿）

人権に対する正しい知識が身につく、人権が尊重されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
最近1年間に人権について学んだことのある市民の割合（％）	43.2	➡	関係団体 行政



## 政策6 ～協働によるまちづくり～

### 施策6-1 市民協働の推進

#### 施策のねらい（めざす姿）

自分のまちを自分たちで担う人が増加し、地域コミュニティ※<sup>1</sup>が形成されている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
地域コミュニティ活動へ参加している市民の割合(%)	42.4	41.0		市民アンケートで、「地域のコミュニティ活動に参加していますか」という質問に、「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した人の割合です。
ボランティア※ <sup>2</sup> 活動をしている市民の割合(%)	10.1	12.6		市民アンケートで「ボランティア活動をしている」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

地域のコミュニティ活動を活発化し、市民協働によるまちづくりの実現に向け、コミュニティ活動やボランティア、NPO法人などの市民活動団体への支援と連携を進めてきました。

校区コミュニティ協議会※<sup>3</sup>は、平成22年度に3校区（下妻、水田、古川）、平成23年度に2校区（古島、二川）が設立され、活動を始められました。

施策の成果指標である「地域コミュニティ活動へ参加している市民の割合」は、平成17年度の42.4%が平成22年度では41.0%とほぼ横ばいとなっています。また、「ボランティア活動をしている市民の割合」は、平成17年度の10.1%が平成22年度では12.6%と微増しました。

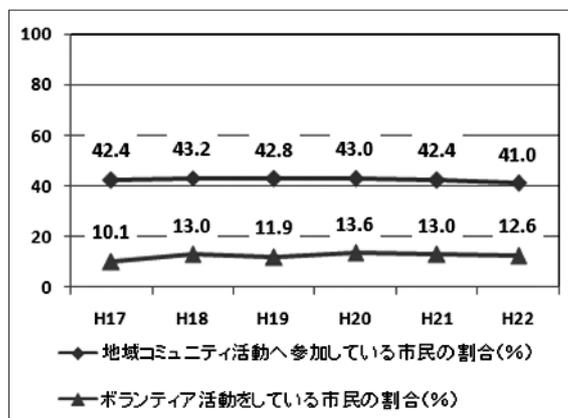
#### 後期基本計画の課題と方向性

地方分権の進展や東日本大震災の影響により、地域コミュニティ活動、市民協働の必要性が再認識されています。一方で、本市では、行政区（自治会）加入率は95%を超えていますが、生活様式の変化に伴い微減傾向が見られ、地域組織と個人の関わりが希薄化する傾向が進んでいます。

後期基本計画でも、地域コミュニティ活動、ボランティア活動に参加する市民を増やすため、ボランティア養成講座やボランティア団体・NPO活動補助事業などに取り組みます。さらに、ボランティアの活動状況や成果などの情報・意見交換の場を作るなど、活動する市民どうしのつながりによる活動の活発化をめざします。

また、校区コミュニティ協議会が設立された校区について活動内容の充実を支援するとともに、未設置校区については校区コミュニティ構想を重点的に推進し、地域リーダーの発掘・育成を図ります。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 市民活動の活発化（6-1-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

市民活動に参加する個人・団体・NPO法人が増え、市民によるまちづくりが進んでいる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民活動・ボランティア活動を行う団体へ登録されている市民の数（人）	1,751	2,000	市民 地域 行政
市民活動団体・ボランティア団体の数（団体）	30	40	
NPO法人の数（団体）	11	15	

### 2 地域コミュニティ活動の活性化（6-1-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

自主的な地域づくりに取り組む行政区、地域が増えている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
地域づくり（まちづくり）団体の数（団体）	4	7	地域 行政
自治会加入率（％）	95.4	95.0	
校区コミュニティ協議会の数（校区）	3	11	

### 3 市民との協働に向けての職員の意識の醸成（6-1-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

市民と協働して公共サービスを行うという意識が醸成され、協働に向けた取り組みが進む。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民との協働を理解する職員の割合（％）	96.5	➡	行政
地域活動、ボランティア活動に参画している職員の割合（％）	48.1	➡	

## 用語解説

- ※ 1 **地域コミュニティ** 日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおしてお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自主的に住みよくしていく地域社会のことです。
- ※ 2 **ボランティア** もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉です。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことをいいます。
- ※ 3 **校区コミュニティ協議会** 一つの行政区や単位組織（子ども会・老人会等）では解決が困難な課題、より広域での取り組みが必要とされる課題の増加に伴い、その対策として、従来からつながりの深い小学校区を単位とし、住み良いまちにしていこうために様々な人や組織、団体が連携して活動する協議会のことです。

## 政策6 ～協働によるまちづくり～

### 施策6-2 積極的な広報・広聴の展開

#### 施策のねらい（めざす姿）

行政情報が適正に市民に伝わり、市民の意見を聴く機会が確保されている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

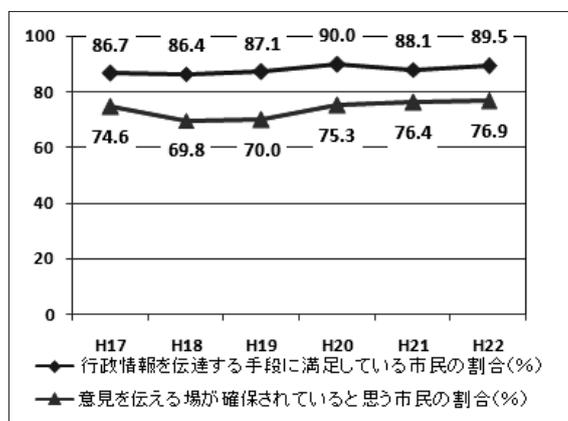
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
行政からの広報や情報を伝える手段に満足している市民の割合 (%)	86.7	89.5	→	市民アンケートで行政からの広報や情報を伝える手段について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。
市民が意見を行政に伝える機会に満足している市民の割合 (%)	74.6	76.9	→	市民アンケートで市民が意見を行政に伝える機会について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

行政情報を正しく迅速に知らせるとともに、市民の皆さんの意見を聴き市政執行に活用しています。広報ちくごの発行やホームページの運営に加え、マスコミに情報提供することで、メディアを利用して情報を発信しました。また、出前市長室や市長への手紙など、市民が意見を言う場の確保に努めました。

施策の成果指標である「行政情報と伝達する手段に満足している市民の割合」は、平成17年度の86.7%が平成22年度には89.5%と、広報ちくごやホームページなど広報媒体の多様化・定着化により向上しました。また、「意見を伝える場が確保されていると思う市民の割合」は、平成17年度の74.6%が平成22年度には76.9%とほぼ横ばいで推移しました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

地方分権や市民協働の推進といった時代潮流から、積極的に市民と行政の情報共有を進め、意見を交わしながらまちづくりを進めることが大切です。

ホームページや携帯電話サイトなど多様化する情報伝達手段を活用して、タイムリーで、より分かりやすい情報提供を行っていきます。一方では、従来の印刷媒体である広報ちくごについてもより見やすいものとなるようにしていきます。加えて、マスメディアを活用した情報発信のために、パブリシティ※1の強化を図ります。

また、引き続き市長への手紙や出前市長室など、市民の意見を聴く機会を設けるとともに、広聴制度の周知や実施方法を改善するなどして、市民の皆さんが意見を出しやすい環境づくりを進めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

ニーズに対応した広報機能の充実（6-2-1）

●ねらい（めざす姿）

市民が知りたい行政情報をタイムリーに入手※2することができるとともに、行政に対する関心が高まっている。

1

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
「広報ちくご」を読んでいる人の割合（%）	95.6	➡	市民 行政
行政からの情報が早く、わかりやすく伝えられていると思う市民の割合（%）	55.4	➡	

多様な媒体を活用した広報の充実（6-2-2）

●ねらい（めざす姿）

多様な媒体を通じた広報活動により、市民の情報入手の利便性が高まっている。

2

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
筑後市ホームページへの年間アクセス数※3（件）	275,935	300,000	行政
パブリシティにより、新聞4紙※4に掲載された筑後市関連の記事件数（件）	—	180	

広聴の充実（6-2-3）

●ねらい（めざす姿）

様々な方法によって市民が意見を伝える機会が確保され、市民の意見が市政に反映されている。

3

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民が意見を行政に伝える機会に満足している市民の割合（%）	76.9	➡	市民 行政
広聴による市民からの年間の意見件数（件）	218	550	



用語解説

- ※1 **パブリシティ** 企業や団体が、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに働きかけて「報道」として取り上げてもらう行為をいいます。広報活動の一つですが、「広告」とは異なりマスメディアに対して企業や団体が代金を払わない活動です。
- ※2 **タイムリーに入手** 情報は新しいほど価値があります。欲しい時に、時期を逸せず新鮮な情報を得ることです。
- ※3 **アクセス数** ネットワークを通じて市のホームページに接続された（閲覧された）件数です。
- ※4 **新聞4紙** ここでは、筑後市内に配達されている朝日新聞、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞を指します。

## 政策6 ～協働によるまちづくり～

### 施策6-3 市民との協働による防災体制の充実

#### 施策のねらい（めざす姿）

住民、地域、行政の防災体制が整備され、災害時の市民の生命・身体・財産が守られている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

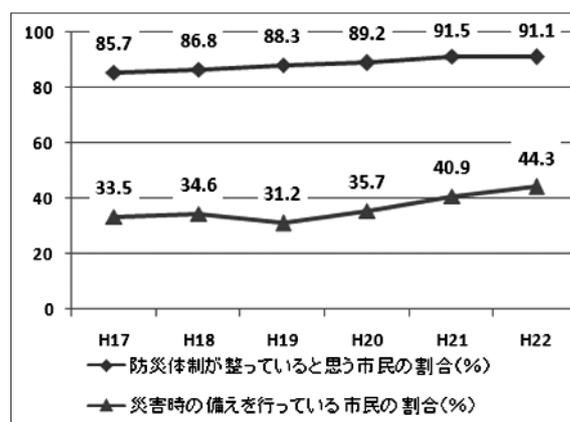
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
防災体制が整っていると思う市民の割合(%)	85.7	91.1	→	市民アンケートで筑後市の防災体制について「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した人の割合です。
災害時の備えを行っている市民の割合(%)	33.5	44.3	→	市民アンケートで災害に対する備えを13項目※1のうち4項目以上行っていると回答した人の割合です。

#### 前期基本計画の取組結果

防災体制の整備・充実のため、ちくごコミュニティ無線・Jアラート※2の導入、災害時要援護者支援プラン※3の策定、企業との災害協定※4の締結促進、消防庁舎の耐震化、救助工作車の更新、消防団車庫の新設などに取り組みました。

施策の成果指標である「防災体制が整っていると思う市民の割合」は平成17年度の85.7%から平成22年度は91.1%と向上しました。また、「災害時の備えを行っている市民の割合」も平成17年度の33.5%が平成22年度は44.3%と向上しています。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

筑後市は、これまで比較的災害による被害が少なかったため、近年のゲリラ豪雨等の異常気象や、特に東日本大震災により市民の防災意識は高まってきてはいますが、高いレベルまでには至っていません。

後期基本計画では、市の防災機能、体制整備をさらに充実させるとともに、ハザードマップ※5を全世帯へ配布するなど積極的に防災情報を提供することで市民の防災意識を高め、地域での自主防災組織の組織化を進めていきます。また、防災訓練などを通して、機能的・効果的な災害時要援護者支援体制の構築を進めることで、施策の成果向上をめざします。

火災等の災害発生時に迅速な対応ができる体制を整備するため、平時（平日の昼間）に活動できる消防団員の確保に向けて、市民の協力による防災体制づくりを推進していきます。また、消防の広域連携の強化を図り、国との防災協定についても進めていきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 防災意識の向上（6-3-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

啓発の充実などで、市民の防災意識が高まり、災害に対する備えができている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
災害時の備えを行っている市民の割合（%）	44.3	➡	市民 行政
避難場所を知っている市民の割合（%）	27.5	➡	

### 2 防災・災害情報機能の充実（6-3-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

市民が、正確な防災・災害情報を入手することができ、災害に適切に対応できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
情報入手方法を知っている市民の割合（%）	36.7	➡	地域 行政
防災・災害情報について市からの情報提供をする媒体数（種）	5	7	

### 3 自主防災組織※6の組織化と充実（6-3-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

地域において災害時における協力体制が確立されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自主防災組織数（団体）	0	5	地域 関係団体 行政
要援護者避難支援計画（個別計画）※7が策定された要援護者数（人）	—	500	
防災訓練などへの参加者数（人）	380	400	

### 4 消防団の充実強化（6-3-4）

#### ●ねらい（めざす姿）

災害時に、迅速な消防・防災活動ができる体制が整備されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
平時にすぐに消防活動ができる消防団員の割合（%）	43.0	45.0	関係団体 行政



# 5

## 災害時における行政による支援体制の整備 (6-3-5)

### ●ねらい (めざす姿)

避難場所設置などの支援体制を整備することにより、災害発生時において、市民の安全が確保されている。

	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	担い手
災害協定締結件数 (件)	12	20	行政
自主避難場所収容能力の充足率 (%)	8.3	8.3	
災害時に職員として果たすべき役割や初動を理解している職員割合 (%)	28.7	➡	



### 用語解説

- ※ 1 「災害の備えを行っている市民の割合」を調査する市民アンケートの選択肢にあげた13項目です。  
1. 消火器 2. 飲料水 3. 保存食品 4. 火災警報器 5. ラジオ 6. 懐中電灯・ろうそく  
7. 救急セット 8. 家具転倒防止策 9. 持出衣類 10. 災害時の家族との連絡方法取決 11. 避難場所を知っている 12. 防災訓練への参加 13. その他
- ※ 2 **Jアラート** 人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称。地震や津波、弾道ミサイルの発射など、対処に時間的余裕のない緊急情報を、国が直接、市町村のスピーカーから放送するシステムです。総務省消防庁が整備して2007年から運用しています。
- ※ 3 **災害時要援護者支援プラン** 災害時等に自分一人では避難が困難な高齢者や障害者等（要援護者）を地域全体で支援していこうとする計画です。
- ※ 4 **災害協定** 災害発生時に市の要請により人員の派遣や食料、物資の供給、業務や場所の提供等について、市と業者・団体等があらかじめ取り交わす契約です。
- ※ 5 **ハザードマップ** 地震、津波、大雨による水害などの自然災害による被害を予測して、被害を受ける範囲や被害の程度などを地図上に示したものです。また、避難場所や避難する時の心得なども記載しています。これを利用して、災害発生時に迅速・的確に避難することで、被害を減らすことができます。
- ※ 6 **自主防災組織** 防災活動に関して、公的機関に頼らず自らの手で取り組んでいこうとする組織・団体のことです。市内では行政区や小学校区の部会や班として組織化が進んでいます。
- ※ 7 **要援護者避難支援計画（個別計画）** 災害時等に自分一人では避難が困難な高齢者や障害者等が、円滑で迅速に避難するための個々の計画（個別計画）のことです。



## 政策6 ～協働によるまちづくり～

# 施策6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり

### 施策のねらい（めざす姿）

犯罪や消費者トラブルが減り、安全で安心なまちとなっている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
犯罪件数 ( )内は人口千人 あたりの件数 (件)	767 (15.9)	617 (12.6)		市内で発生した刑法犯罪認知件数です。 ( )内は、人口千人あたりに換算した件数です。

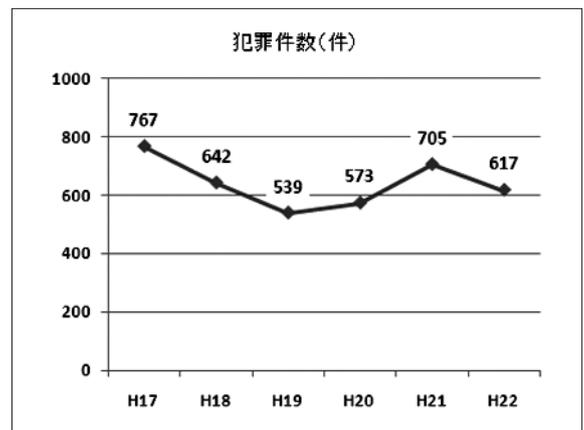
### 前期基本計画の取組結果

市内の全小学校区（11校区）で地域住民が主体となる「安全で安心できるまちづくり推進協議会※1」が設立され、児童・生徒の登下校時の見守り活動、夜間パトロールなどが実施されました。また平成22年度には暴力団排除条例を制定し、市民の安全で安心な暮らしを守るため暴力団を排除する体制整備を図りました。

環境の変化としては、筑後と大川警察署の統合や新聞配達員による不審者の警戒や、登下校する児童・生徒の見守り活動が始められるなど地域の防犯体制が強化されてきました。

施策の成果指標である「犯罪件数」は、平成17年度の767件から減少していたものが平成20・21年度には一旦増加しましたが、平成22年度は617件と減少しました。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

防犯の強化・徹底への取り組みは、行政だけでは困難です。広報活動や地域への働きかけを通して、地域の自主防犯組織活動の活性化を図り、市民、警察、市が連携した取り組みを推進します。

また、振り込め詐欺や悪徳商法などの消費に関する犯罪は、被害者をだますための口実を社会情勢に応じて頻繁に変化させるなど複雑化・巧妙化してきており、誰がいつ被害にあうかわかりません。被害を未然に防止するため、警察などから最新の情報を得ながら、講習会や広報啓発活動等を通して、正しい知識の習得や意識の向上を図るとともに、解決のための支援を充実します。

さらに、保護司会と連携し、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

自主防犯組織の強化と充実（6-4-1）

●ねらい（めざす姿）

地域の防犯組織が確立し、地域住民が自主的に連帯し、防犯活動が行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自主防犯組織※2数（団体）	11	11	地域行政

2

防犯意識の向上（6-4-2）

●ねらい（めざす姿）

啓発の充実などにより、市民の防犯意識が高まり、被害にあわなくなっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
防犯対策を行っている市民の割合（％）	64.5	➡	市民 関係団体 行政
防犯活動に参加している市民の割合（％）	5.2	➡	

3

賢い消費者づくりの推進（6-4-3）

●ねらい（めざす姿）

消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルが未然に防がれている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
消費生活相談件数（件）	358	480	市民 事業者 行政
消費者相談の解決率（％）	—	95	
クーリングオフ※3を知っている市民の割合（％）	77.1	➡	

用語解説

- ※1 **安全で安心できるまちづくり推進協議会** 子どもの安全確保、子どもや老人の交通事故防止、校区内のあらゆる犯罪の防止、校区内住民の生活環境の向上を図ることを目的に、学校区単位で地域住民が主体となり設立・活動される組織です。
- ※2 **自主防犯組織** 防犯活動に関して、公的機関に頼らず自らの手で取り組んでいこうとする組織・団体のことです。市内では全小学校区で安全で安心できるまちづくり推進協議会が活動しています。
- ※3 **クーリングオフ** 特定商取引法に規定される「訪問販売」や「電話勧誘販売」などの場合に消費者が申し込みや契約をした後、一定の期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度のことをいいます。

## 政策6 ～協働によるまちづくり～

# 施策6-5 市民との協働による交通安全体制の充実

### 施策のねらい（めざす姿）

交通事故が少なくなり、死傷者数が減っている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
交通事故発生件数 (千人あたりの件数) (件)	527 (10.9)	389 (8.0)	➡	市内で発生した交通事故件数です。※( )内は、人口千人あたりに換算した件数です。
交通事故死傷者数 (千人あたりの死傷者数) (人)	662 (13.8)	489 (10.0)	➡	市内で発生した交通事故による死傷者数です。※( )内は、人口千人あたりに換算した人数です。

### 前期基本計画の取組結果

飲酒運転などによる悲惨な交通事故が相次いだことや、警察による取り締まりの強化もあり、安全運転への市民の意識は高まっています。

市内の全小学校区（11校区）で地域住民が主体となる「安全で安心できるまちづくり推進協議会」が設立され、児童・生徒の登下校時の見守り活動などが行われるようになりました。

また、警察や老人クラブなどの地域団体と連携し、「明るい服を着て交通安全キャンペーン」など各種交通安全運動に取り組むとともに、主要交差点の改良工事により安全に通行できるようになりました。

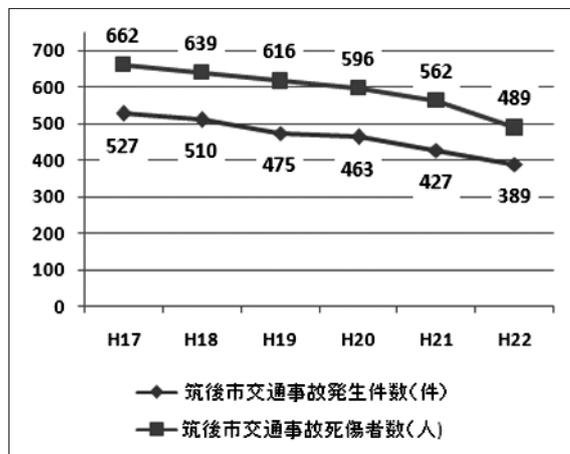
成果指標である「交通事故発生件数」は平成17年度527件が平成22年度には389件、「交通事故死傷者数」は、平成17年度662件が平成22年度には489件となり、どちらも減少しました。

### 後期基本計画の課題と方向性

交通安全の推進については、市民、警察、行政が連携した取り組みが効果的であり、安全で安心できるまちづくり推進協議会の活動支援をはじめ、交通安全教室などによる市民への啓発に取り組めます。特に高齢化が進んでいるため、高齢者が交通事故の加害者・被害者となるケースが増えないような取り組みも必要です。

また、引き続き幹線道路の歩道の拡充や交通安全施設の整備を進め、歩行者の安全の確保に努めます。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 交通安全教育と啓発の充実（6-5-1）

●ねらい（めざす姿）

交通安全についての市民の知識が高まり、交通ルールを守り、交通安全を心がけるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通ルールを順守している市民の割合（%）	85.1	➡	市民 関係団体 行政

2 地域での交通安全推進活動の充実（6-5-2）

●ねらい（めざす姿）

地域で交通安全を推進する気運が高まり、住民参加などによる交通安全活動が行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通安全活動を行った市民の割合（%）	9.7	➡	地域 行政

3 交通安全施設の整備（6-5-3）

●ねらい（めざす姿）

安全施設（カーブミラー、ガードレール等）が、適切に整備、維持管理され、安全性が高まっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通安全施設の整備割合（%） （下記の3つの施設の平成28年度整備目標値に対する整備済み割合の平均値）	0	100	行政
道路反射鏡（カーブミラー）（基）	0	127	
転落防止柵（ガードレール）（m）	0	2,098	
区画線（道路の白線）（m）	0	19,527	

※ 3つの施設の現状値は平成22年度を基準（=0）とし、後期目標値は平成28年度までの累計整備件数・距離を表しています。



## 政策6 ～協働によるまちづくり～

# 施策6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

### 施策のねらい（めざす姿）

住民同士や、住民と事業者間でトラブルがなく、地域と産業が共存できている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
生活環境への満足度 (%)	82.9	77.8	

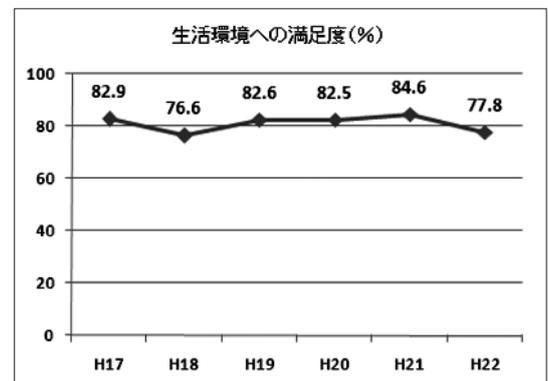
市民アンケートで「近隣との生活公害（臭い、騒音、ペット、空き地の管理など）についてあなたは困っていますか」という質問に、「困っていない」「たまに困ることもあるが、許せる範囲である」と回答した人の割合です。

### 前期基本計画の取組結果

市へ寄せられる苦情等へは、現地へ確認等に出向き、迅速に対応することで苦情件数も減少しました。また、住民間の問題であれば、原因者に状況を説明し、まずは相談者と当事者間で解決することを指導してきたことで、原因者の意識も変わってきたものと考えています。

住民ニーズが多様化する一方で、成果指標である「生活環境への満足度」は、平成17年度の82.9%から平成22年度は77.8%とほぼ横ばいで推移しています。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

生活スタイルや価値観の多様化などに加えて、日ごろの住民同士のつながりが希薄化することにより近隣住民間でトラブルとなるケースが増加しています。

特に、空き家、空き地の増加に伴う雑草木の管理放棄や防犯対策の面での危険家屋も多く見受けられます。

ペットの飼育や空き地・空き家の適正管理など、所有者（管理者）が責任を持って管理にあたるような指導・啓発に取り組むことで、トラブルの発生を未然に防止し、みんなが住みやすいまちづくりに努めます。

住民間のトラブルは行政では解決できないものも多くあります。地域コミュニティの再構築により、住民自身が問題解決や生活安全の確保に取り組む意識を啓発していきます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

### 生活公害の自主的解決の推進（6-6-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・ 近隣の生活環境の問題について、自らの地域で解決している。
- ・ 市の助言や指導により生活公害に関するトラブルが解決する。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市が受けた苦情の解決率（％）	86.9	95.0	市民 地域 行政
市が受けた個人間に関する苦情件数（件）	30	30	

2

### 生活環境と事業環境の共生（6-6-2）

●ねらい（めざす姿）

生活環境に配慮した事業運営がされ、住民の理解が進み、住民生活と事業活動が共生できている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市が受けた事業所・農家に関する苦情件数（件）	31	30	市民 事業者 行政



## 政策7 ～新たな社会の形成へ向けて～

# 施策7-1 情報化の推進と管理

### 施策のねらい（めざす姿）

ITの活用で、行政サービスの利便性が向上し、効率化している。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

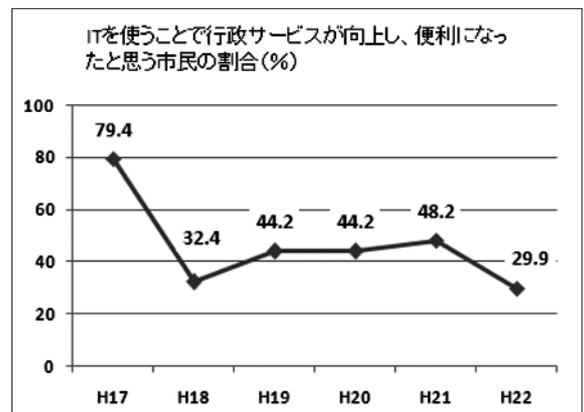
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
IT※1を利用した行政サービスの満足度(%)	—	83.4		市民アンケートでITを利用した行政サービスについて「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した市民の割合です。

### 前期基本計画の取組結果

行政サービスの利便性向上のため、ふるさと筑後市応援寄附などの電子申請、即時配信メール※2登録等を実施しました。

施策の前期成果指標である「ITを使うことで行政サービスが向上し、便利になったと思う市民の割合」は、平成22年度は29.9%と大きく落ち込みました。行政サービスのIT化に比べ、社会のIT化が速く、市民感覚としては行政サービスのIT化を実感しにくいと思われるためと考えられます。このため、後期基本計画では、市民にとって実感しやすい、「ITを利用した行政サービスの満足度」に成果指標を変更します。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

ITを活用した行政サービスを推進することで、市民の利便性を向上させる必要があります。このため、来庁することなく各種申請ができる電子申請の対象手続項目の増加、コンビニ収納対応の税や料金の種目の増加を図るとともに、各種証明の電子申請化について検討します。また、筑後市ホームページについては、より見やすく新鮮なものにしていきます。

一方、内部事務については、さらなる効率化を図る必要があります。このため、クラウドコンピューティング※3など、新しい技術も取り入れながら、IT運用を簡素化するとともに事務の軽減をめざします。加えて、日々進化するコンピュータウイルス等の悪意を持った攻撃から、大切な情報資産を守るため、情報セキュリティ※4のさらなる強化を図ります。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 情報化による住民サービスの充実（7-1-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

市民が様々な情報を容易に入手でき、また行政手続きなどが簡単にできる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
筑後市ホームページへの年間アクセス数 ※5（PC、携帯電話）（件）	275,935	300,000	市民 行政
インターネットを利用している市民の割合 （%）	53.3	➔	
新着メール※6・即時配信メール登録件数 （件）	327	1,000	
電子申請を利用して手続きを行った年間総 件数（件）	966	1,000	

### 2 行政情報化の充実（7-1-2）

#### ●ねらい（めざす姿）

行政の情報化が進むことで、業務の効率化と高度化が進んでいる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
電算化により短縮した業務時間累計（時間）	—	2,000	行政
十分なパソコンスキル※7を備えている職 員の割合（%）	56.9	➔	

### 3 情報セキュリティの確立（7-1-3）

#### ●ねらい（めざす姿）

セキュリティ対策を強化することで、電子情報が適切かつ安全に管理され、個人情報保護されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
パソコンのウイルス感染件数（件）	4	0	行政
個人情報漏えい件数（件）	0	0	

## 用語解説

- ※1 **IT** Information Technology（情報技術）のことです。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表しています。
- ※2 **即時配信メール** 筑後市が必要と判断したとき、電子メールで情報を知らせるサービスです。災害情報や選挙の開票情報等がよく利用されます。
- ※3 **クラウドコンピューティング** 従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式です。
- ※4 **情報セキュリティ** データやシステム、通信路などを含む情報資産を技術的・人為的に保護し、機密漏洩や外部からの攻撃・侵入、盗聴、改ざんなどの危険を排除することです。
- ※5 **筑後市ホームページへの年間アクセス数** ネットワークを通じて筑後市ホームページに接続（閲覧）された年間件数です。
- ※6 **新着メール** 筑後市ホームページの利用者が、あらかじめ登録した項目について、筑後市ホームページが更新されたとき、電子メールで更新があったことを知らせるサービスです。
- ※7 **パソコンスキル** パソコンを使いこなす知識・技術のことです。

政策7 ～新たな社会の形成へ向けて～

## 施策7-2 効率的な行財政運営の推進

施策のねらい（めざす姿）

効率的な行財政運営がなされ、市の行政運営に納得する市民が増えている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
経常収支比率※1 (%)	92.8	85.1	→	地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的な収入である一般財源が、人件費・扶助費・公債費のように、毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているかという割合を示すものです。
市全会計の連結ベースでの長期債務残高(億円)	337	282	—	特別会計を含め、市の全会計で後年度に返さなければならない、特定財源を除く実質的な借入金(返済期間が1年以上のもの)の残高です。
市の行政運営や税金の使い方に納得していない市民の割合(%)	37.2	15.3	→	市民アンケートで「あなたは市行政の運営や税金の使い方についてどう思いますか」という質問に、「納得できない」「どちらかと言えば納得できない」と回答した市民の割合です。

前期基本計画の取組結果

行政改革や行政評価※2、財政健全化の取組みを通じ、効率的な行政運営の推進に努めています。

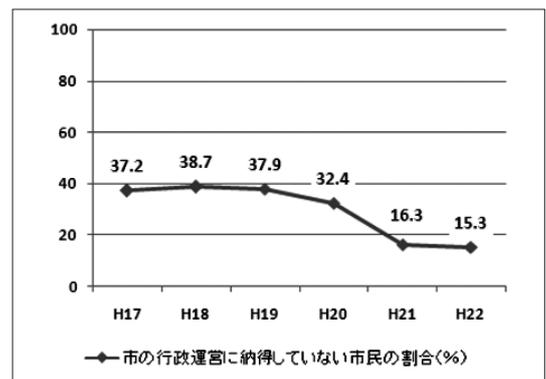
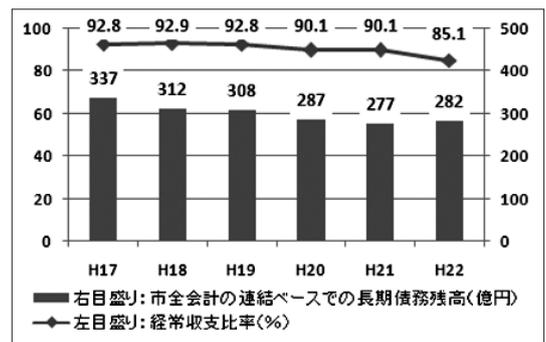
施策の成果指標である「経常収支比率」は、平成17年度の92.8%が平成22年度では85.1%に改善しました。これは、収納対策強化の取組み等による収増もありますが、国の地方財政対策により普通交付税や臨時財政対策債が大きく増加したという特殊要因で改善しました。その他の成果指標では、全会計の長期債務残高や行政運営に納得していない市民の割合も改善しました。

後期基本計画の課題と方向性

今後、普通交付税等の減少も危惧されるなど、厳しい財政状況が予想される中、効率的な行政運営を継続して推進する必要があります。

後期基本計画でも、行政改革や財政計画による歳出削減と合わせ、税を中心とした自主財源※3確保に取り組む、市の健全財政を追求します。また、行政評価を活用した成果志向の行政運営を推進します。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 成果志向型行政運営の推進（7-2-1）

●ねらい（めざす姿）

行政評価の活用などで、市民にとって費用対効果の高い施策や事業が展開されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
施策目標の達成率（%）	58.2	80.0	行政
成果が前年度と比較して維持向上した事務事業の件数（該当件数／総件数）	134／169 (79.3%)	225／250 (90.0%)	

### 2 収支均衡のとれた財政運営の推進（7-2-2）

●ねらい（めざす姿）

効率的で計画的な財政運営が行われることで、プライマリーバランス※4が保たれている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市税収納率（現年度分）（%）	98.3	98.5	市民 事業者 行政
実質的単年度収支額※5（百万円）	470.67	黒字	

### 3 効率的な組織運営の推進（7-2-3）

●ねらい（めざす姿）

行政機構や意思決定システムを改革することで、組織運営が効率的で機能的になっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
人口千人あたり職員数（4月1日現在）（人）	6.00	6.00	行政
組織が、意思決定や対応などに対して迅速であると思う職員の割合（%）	26.9		

## 用語解説

- ※1 **経常収支比率** 使い道を制限されない地方税、普通交付税などの収入に対する人件費や扶助費などの義務的経費の割合で、この割合が低いほど財政にゆとりがあり、柔軟な行政運営ができることを示す指標です。
- ※2 **行政評価** 行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。
- ※3 **自主財源** 地方公共団体自らの意思で収入額を決定し、調達できる自前の財源をいい、具体的には地方税のほか、条例・規則で徴収できる使用料、手数料、分担金・負担金などがあります。
- ※4 **プライマリーバランス（基礎的財政収支）** 借金をせずにその年の行政経費を賄えるかどうかを見る指標です。収入と支出の均衡を見る際に、借金による収入と借金の元利金支払は含まずに収入と支出が均衡しているかどうかを見るものです。
- ※5 **実質的単年度収支額** 単年度収支から黒字・赤字要素を加減して、当該年度だけの実質的な収支を表した額です。算出式は、実質的単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金・減債基金の積立金＋地方債繰上償還金－財政調整基金・減債基金の取崩額となります。

## 政策7 ～新たな社会の形成へ向けて～

# 施策7-3 市民から信頼される職員・組織づくり

### 施策のねらい（めざす姿）

市民から信頼され、効率的に仕事ができる職員・組織になっている。

### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
職員の仕事ぶりに 納得している市民 の割合 (%)	74.5	81.0		市民アンケートで市職員の仕事ぶりについて「満足」「やや満足」「ふつう」と回答した人の割合です。

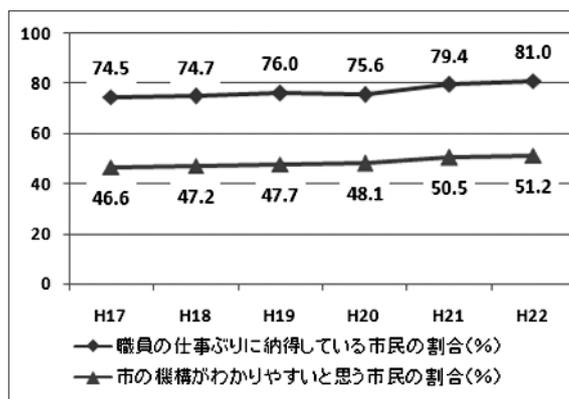
### 前期基本計画の取組結果

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応し、市民の皆さんからの信頼を得るため、職員の意識改革と資質向上に努めてきました。また、市民ニーズに効果的で効率的に対応できる組織づくりにも取り組みました。

施策の成果指標である「職員の仕事ぶりに納得している市民の割合」は、平成17年度の74.5%が平成22年度では81.0%と改善しました。

成果を重視した行政運営の推進、行政改革による人員削減、財政健全化の推進、人事評価や待遇向上の取り組みなどによって、まだ不十分ながら市民の納得度が徐々に向上しているものと思われます。

### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



### 後期基本計画の課題と方向性

職員の仕事ぶりに納得している市民の割合は向上しつつありますが、不満も20%近くあり更なる改善の取り組みが必要です。また、地域の特性に応じ施策を主体的に決定し、実行するという分権型社会にふさわしい職員・組織への変容が求められています。そのために、年功序列から能力・実績を重視した人事管理制度への改革と、多様化する市民ニーズに対応する機能的で分かりやすい組織づくりが必要です。

引き続き、成果を重視した行政運営に努めるとともに、新たな人材育成基本方針※1に沿った人事評価を活用した能力開発と人事制度の構築や、組織の充実に努めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 機能的かつ健全な組織づくり（7-3-1）

●ねらい（めざす姿）

業務が的確に遂行されることで、市民の納得度が高く、説明責任が果たせる組織体制となっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
組織・職員が、市民・地域の問題や行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員の割合（%）	46.0	➡	行政
業務に対する苦情の数（件）	33	25	
組織間・組織内連携が十分に図られていると思う職員の割合（%）	53.0	➡	
最近1年間に市役所でたらいまわしにあったことのある市民割合（%）	6.9	➡	

2 人材の育成（7-3-2）

●ねらい（めざす姿）

資質の高い職員になるための育成が継続的に行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
人材育成（諸施策）により職員の能力が向上していると思う職員割合（%）	64.0	➡	行政
人材育成により（自分の）能力が向上したと思う職員割合（%）	50.0	➡	
評価が適正に行われていると思う職員の割合（%）	92.6	➡	

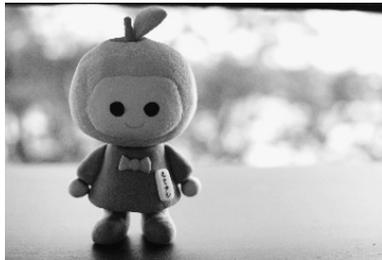
3 適正な人事管理（7-3-3）

●ねらい（めざす姿）

適材適所の人事配置や衛生的で安全な職場環境の整備により、職員が能力を発揮している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
全庁的に適材適所の人事配置が行われていると思う職員の割合（%）	88.0	➡	行政
健康で安心して働くことができると思う職員の割合（%）	73.0	➡	
自分が担当している仕事について満足している職員の割合（%）	89.0	➡	

（もてなし君…筑後市接遇向上推進キャラクター）



用語解説

※1 **人材育成基本方針** 筑後市役所の職員としてどういう職員をめざすのか、その実現のためにはどんなことに取り組んでいくのかといった方針を定めています。

## 政策7 ～新たな社会の形成へ向けて～

### 施策7-4 広域行政の推進

#### 施策のねらい（めざす姿）

広域連携で、効率的で効果的な行政サービスが行われている。

#### 施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
筑後市を含む地方公共団体の組合※1で共同処理されている事務事業件数（件）	16	18	18

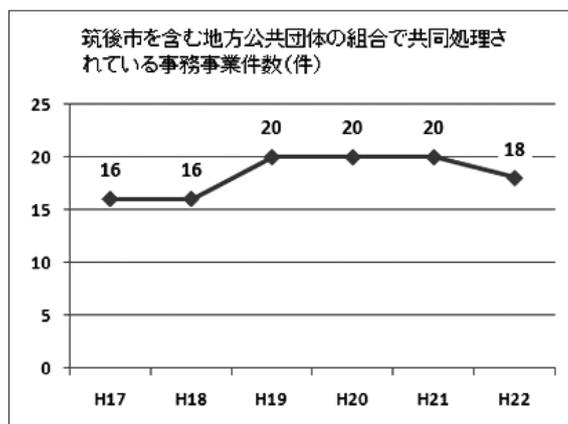
#### 前期基本計画の取組結果

市民生活に不可欠なごみ処理や火葬業務は、効率的で効果的な行政サービスを行うために八女西部広域事務組合で行っています。また、平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったため、福岡県広域連合で共同処理を行うようになりました。

一方、最大の広域連携となる市町村合併については、合併特例法が平成22年3月31日をもって期限切れとなり、周辺市町村の合併も落ち着き、新たな合併の動きは無くなりました。

施策の成果指標である「筑後市を含む地方公共団体の組合で共同処理されている事務事業件数」は、平成17年度の16件が平成22年度では18件に増えました。

#### ◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



#### 後期基本計画の課題と方向性

地方分権の進展により権限移譲等が進み、地方公共団体の果たす役割は大きくなっています。広域連携により多様で複雑な行政課題に対応するとともに、単独では非効率な行政運営を、地方公共団体どうしで補完する取り組みは重要になっており、今後、さらに進展することが見込まれます。

一方、国の広域行政圏計画策定要綱が廃止され、新たに定住自立圏構想※2により、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流失を防ぐ、新たな広域連携の方策が示されています。

また、地方分権改革により事務の共同処理範囲が拡大されるなど、連携の方法は広がっています。

今後さらに、交通・情報手段が発達し、住民の生活圈や経済活動圏が拡大する中で、ごみや污水处理、介護・福祉、消防など、効率的で効果的な行政サービスを推進するため、引き続き、広域連携に取り組みます。特に、九州新幹線筑後船小屋駅が開業に伴い、交流人口の拡大を図るとともに、定住人口の増加につなげるため、観光の広域連携に取り組みます。

## 基本事業（施策の成果を上げる手段）

### 1 広域サービスの推進（7-4-1）

#### ●ねらい（めざす姿）

広域連携方式が積極的に検討、推進され、市民サービスが効率的、効果的に提供されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
広域行政によって効率的かつ効果的にまちづくりが進められていると思う職員の割合（%）	73.1		行政

### 用語解説

- ※1 **地方公共団体の組合** 地方公共団体の組合とは、ある特定の事務を地方公共団体が単独で処理するよりも、共同で処理するほうが能率的、合理的である場合に、その事務を処理するため、2つ以上の地方公共団体が共同して設ける組織です。最も用いられるのが一部事務組合であり、その内容は公共衛生、福祉、上水道、ごみ処理、病院などがあります。
- ※2 **定住自立圏構想** 中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結して形成される圏域で、中心市では圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺市町村では必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図るものです。

### ●筑後市を含む地方公共団体の組合で共同処理されている事務事業（平成22年度）

地方公共団体の組合	事務事業
福岡県後期高齢者医療広域連合	1 被保険者の資格の管理に関する事務
	2 医療給付に関する事務
	3 保険料の賦課に関する事務
	4 保健事業に関する事務
	5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
八女・筑後広域市町村圏事務組合	6 ふるさと市町村圏計画の策定並びに同計画の連絡調整に関する事務
	7 ふるさと市町村圏基金によるソフト事業
花宗用水組合	8 農業水利
山の井用水組合	9 農業水利
福岡県南広域水道企業団	10 水道用水供給
八女西部広域事務組合	11 可燃ごみ処理
	12 不燃ごみ処理及び資源ごみ処理
	13 火葬業務
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	14 消防団員等の公務災害補償事務
福岡県市町村災害共済基金組合	15 災害共済に関する事務
	16 市町村の行政水準の向上を目的とする事業に関する事務
福岡県自治振興組合	17 市町村職員研修及び採用試験
	18 歴史的公文書の保存



第四次筑後市総合計画 — 後期基本計画 —



- 1 施策別成果の方向性
- 2 総合計画審議会

# 1 施策別成果の方向性

市民アンケートの結果（施策への満足度や今後の重要度）や前期基本計画での進捗状況などから、後期基本計画での施策別成果の方向性を設定しました。

## 積極的に成果向上をめざす施策群 （重点施策）

8 施策

- 1-5 公共交通の確保と駅の利便性向上
- 3-1 農業の振興
- 3-3 商業・観光の振興
- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 健康づくりの推進
- 6-1 市民協働の推進
- 6-3 市民との協働による防災体制の充実
- 7-2 効率的な行財政運営の推進

## 現状の限られた財源の中で、成果向上をめざす施策群

15 施策

- 1-2 下排水処理施設などの整備
- 1-3 消防・救急体制の整備
- 1-4 秩序ある市域の整備
- 1-6 道路整備による利便性の向上
- 2-1 自然環境の保護と環境意識の醸成
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 河川・水路などの維持管理
- 3-2 工業の振興
- 4-3 高齢者福祉の充実
- 5-1 学校教育の充実
- 5-3 生涯学習・スポーツの推進
- 5-5 男女共同参画社会の推進
- 6-4 市民との協働による犯罪が起りにくいまちづくり
- 7-1 情報化の推進と管理
- 7-3 市民から信頼される職員・組織づくり

## 現状の限られた財源の中で、成果の維持・向上をめざす施策群

8 施策

- 1-1 安全な水道水の安定供給
- 4-6 地域福祉体制の整備
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-4 伝統文化・郷土文化の継承
- 5-6 人権・同和教育の推進
- 6-2 積極的な広報・広聴の展開
- 6-5 市民との協働による交通安全体制の充実
- 6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

## 社会情勢や国県等の制度の影響が大きく成果・コストともにできる範囲で改善、向上をめざす施策群

4 施策

- 3-4 勤労者福祉の向上
- 4-4 障害児・者福祉の充実
- 4-5 低所得者福祉の充実
- 7-4 広域行政の推進

## 2 総合計画審議会

### (1) 審議会への市長の諮問

23筑企第167号  
平成23年6月29日

筑後市総合計画審議会会長 様

筑後市長 中 村 征 一

第四次筑後市総合計画「後期基本計画」に関する諮問について

筑後市総合計画審議会規則第2条の規定により次のとおり諮問します。

記

第四次筑後市総合計画 後期基本計画（案）について、その実現性及び妥当性について貴会の意見を求めます。

(2) 審議会から市長への答申

平成24年1月6日

筑後市長 中 村 征 一 様

筑後市総合計画審議会  
会長 駄田井 正

第四次筑後市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年6月29日付23筑企第167号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

今回諮問された第四次筑後市総合計画後期基本計画について、慎重に審議した結果、その内容はおおむね妥当なものと認められます。

計画に掲げる施策の推進にあたっては、前例にとらわれず、社会経済情勢や住民ニーズ等の変化にも迅速かつ適切に対応されるとともに、施策の目標達成へ向けて、行政評価システムを活用して事務事業の改善や重点化を進め、効率的・効果的に施策を実施するよう努めていただきたい。

なお、本審議会からの意見・要望は別紙のとおりであり、十分尊重していただくよう要望します。

### (3) 審議の概要

第1回	平成23年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体会</li> <li>・ 審議会委員委嘱書交付</li> <li>・ 会長、副会長選出</li> <li>・ 市長から審議会へ諮問</li> <li>・ 審議会の運営について協議</li> </ul>
第2回	9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体会</li> <li>序論について協議</li> </ul>
第3回	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1部会</li> <li>基本計画（案）「政策1. 都市基盤」について</li> </ul>
	9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2部会</li> <li>基本計画（案）「政策4. 保健・福祉・医療」について</li> </ul>
第4回	10月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1部会</li> <li>基本計画（案）「政策2. 自然環境」について、 「政策7. 行財政運営」について</li> <li>■第2部会</li> <li>基本計画（案）「政策5. 教育・文化」について</li> </ul>
第5回	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1部会</li> <li>基本計画（案）「政策3. 産業振興」について</li> <li>■第2部会</li> <li>基本計画（案）「政策6. 市民生活」について</li> </ul>
第6回	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体会</li> <li>・ 定住促進の取り組みについて</li> <li>・ 2部会による基本計画（案）審議結果の報告と協議</li> <li>・ 答申書（案）について協議</li> </ul>

(4) 筑後市総合計画審議会 委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	団 体 名 等
会 長	駄田井 正	久留米大学経済学部 教授
副会長	塚 本 真由美	九州大谷短期大学福祉学科 講師
委 員	五十嵐 多喜子	筑後市議会 総務文教委員会 委員長
〃	山 下 秀 則	筑後市議会 厚生委員会 委員長
〃	松 竹 秀 樹	筑後市議会 建設経済委員会 委員長
〃	白 山 邦 子	筑後市教育委員会 教育委員長
〃	井 口 明 光	筑後市農業委員会 会長
〃	梅 野 義 之	筑後市行政区長会 会長
〃	野 田 龍 藏	筑後市行政区長会 校区理事
〃	大 藪 健 介	筑後商工会議所 副会頭
〃	中 富 直 俊	福岡八女農業協同組合 理事
〃	田 中 瑞 廣	筑後市社会福祉協議会 会長
〃	渡 邊 陽 子	筑後市PTA連合会 理事
〃	紫 原 英 子	ちくご男女共同参画ネットワーク 事務局長
〃	村 上 隆 春	公募委員
〃	田 中 健 仁	公募委員

全16名

第四次筑後市総合計画 後期基本計画

平成24年3月発行

編集・発行 筑後市企画財政課

〒833-8601

福岡県筑後市大字山ノ井898番地

TEL (0942) 53-4111

<http://www.city.chikugo.fukuoka.jp/>

